

「中小企業のための税制小委員会」報告書

～『中小法人チャレンジ税制』の提案～

平成17年12月

東京商工会議所
税制委員会

はじめに

東京商工会議所税制委員会は、平成 15 年 9 月にとりまとめた「平成 16 年度税制改正に関する要望」のなかで中小企業のための独自税制を創設する必要性について問題提起した。これを受けて、平成 16 年 2 月、同委員会の下部組織として「中小企業のための税制小委員会」を設置し、その具体的な検討を開始した。同小委員会での 13 回にわたる検討と 5 回に及ぶ税制委員会での報告や討議、そして支部との懇談会や専門家からのヒアリング等を経てとりまとめたのが本報告書である。

現行の税制では資本金 1 億円以下の中小企業に対して、法人税率の軽減をはじめ様々な優遇措置を認めているが、本報告では、このような既存の税制に加えて、法人企業を対象として、自己の責任と判断により選択できる「中小法人のための税制（名称：中小法人チャレンジ税制）」を創設するよう提案している。

この税制は、すべての中小法人に一律に適用されるのではなく、計算書類の信頼性と透明性の確保をはじめ一定の適用条件を満たした法人企業が選択する資格を有し、それを選択した場合、法人税率の軽減など税制上の特典が認められる仕組みである。これにより、わが国法人企業の大多数を占める中小法人のなかから、次代のわが国を担うリーダー企業群あるいはそれを目指す中核企業群が全国各地あるいは各業界に輩出されることを期待する。

この提案は、そもそも中小企業の活力を引き出すために税制はいかにあるべきかという問題に対する一つの解答を試みるものであり、より良い中小企業税制の実現にむけた議論の叩き台となることを期待している。中小企業経営者をはじめ、実務担当者、政策立案者、学識経験者など関係各方面の皆様の率直なご意見を頂戴できれば幸いである。

平成 17 年 12 月

東京商工会議所

税制委員長 池田守男

目 次

はじめに

．なぜ中小企業のための税制が必要なのか。

1．中小企業の重要性	1
2．中小企業政策の転換	1
3．新会社法・中小企業の会計に関する指針の施行・策定	2
（1）新会社法の施行	2
（2）中小企業の会計に関する指針の策定	2
4．現行の中小企業税制の問題点	2

．中小企業の活性化に向けた課題

1．財務基盤の強化	4
2．経営者の意欲向上	4
3．先見性の発揮	4
4．税法上の損金の見直し	5
5．円滑な事業承継	5

．「新たな税制～中小法人チャレンジ税制～」の試案

1．目的	6
2．対象	6
3．制度の枠組み	6
（1）現行の中小企業税制との関係	6
（2）条件付の任意選択制	7
（3）資本金規模について	7
（4）ガバナンス向上への取り組み	7
（5）わかりやすい制度	8
4．具体的内容	8
（1）税制上の特典	8
法人税率の軽減	8
試験研究費の一定割合の税額控除	9
設備導入に伴う税額控除・特別償却	10
留保金課税の不適用	11
欠損金の繰戻還付	11
交際費の全額損金算入	12
役員賞与の損金算入	13
事業用資産に係る相続・贈与税の非課税	13

(2) 適用条件	15
計算書類の信頼性と透明性の確保	15
事業用資産と個人資産の明確な分離	15
収益力を向上させる義務	16
継続適用の義務	16
申請・更新手続き	16
5 . 試算結果	17
(1) 税収に及ぼす影響 (マクロ的試算)	17
(2) 個別企業から見た減税額 (ミクロ的試算)	18
おわりに ～ チャレンジ税制創設の意義 ～	19

巻末資料

1 . 「中小企業のための税制小委員会」報告書概要 ～	21
2 . 現行の主な中小企業にかかわる税制	24
3 . 中小法人チャレンジ税制のフローチャート (イメージ)	25
4 . 中小法人チャレンジ税制と現行税制の対比表	26
5 . 中小法人チャレンジ税制のマクロ的な試算について	33
6 . 中小法人チャレンジ税制のマクロ的な試算について (追加試算)	41
7 . 中小法人チャレンジ税制による個別企業の減税額試算について	43
8 . 中小法人チャレンジ税制による個別企業の減税額試算について (追加試算)	72
開催実績	79
名簿	81
参考文献	83

．なぜ中小企業のための税制が必要なのか。

本報告書は、中小企業のための新たな税制を創設すべきことを提唱している。本章では、このような提案をするに至った背景や問題意識について説明する。

1．中小企業の重要性

中小企業は、わが国企業数の 99.7%、雇用者数の 69.5%を占め、わが国の経済社会で圧倒的な存在である。そして多様で細分化された需要に応える存在として、新産業を創出する母体として、そして多様な就業形態・ライフスタイルを形づくる社会基盤として、わが国経済の成長発展に多大な貢献をしてきた。また、大企業が踏み込まないニッチな分野で活躍する中小企業も多く、大企業と相互補完しつつ、わが国の経済を支えてきた。

今後、東アジアとの国際分業が一層進展するなかで、大企業はますますグローバル化して活躍の場を海外へ広げていく。それとは対照的に、国内にとどまって地域経済の担い手となる中小企業には、雇用創出、イノベーション創出、地域社会との関わりなどを通じて、わが国経済の活性化に対して従来以上に重要な役割を果たすことが期待される。

2．中小企業政策の転換

わが国の中小企業政策は、昭和 38 年の中小企業基本法の制定以来、大企業と中小企業の二重構造を背景として、大企業との格差是正を政策理念に掲げていたが、平成 11 年、抜本的に改正された。すなわち中小企業を画一的に弱者として捉えるのではなく、わが国経済のダイナミズムの源泉として位置付け、多様で活力ある中小企業の育成・発展を図る方向へ大きく転換した。それに伴い、市場において中小企業が活躍する競争条件を整備し、その障害の除去を図るとともに中小企業の経営革新や創業など新たな創造的価値の拡大に向けた自主的な努力を助長すること、あるいは中小企業が創造性を発揮できる諸条件の整備に力点が置かれることになった。¹

あわせてこのような政策理念の変更と同時に中小企業の定義も改定された。これは昭和 48 年の改定以来 26 年間で物価水準が 3 倍程度になり、一企業当たりの資本金額もおおむね 3 倍から 5 倍に増加するなど、経済実態の変化を受けた見直しであり、製造業で「1 億円以下」が「3 億円以下」に改められたのをはじめ、全業種で資本金基準が引き上げられた。²

¹ 詳しくは「2000 年版中小企業白書」第 3 部中小企業政策の転換 p.413 を参照。

² 卸売業では 3,000 万円以下から 1 億円以下に、小売業では 1,000 万円以下から 5,000 万円以下となった。さらにサービス業では 1,000 万円以下から 5,000 万円以下となるとともに従業者数の定義も 50 人以下から 100 人以下に引き上げられた。

3．新会社法・中小企業の会計に関する指針の施行・策定

(1) 新会社法の施行

最近では、会社法あるいは会計基準の分野で中小企業の実情を念頭に置いた制度の改正や整備が行なわれている。

会社法については、商法の現代化に伴い新会社法が平成 18 年 5 月に施行される予定である。現在の会社法制は、大規模・公開企業は株式会社形態を、中小規模・未公開企業は有限会社形態を選択することを想定して、機関設計や株主・社員の権限等に係る規制に差を設けていたが、現実には多くの中小企業が株式会社形態を選択したため、法と現実の乖離が生じていた。新会社法では大企業と中小企業の実情が異なっているという問題に対して、株式譲渡制限の有無という基準を新たに設け、譲渡制限会社については現行法の画一的な機関設計にとられることなく多様な機関設計を認めることとなった。これにより中小企業は自らの判断により、それぞれの発展段階に応じた機関設計を選択することが可能となる。このほかにも新会社法には中小企業の実態に合わせた制度見直しが数多く盛り込まれており、いわば法律が中小企業の実態に歩み寄ったものといえる。

(2) 中小企業の会計に関する指針の策定

従来、中小企業の会計処理は、税法を念頭に置いた税務会計が中心であって、会計の観点からの対応が十分になされてきたとは限らず、中小企業が具体的にどのような会計処理を行なうことが適当なのか、必ずしも明確に認識されていなかった。大企業は経済のボーダーレス化に伴い国際会計基準等との調和を図る必要から詳細かつ複雑な会計処理への対応を迫られるなかで、両者の会計処理に対する取り組みは格差が拡大する一方であった。平成 14 年通常国会で商法の計算に関する規定の省令化が決定し、その附帯決議で中小企業の会計に留意することが明示されたのを機に、中小企業庁が「中小企業の会計に関する研究会報告書」を発表したのをはじめとして、日本税理士会連合会、日本公認会計士協会もそれぞれ中小企業が準拠する会計基準やガイドラインを作成することとなった。そこで混乱を避けるため、平成 17 年 8 月に「中小企業の会計に関する指針」が策定³され、これらの基準やガイドラインが統一された。これにより、今後、中小企業が拠って立つ会計上のルールが明確化され、計算書類の信頼性や透明性を向上させていく道筋ができたことになる。

そもそも中小企業が大多数を占めるわが国にあって、中小企業を念頭に置いた会社法や会計指針が策定されて当然であり、遅ればせながらそれが実現しつつある。

4．現行の中小企業税制の問題点

現行の税制は、個人事業者および資本金 1 億円以下の法人企業に対して、いくつかの税制上の優遇措置を設けており、これが中小企業税制というべきしくみを形づくっている(「巻末

³ 日本公認会計士協会、日本税理士会連合会、日本商工会議所および企業会計基準設定主体である企業会計基準委員会が共同で平成 17 年 8 月に策定した。この指針は、中小企業が計算書類の作成にあたり、準拠することが望ましい会計処理や注記等を示すものである。

資料 2」を参照)。中小企業政策が大きく転換し、会社法と会計が変貌を遂げようとしているなか、現行の中小企業税制が中小企業の実情に相応しいものであるかを問い直してみる必要がある。

まず、中小企業は経営実態が大企業とは異なっているということを前提に現行税制を再点検する必要がある。例えば、試験研究費の一定割合を税額控除する制度では、大企業では試験研究の専門部署を設置し専従社員を配置できるため対象となる試験研究費を容易に特定できるのに対して、中小企業ではそのような専門部署を設置する余裕はなく社員も他の業務と兼務していることが多いため、試験研究費の特定が難しく、税制を有効に活用できない場合が出てくる。また、中小企業では機械設備を新品ではなく中古で導入することが多いにもかかわらず、現行の設備投資促進税制では中古の機械設備は適用対象となっていない。このように、制度は存在するものの中小企業にとって実際には使い勝手が悪い税制措置が見受けられる。制度の仕組みを中小企業の実情に適合するよう見直す必要がある。

第 2 に、中小企業税制を税の専門家だけでなく経営者にもある程度は理解できる制度、予見可能性が高いしくみに改める必要がある。大部分の中小企業は税理士の関与により税務処理を行なっているのが現実だが、会計や経理処理の専従者や専門部署を社内で確保しにくい中小企業にとっては、税制そのものが簡素でわかりやすいことが不可欠である。そのために、様々な租税特別措置や通達などに規定された内容を骨太に統合し、本則として恒久的な制度として明示するなど、簡素な中小企業税制になるよう工夫する必要がある。

第 3 に、わが国の中小企業政策が目指す方向性と中小企業の税制の方向性を一致させる必要がある。すなわち、中小企業を経済のダイナミズムの源泉と位置付け、その育成・発展を図るという中小企業政策の一翼を担うものとして、中小企業税制を明確に位置付け、両者の整合性を保っていくことが求められる。そのためには、自らの努力によって生産性を向上させていこうという動機付けの手段として中小企業税制をとらえる発想が従来以上に重要である。中小企業政策上の資本金基準が引き上げられたにもかかわらず、税法上の中小法人の定義が依然として 1 億円以下のままであることを見ても、中小企業政策と中小企業税制は必ずしも整合性がとれていない現状にある。

前項でふれたように、会社法、企業会計とも、中小企業を念頭に置いた制度改正や指針策定が行なわれたことにより、多様な中小企業の実情に対応した会社法上の制度的枠組みが創設され、中小企業が計算書類の質向上をはじめとする企業統治（コーポレートガバナンス：以下ガバナンスという）に取り組んでいく素地が整い始めた。自社に最適な機関設計や企業統治への取り組み形態を中小企業が自らの判断により選択できるようになることは、中小企業の意欲を引き出すという観点から極めて大きな意義がある。

今後の中小企業税制のあり方を考えるにあたっては、例えば毎年の税制改正を通じて上記の問題点を解決していくことはいうまでもないが、中小企業を取り巻く会社法や会計の動向も十分に念頭におき、中小企業の活力を生み出す視点から検討していく必要がある。

．中小企業の活性化に向けた課題

中小企業のための税制を創設する場合、それがどのような内容を備えているべきか。本章では中小企業が抱える具体的な経営課題をもとに、どのような税制措置が必要かを検討する。

1．財務基盤の強化

中小企業は資金調達面で、金融機関からの借入金等の間接金融への依存度が高く、代表者が個人保証を余儀なくされているなど大企業にはない過重な負担を強いられていることが多い。

金融機関等からの借り入れに際しては、自己資本比率等の財務構造が融資条件を左右し、時には融資そのものの可否を決定することになるため、内部留保を充実し財務基盤を強化することが中小企業の存続・発展の条件となる。しかしながら、内部留保の充実に抑制的に作用する留保金課税が依然として存続しており、中小企業の財務基盤強化と資金調達にとって大きな障害となっている。

また、間接金融において、中小企業の資金調達を困難なものとし、時には過度な個人保証や物的担保への依存を余儀なくしている原因の一つとして、「情報の非対称性」(ここでは金融機関が企業に融資を行なう際に借り手の情報を全て把握することができないということ)という問題がある。それを克服するためには、中小企業としても計算書類の精度や信頼性を従来以上に高めるよう努力し、それを利害関係者(ここでは主に金融機関)の求めに応じて開示していく姿勢が求められる。

2．経営者の意欲向上

資金調達の円滑化とならんで、東商が毎年行なっている「経営課題に関するアンケート調査」によると、中小企業が抱える課題として、人材の確保・育成を指摘する声が多い。一般的に企業の競争力の源泉は、設備や機械などの有形資産(物的資産)から、アイデア、ノウハウ、技術などを創造する無形資産(人的資産)へとシフトしているといわれ、優秀な人材を確保し、育成していくことは企業規模の大小にかかわらず今後重要性を増していく。しかしその一方で大企業と比較して中小企業は給与水準や福利厚生面が不十分であることが多く、人的余裕がないため教育研修の機会を確保することも難しいといった現実があり、人材の確保・育成面で少なからぬハンデを負っている。

中小企業が抱えるこのような人材確保・育成に関わる問題点が存在する一方で、中小企業の経営者の多くが余人をもって代え難いオーナー経営者であり、その力量や意欲が企業の命運を大きく左右するという事実を忘れてはならない。まずは、税制面で経営者自身の事業意欲を引き出す仕組みが必要であり、役員給与に対する税制のあり方を再点検する必要があると考える。

3．先見性の発揮

中小企業は、大企業に先んじて、素早く、大きなリスクを負って新分野を開拓していく必

要がある。例えば中小企業の研究開発活動について見ると、大企業では取り組みにくいハイテクの研究開発も積極的に実施している姿が中小企業白書⁴でも紹介されている。

また中小企業は、変化が激しく多品種少量の需要あるいは多様で細分化された需要に応える存在である。国民所得が向上するにつれ、消費者の嗜好が多様化する結果、多品種少量あるいは需要変動の激しい分野が拡大してくるが、このような分野では特に中小企業が大企業以上に活躍しており、量産ものは大企業、多品種少量ものは中小企業という分業を形成している。さらに中小企業は、その成長過程での新商品開発等を通じて多くのイノベーションを提供している⁵。

中小企業の税制を検討する際はこのような中小企業の特徴を十分に踏まえる必要がある。例えば試験研究費の税額控除制度や設備導入に伴う特別償却制度などは、その特性に即した有意な制度といえ、リスクを軽減する意味からは欠損金の繰戻還付なども中小企業にとっては有効である。

4．税法上の損金の見直し

中小企業が企業経営を営むうえで当然に発生する費用のうち、税制上、損金として認められないことに中小企業者の多くが不満を感じているものや、中小企業の活力を引き出す観点から、会計上費用として認められているもののなかで税制上も損金として認めるべき費用がないか等を点検する必要がある。

法人税に対する経営者の負担感が重い原因の一つとして、税率の問題だけでなく税額計算上の加算項目の存在が指摘できる。一定限度額を超えたら損金不算入となる加算項目は、交際費をはじめ、減価償却費、役員報酬・退職給与、寄附金、引当金の繰入損等がある。例えば交際費は、企業の利益計算上は費用として控除されるが、法人税法においては原則として損金の額に算入されず、益金として利益に加算される⁶ため、税務申告上の利益は決算書上の税引前当期利益より膨らみ、算出税額は大きくなる。問題はこのような税務申告の加算減算項目が適正なのかどうかという点である。

当委員会は、そのような経費の典型的な例として交際費の税制上の取り扱いについて再考すべき点があると考えます。

5．円滑な事業承継

多くの中小企業にとって事業承継問題が深刻な問題となっている。特に非公開の法人企業においては優良企業であればあるほど自社株の評価額が高くなるが、必ずしも自社株式は換金性がないため、事業承継に伴う過重な相続税負担は後継者にとって深刻な問題となる。

そもそも中小企業の経営の成否は経営者自身の個性や才覚に負うところが大きく、経営者

⁴ 「2002年版中小企業白書」p104をはじめ「2004年版同白書」p72等を参照。

⁵ 多様なニーズに対応する姿は「2004年版中小企業白書」p60を参照。「2003年版同白書」p80ではイノベーションの例としてシュレッダー、魚群探知機、総合警備業等を紹介している。

⁶ 中小法人の場合、400万円までの額であれば10%、それを超える部分は損金算入できない。

自身の交代を意味する事業承継は、それだけでも企業にとって大きなリスクとなる。増して中小企業の事業承継に伴う税制上の過重な負担はリスクを一層増大させるものであり、その軽減が望まれる。

事業承継は中小企業の経営にとって極めて重要な課題であり、中小企業のための税制を考える場合、法人税分野にとどまることなく、相続・贈与税分野も含めて検討する必要がある。

・「新たな税制～中小法人チャレンジ税制～」の試案

当委員会は、第 1 章に示した問題意識のもと、前章でふれた中小企業の活性化に向けた課題を解決する観点から、中小法人企業のための「新たな税制」の創設を提案する。以下はその試案である。

1．目的

わが国の経済の活力と成長は、必ずしも株式公開を目指していない全国各地のリーダー企業あるいは中核企業が地域経済を支えていることによるところが大きい。このような、数ある中小企業のなかでもとりわけ事業意欲と可能性に満ちた企業を後押しするため、新たな税制の創設を提案する。本報告書では、その名称を「中小法人チャレンジ税制」(本報告書では以下、略称「チャレンジ税制」を用いる)とする。

「チャレンジ」という文言は、ベンチャー企業や新規創業を連想させるが、「中小法人チャレンジ税制」の対象は、そのような企業に限定せず、上記のような法人企業を想定している。

2．対象

本税制の対象となる企業は、以下を除く資本金 3 億円以下の非公開会社であり、下記の a、b、c のいずれかに該当する法人企業は対象外とする。

- a．有価証券報告書の提出義務がある会社（上場企業、店頭登録企業等）
- b．資本金 3 億円超の法人企業
- c．上記 a または b の子会社（ここでいう「子会社」は、資本関係で支配されているのみならず、財務および営業または事業の方針を決定する機関を支配されている会社も含む）

3．制度の枠組み

（1）現行の中小企業税制との関係

現行の法人税制では、資本金 1 億円以下の企業を中小法人と位置付け、法人税の軽減税率の適用（但し所得金額 800 万円以下の部分）をはじめ、交際費の損金不算入特例など様々な税制上の特別措置が施されており、これが現行の中小企業税制ということになる。「中小企業のための税制」のあるべき姿を考えるうえで、まずこれを整備拡充していく方向が考えられ

る。これは中小企業全体の底上げに繋がるものであり、今後も継続されるべきものとする。

しかし当委員会は、今後、わが国の中小企業が一層その能力を発揮していくためには従来の「全体の底上げ」を目的とした政策に加えて、数ある中小企業のなかでもとりわけ事業意欲と可能性に満ちた企業がその潜在的な能力を従来以上に発揮できるようインセンティブを付与する必要があると考え、「チャレンジ税制」の創設を提案する。

（２）条件付の任意選択制

「チャレンジ税制」は、法人企業が自己の責任と判断により選択できる制度とし、それを選択した法人企業に対して、前章に掲げた「中小企業の活性化に向けた課題」を克服する一助になるよう様々な税制上の特典を付与する仕組みとする。ただし、それと同時にいくつかの適用条件を満たすことが求められる。条件を満たせば誰でも選択する資格がある制度であり、いわば企業が主体的に制度を選択する仕組みである。

このような条件付の任意選択制の仕組みは、わが国初というわけではない。例えば納税者が所轄税務署の承認を受けて、一定の帳簿書類に取引を記録・保存・申告する代わりに、納税者に対して青色申告特別控除などの特典を適用する青色申告制度がある。この制度は、昭和 25 年の制度発足以来今日に至るまで、広く商工業者の記帳水準の向上に多大な貢献をしてきた。

（３）資本金規模について

現行の税法上では、資本金 1 億円以下の法人を中小法人として、いわば中小企業と位置付けている。しかし税制上の優遇措置を受けるために資本金を 1 億円以下に抑えようとする意図が働くため、税制が企業活動の実態を歪めているのではないかと指摘もある。一方、中小企業基本法をはじめとする中小企業関係の諸法制の多くは資本金 3 億円以下を中小企業者と定義付けている。さらに「数ある中小企業のなかでもとりわけ事業意欲と可能性に満ちた企業」を想定した場合、むしろ資本金 3 億円以下を対象を拡大した方が、他の中小企業政策との整合性や相乗効果を期待できる。このようなことから、「チャレンジ税制」は、資本金 3 億円以下の法人企業を対象とする。

（４）ガバナンス向上への取り組み

中小企業の多くは、経営と所有が一致していることから、迅速かつ大胆な経営判断が可能で、それが中小企業の一つの強みとなっている。しかしその反面、ステークホルダー（利害関係者）が限られるため、ガバナンスに対する意識も薄くなる危険性があり、外部から見て経営の実態がつかみにくいという印象を与える可能性がある。この不透明感が、中小法人の約 7 割が赤字という現状と相俟って、中小企業は意図的に所得額を縮小させ、赤字法人にしているのではないかという誤解を生んでいる⁷。

⁷ 赤字法人比率は他の先進諸国でも高く日本のみが異常な状態とはいえないという指摘（「日本新生のための税制改革戦略」経済産業省編 p.55）や 6 期連続データのある中小法人の同期間内での赤字発生回数を集計したところ、6 期連続して每期赤字の企業は全体の約 2% に過ぎないというデータ（日本商工会議所資料）がある。

ステークホルダーが限定されている中小企業であっても身の丈にあったガバナンスへの努力は不可欠であり、法令遵守はもとより、計算書類の信頼性と透明性を向上させるべきである。「チャレンジ税制」を選択する企業にはこのような努力を義務付けるものとする。

(5) わかりやすい制度

現行の中小企業税制は、これまでの関係者の努力により、きめ細かく制度が構築されている反面、数年ごとの時限措置の制定、改廃の積み重ねにより構築されてきたため、納税者にとってわかりにくい側面がある。「チャレンジ税制」は利用する経営者自身にとってわかりやすい制度にする必要がある。

そのためにも、「チャレンジ税制」は、租税特別措置として適用期限が限定され、制度内容も部分的なものに限定された制度ではなく、中小企業の活力を引き出す上で必要な税制措置を網羅的に包含した内容とし、絶えず経済実態に即した見直しは加えつつも、本則に明確かつ恒久的に規定する。

4. 具体的内容

(1) 税制上の特典

「チャレンジ税制」の適用企業に認められる税制上の特典としては、次の8項目が考えられる。それ以外は現行の法人税制、相続・贈与税制の規定に従うものとする。

ここに掲げた8項目は、いずれもこれまで多くの中小企業から強く改善要望が出てきた項目であり、当商工会議所も毎年の税制改正要望のなかで繰り返し改善を訴え続けている項目である。本来は「チャレンジ税制」の特典とする以前に、あまねく中小企業に適用されるべき項目であり、「チャレンジ税制」に盛り込まれているからといって毎年の税制改正において改善されることを妨げるものではない。

8項目の具体的内容は以下のとおりである。既存の税制を「現行税制」、チャレンジ税制の制度内容を「新制度」として整理している(「巻末資料4」も参照)。

法人税率の軽減

現行制度

現行の法人税の基本税率は30%。ただし資本金1億円以下の法人については年所得800万円以下の部分については軽減税率22%が適用される。

度重なる税率引下げにより、わが国の法人課税の実効税率(現行:39.54%)は欧米の水準に近づきつつあるが、アジア諸国と比較すると依然として高水準である。グローバルな観点から立地場所を自由に選択できる大企業とは対照的に、多くの中小企業は国内に留まって、圧倒的に人件費が安いアジア諸国との競争に伍していく必要がある。さらに企業の公的負担の状況を見ると、法人税負担に加えて社会保険料事業主負担も無視できないレベルにあり、国際的に企業の競争条件を比較する場合、両者を併せた検討が必要である。わが国企業の公的負担はすでにアジア諸国を上回っており、急速に進展する高齢化の実態を考えると、社会保険料の引き下げには限界がある。このような条件のもとで国際競争に伍していくためには

法人税率のさらなる引き下げが必要不可欠といえる。また中小法人に対する 22%の軽減税率やその適用所得金額 800 万円は、昭和 56 年以来、現行制度のままであり、見直しが必要である。

新制度

「チャレンジ税制」では所得金額にかかわらず法人税率を 22%とする。

試験研究費の一定割合の税額控除

現行制度

企業の試験研究を支援するための税制措置として、現在、増加試験研究費の税額控除制度、試験研究費の総額に係る税額控除制度、産学官共同研究等に係る税額控除制度などがあるが、中小企業者については、これらの控除制度に加えて、中小企業技術基盤強化税制がある。これは試験研究費の総額の 15%（そのうち 3%は平成 17 年度末までの時限措置）相当額の税額控除が認められる（ただし当期法人税額の 20%相当額を限度とする）という制度である。対象となる試験研究費は、製品の製造又は技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究のために要する費用であり、具体的には次の費用が対象となる。

- ・ 原材料費
- ・ 人件費（専門的知識をもって試験研究の業務に専ら従事する者に限る。）
- ・ 経費（試験研究に使用する機械等の減価償却費を含む。）
- ・ 外部への委託試験研究費等
- ・ 繰延資産としている試験研究費の償却費等

しかし現行の試験研究税制は、中小企業にとって適用要件が必ずしも全て明確化されておらず、使い勝手が悪い部分があるとかねてから指摘されてきた。例えば人件費については、試験研究を行なう者が試験研究に専従することが要件のひとつとされているが、人的・金銭的制約がある中小企業では専門部署はおろか専従者を置くことも難しい状況のもと、従業員あるいは経営者が他の業務と兼務しながら研究開発に取り組まざるを得ないのが実態である。そのような場合、試験研究税制が適用できるか否かが不明確であったところ、平成 15 年 12 月、中小企業庁の国税庁に対する意見照会により兼務者でも税額控除の対象となる要件が明確化された。しかし本来は意見照会をするまでもなく、中小企業の試験研究の実情に即した規定が制度上明示されているべきである。

また、試験研究のために要する費用として、上記の費用に加えて、市場開拓に係る費用まで広げて考えるべきとの指摘もあり、制度の対象となる費用の範囲を中小企業の試験研究の実情に照らして見直す必要がある。

新制度

「チャレンジ税制」では、恒久措置である現行の中小企業技術基盤強化税制のうち時限措置である 3%の上乗せ部分も含めて恒久的措置とし、試験研究費総額の 15%相当額の税額控除が認められる仕組みとする。ただし当期法人税額の 20%を限度とする。

「チャレンジ税制」では、中小企業の特性を踏まえて、試験研究費の範囲を広く捉える。例えば、試験研究により開発した試作品を利用して市場調査を行うなど市場開拓に係る費用もその範囲に含めて考える。

さらに中小企業では、例えば、試験研究に従事する者が他の業務と兼務している場合や役員も自ら試験研究プロジェクトに従事する実態が多いことから、「チャレンジ税制」ではこのような実情に即して、兼務者や役員の人件費のうち試験研究に関わる部分は税額控除の対象となる仕組みを制度上明示する。

設備導入に伴う税額控除・特別償却

現行制度

中小企業が機械・装置や器具・備品を取得あるいはリースにより導入した場合の税制上の優遇措置として、中小企業投資促進税制や中小企業等基盤強化税制がある。どちらの税制も取得価額の30%相当額の特別償却または取得価額の7%相当額の税額控除が認められ（但し税額控除は資本金3,000万円以下の法人のみ）リースの場合には、リース費用総額の60%相当額について7%の税額控除が認められる時限措置である（適用期限はそれぞれ平成17年度末と平成18年度末）。これらの制度は、中小企業はリースを利用して設備導入を行なうケースが多いという実態も踏まえた使い勝手の良い制度といえる。

しかし中小企業の設備導入を支援するという同じ制度目的をもちながら、両制度の対象業種や取得・リースの対象となる価額要件が異なっており、さらに平成17年度税制改正により中小企業新事業活動促進法の適用を受けた中小企業も中小企業等基盤強化税制の対象に加えられることになり、制度内容が拡充されるのは歓迎すべきことである一方で、利用者である中小企業にとっては制度が複雑化している。

そこで、例えば中小企業投資促進税制と中小企業等基盤強化税制を統合してわかりやすい制度とし、時限措置でない恒久措置にするなどの工夫が必要である。また、導入する機械・装置や器具・備品は新品であることが要件であり、税額控除については資本金3,000万円以下の中小企業のみが対象になるという制約があるが、より使い勝手の良い制度にするために、このような要件や制約は廃止すべきと考える。

新制度

チャレンジ税制を選択した事業者が機械装置、器具備品、車輛並びに船舶等の取得等をし、国内において事業の用に供した場合には、その事業の用に供した事業年度において、取得価額の30%相当額の特別償却または取得価額の7%相当額の税額控除を認める。リースの場合には、リース費用総額の60%相当額について7%の税額控除を認める。

【対象資産】	機械・装置および全ての器具・備品		
【取得価額要件】	機械・装置	取得	160万円以上
		リース	210万円以上
	器具・備品	取得	120万円以上
		リース	160万円以上

（注1）税額控除については法人税額の20%相当額を限度とする。

（注2）税額控除限度超過額及び特別償却不足額は、1年繰り越すことができる。

（注3）機械・装置とは、製品を製造する設備および車輛や船舶等を行い、詳細は財務省令に定める。

（注4）対象資産は中古品であっても制度適用が受けられる。

(注5) 資本金 3,000 万円超の事業者であっても税額控除の対象とする。

留保金課税の不適用

現行制度

同族会社(3人以下の株主等で、持株割合が50%超の会社)が内部留保した金額に対して、10~20%の税率で追加的に課税される制度である。中小企業にとっては、留保金課税が適用されることで内部留保した金額に追加的に課税されるため、その分自己資本が減少することになる。さらに留保金課税は当期利益をベースに計算することから、欠損金の繰越控除の適用により当期の所得が生じない場合であっても留保金課税が行なわれるため、過去の経営不振から立ち直ろうとする企業にとって打撃の大きい課税といえる。

企業経営上、財務体質を改善させるため、あるいは設備投資に備えるため内部留保を厚くする必要性があり、さらに資金調達を間接金融に頼らざるを得ない中小企業にとっては自己資本の充実を図る必要性がきわめて高い。

そもそも所得税の最高税率と法人税率との格差が大幅に縮小している⁸今日、留保金課税の存在意義は失われており、本来撤廃すべき制度である。

現在、次に該当する場合、留保金課税は停止されている。

- a. 創業10年以内の中小企業(平成18年3月31日までの間に開始する各事業年度まで停止)
- b. 自己資本比率(自己資本(同族株主等からの借入金を含む)/総資産)が50%以下の中小法人(平成18年3月31日までの間に開始する各事業年度まで停止)
- c. 中小企業新事業活動促進法に基づいて「経営革新計画」の承認を受けた企業(承認経営革新計画に従って事業を実施している場合の当該事業年度(ただし、平成18年3月31日までの間に開始する各事業年度まで))

新制度

チャレンジ税制を選択した同族会社については留保金課税を不適用とする。

欠損金の繰戻還付

現行制度

事業年度に欠損金が生じた場合、当事業年度の欠損金額を前事業年度の所得金額で除した値に、前事業年度の法人税額を乗じて得た金額の還付を受けることができる。ただし、次のa、b、cのいずれかの場合を除き、現在は租税特別措置法により平成18年3月31日までの間に終了する事業年度について適用が停止されている。

- a. 設立5年以内の青色申告書を提出する中小企業等
- b. 解散、営業の全部の譲渡等が生じた場合
- c. 産業活力再生特別措置法の事業再構築計画等により設備等の廃棄を行なった事業年度において、その事業年度の欠損金のうち設備等の廃棄により生じた欠損金部分(平成19年3月31日まで)

⁸ 昭和41年~44年当時40ポイントの税率格差だったのに対し現在は7ポイントに過ぎない。

税法上、法人税は事業年度ごとに課税されるが、この原則を貫くと数年にわたり各事業年度を通じて所得計算をする場合と比較して税負担が過剰になる場合が生ずるため、課税負担を合理化するために欠損金の繰越控除制度と繰戻還付制度が定められている。

わが国では7年間の繰越控除と1年間の繰戻還付が認められるが、1年間の繰戻還付は財政上の理由から上記の例外を除き、適用が停止されている。フランスでは3年間、米国では2年間(但し2001年及び2002年に終了する課税年度に発生した欠損金に限り5年間に延長)の繰戻還付が認められていることと比較して、欠損金の利用に関し、わが国は厳しい制度となっている⁹。

現在、設立5年以内の青色申告書を提出する中小企業等について1年間の繰戻還付が認められているのは、創業直後は経営が安定しない中小企業の実情を勘案してのことと思われる。創業直後に限らず、中小企業は大企業と比べて外部環境等の変化に翻弄されやすい状況にある。一部の企業に限定することなく、さらに思い切った繰戻還付制度を認める必要があると考える。

新制度

「チャレンジ税制」では3年まで遡って欠損金の繰戻還付を認める。

交際費の全額損金算入

現行制度

法人が支出する交際費等の額は、租税特別措置により原則として損金算入することができない。ただし中小法人は年400万円までの額の90%までの損金算入が可能である。(平成18年3月31日まで)

交際費は前章でふれたように、利益計算上は費用として控除されるが、法人税法においては原則として損金の額に算入されず、益金として利益に加算され課税対象となるため、実質的な税負担感を増大させるという面がある。それに加えて現行の交際費課税については次のような問題点が指摘されており、根本的な見直しが必要である。

例えば交際費課税の目的が必ずしも明確化されていないことである。政府税制調査会等の答申から、企業資本の充実策、交際費の濫費の抑制が制度目的と推測する見方もあるが、明確な規定が存在しない。また、税法上の交際費等の範囲が、社会通念上の交際費の概念より幅広く定められているため納税者の理解を難しくしており、会議費、福利厚生費などの隣接費用との区分について課税当局との見解の相違が生じるケースが多い。

さらに今後、交際費課税を見直していくうえで、中小企業と大企業の実情の違いを念頭に置く必要がある。例えば、中小企業のマーケティング活動の内容を見ると、大企業のように不特定多数の者に対して広告宣伝費を支出するよりも、顔の見えるコミュニケーション重視の活動を積極的に行なっている現実がある。すなわち中小企業が積極的に業務の維持拡大を図るため、特定の取引先への宣伝活動として、接待、饗応、慰安、贈答というスキンシップ型の販売促進を行なう方がより効果的に広告宣伝の実を上げることができる。このような支

⁹ ちなみに繰越控除制度については、わが国は7年間の繰越が認められるが、アメリカは20年、イギリスとドイツは無期限となっている。

出に課税することは制度上の公平性を欠くものといえる。

新制度

中小法人にとって交際費は冗費ではなく、企業活動上不可欠な支出である。「チャレンジ税制」では交際費の全額損金算入を認める。ただし、明らかに費用性（対価性）が認められない場合は、この限りではない。

役員賞与の損金算入

現行制度

役員給与のうち、役員賞与は原則として損金算入できない。その一方で役員報酬および役員退職給与は過大部分を除き損金算入が認められる。

また役員賞与と役員報酬の区分はそれぞれ「臨時的な給与」か「定期の給与」かによって区分されているが、特定の月に増額するもの、売上高に比例するものは「定期の給与」に該当せず損金算入が認められない。このような法人税法上の役員給与の取り扱いは、役員を経営努力の成果に対して賞与を以って報いる制度の導入を妨げている側面がある。

中小企業では経営者自身の力量が経営を左右する面が強く、経営者の意欲を引き出す仕組みが必要である。役員賞与の損金算入を認めることにより、業績連動型報酬の導入も容易になる。すでに企業会計では「役員賞与は、発生時に費用として会計処理することが適当である」としており、さらに来春施行される新会社法では、役員賞与は役員報酬とともに報酬等（費用）として整理されることになる。このような会計や新会社法の動向との整合性を図る観点からも今後は役員賞与を税務上も損金とすることが望まれる。

役員賞与の損金算入を認めるとタックスプランニングに利用されるという見方もあるが、賞与額の決定に役員恣意性が入り込む余地のないよう、客観性、合理性のある算定基準を予め定めておくことでその防止は可能である。

新制度

「チャレンジ税制」では、役員賞与の損金算入を認める。ただし、賞与額を決定する際に役員恣意性が入り込む余地のないよう、客観性、合理性のある算定基準を予め定時株主総会の決議等により定めておくことを条件とし、基準による算定額を超える部分は損金不算入とする。

事業用資産に係る相続・贈与税の非課税

現行制度

事業承継に伴い中小企業の後継者が余儀なくされている過重な相続・贈与税を軽減する税制措置としてこれまで度重なる制度創設や改正が行われてきた。

たとえば、事業用資産のうち大きなウエイトを占める事業用宅地については小規模宅地特例で評価額の8割が減額されるなど比較的制度が充実してきた。しかしその一方で、もう一つの事業用資産である自社株については自社株特例による軽減率は1割に過ぎない。優良企業であればあるほど自社株の評価が高くなるが、必ずしも自社株は換金性がないため、高い自社株の評価が過重な相続税負担をもたらし、円滑な事業承継を進めるうえでの阻害要因と

なっている。

わが国の相続・贈与税は、個人資産、事業用資産の区別なく一律に課税されるが、そもそも事業用資産は、企業が永続していくための基盤であり、その企業が技術やノウハウ、新商品あるいは雇用機会を生み出す元となる。事業用資産については、個人資産とは一線を画し、事業の継続性を阻害しない相続・贈与税の仕組みが求められる。

相続・贈与税に係る現行の軽減措置は次のとおりである。

特定小規模宅地（事業用・居住用）の減額＜小規模宅地特例＞（相続税）

特定小規模宅地を相続した個人事業者・中小法人のオーナーは、400 m²までの特定事業用宅地と240 m²までの特定居住用宅地については、評価額の80%が減額となる特例が受けられる。

取引相場のない株式の軽減制度＜自社株特例＞（相続税）

取引相場のない自社株等を相続で取得した場合、以下の要件を満たすとき、発行済株式総数の2/3以内で、相続税評価額10億円以下の分について、相続税の課税価格が10%軽減される。

- ・発行済株式総額が、相続税評価額ベースで20億円未満の会社であること。
- ・被相続人等が発行済株式総数の50%超を所有していて、相続人が引き続き申告期限まで持ち、役員として会社の経営に従事したこと。

両制度の併用

- ・自社株特例を利用して、特例の上限（発行済み株式価額のうち10億円まで）に満たない場合には、上限に満たない部分の割合を限度として、小規模宅地特例の利用が可能。
- ・小規模宅地特例を利用して、特例の上限（事業用であれば400 m²、居住用であれば240 m²）に満たない場合には、上限に満たない部分の割合を限度として、自社株特例の利用が可能。

相続株式を自社に売却した場合の相続人株主の課税の特例措置

事業承継後において、非上場株式の相続人が相続株を3年以内にその会社に譲渡した場合、みなし配当課税（最高税率50%）とせず、譲渡益課税（一律20%）とする。

相続時精算課税制度

将来相続関係に入る親から子への贈与について、選択により、贈与時に贈与財産に対する贈与税（非課税枠2,500万円、税率20%）を支払い、将来の相続発生時に相続税で精算（贈与財産と相続財産の合計額に基づき計算される相続税額から既に支払った贈与税額を控除）することを認める。

新制度

「チャレンジ税制」を選択した企業の後継者が事業用資産を承継する場合、その事業用資産に係る相続・贈与税は非課税とする。

対象となる事業用資産は、被相続人である法人企業経営者が所有していた事業用資産（土地・建物・機械・設備・無体財産権等および自社株式）

相続人たる事業承継者は相続後、5年間は事業を継続するものとする。この場合、相続人が被相続人と異なる事業を営むことを妨げるものではない。

(2) 適用条件

「チャレンジ税制」は、法人企業が自らの責任と判断に基づいて選択する制度であるが、次の から までの適用条件を満たし、 の手続きを経た法人企業が本制度を選択できる。

なお、このような適用条件は、単に「チャレンジ税制」の適用を受ける法人企業を選別するために設けるのではなく、本税制の適用を目指すことや適用企業であり続けることが当該企業の経営改善にも貢献するという政策的な意図がある。

計算書類の信頼性と透明性の確保

「チャレンジ税制」の適用を受ける法人企業に対しては、過大な事務負担やコストがかからぬよう配慮しつつ、例えば「中小企業の会計に関する指針」に準拠して計算書類を作成し、その精度や信頼性向上に取り組むことを義務付ける¹⁰。そして利害関係者（債権者、株主等）の求めがあればそれを開示できる態勢を整備しておくものとする。

そもそも法人税は、企業会計の確定した決算をもとに税務上必要な調整(加算あるいは減算)を加えて納税額を算出する仕組みなので、企業会計の計算自体が会計基準に準拠して適正に行なわれていることが大前提である。このたび「中小企業の会計に関する指針」が策定されたことを受け、例えばこの指針にもとづいて計算書類を整え、会計参与¹¹を設置した会社であれば、「計算書類の信頼性と透明性の確保」という条件を満たしていると考えられる。さらに、会計監査人を置いている会社¹²もこの条件を満たしていると考えられる。

さらにこれ以外の会社についても、計算書類の信頼性と透明性が担保されているのであれば、チャレンジ税制の対象企業に含めるべきと考える。しかしその際、どのような仕組みで「計算書類の信頼性と透明性」を担保するかという問題がある。この点は中小企業における会計参与や会計監査人の設置状況も見極めながら今後検討していくべき重要な課題である。

事業用資産と個人資産の明確な分離

「チャレンジ税制」では、事業承継に伴う事業用資産に係る相続・贈与税の軽減措置を認めていることから、経営者の資産について事業用資産と個人資産が明確に峻別されていることが必要条件となる。事業用か個人用かは資産の使用実態も加味して判断する必要があり、具体的かつ客観的な基準を策定し、それにもとづいて判定することになる。ここで事業用資産とは、土地、建物、機械・設備、無体財産権等および自社株式を指す。

さらに、「チャレンジ税制」の申請時に峻別されていたとしても、事業承継時までに資産の状況が変化することもあるため、承継時に改めて事業用資産と個人資産が峻別されていることを再審査する必要がある。

¹⁰ 「中小企業の会計に関する指針」については脚注3を参照。本指針が今後中小企業の準拠すべき指針として定着していくようその内容を絶えず見直し整備していくべきことは言うまでもない。

¹¹ 会計参与とは、公認会計士や税理士ら会計の専門家が、会社の機関として取締役と共同して計算書類等を作成し、その適正性を担保する制度であり、新会社法により創設される。

¹² 新会社法では資本金1億円以下の会社でも会計監査人を置くことが可能になる。

収益力を向上させる義務

「チャレンジ税制」では、交際費、役員賞与について損金算入を原則とするなど、従来の法人税制よりも損金算入枠を大きくしている。「チャレンジ税制」を選択した企業はこのような税務上の有利性を活かして、収益力を向上させることが期待され、決算において利益を計上することが求められる。

したがって「チャレンジ税制」の適用を開始した後、一定期間（例えば5年以上）単年度の欠損（所得金額が負またはゼロ）が継続した場合は「継続適用の義務」にかかわらず資格を失う。

継続適用の義務

「チャレンジ税制」が恣意的な租税回避等に利用されることを避けるため、本制度を選択した法人企業は継続的に本税制の適用を受けるものとし、もし自己の都合により継続を中止する場合、適用当初あるいは更新時に遡って減税額相当額の返還を求められることがある。

申請・更新手続き

「チャレンジ税制」の適用を受ける場合の手続きは次のとおり（「巻末資料3」も参照）。

- a．当該企業が「事業意欲と可能性に満ちた」企業であることを示すため中期事業計画（3～5年間の事業計画）を作成し、上記の適用条件とを満たしていることを証明する書類とともに、第3者機関へ提出し、審査を受ける。
- b．同機関の審査を通過した後、税務当局へ届出を行ない、税制措置の適用を受ける。
- c．中期事業計画の終了後、同機関へ結果報告を行なうとともに、a～cの手続きを繰り返し、本制度の継続適用を受ける。

なお、審査を行なう「第3者機関」とは、中立的・専門的な立場から中期事業計画の内容を審査するための組織であり、例えば都道府県ごとに設置し、中小企業経営に関わる知識や見識を有する学識経験者や専門家、中小企業団体の代表者等により構成する¹³。

また、中期事業計画は、経営上の数値目標を記載するものではなく、3～5年間に取り組もうとしている事業内容や経営者の意欲を具体的に記載するものである。

¹³ 例えば、日本公認会計士協会、日本税理士会連合会、中小企業診断協会、各都道府県商工会議所連合会など、公的性格や専門性あるいは全国組織を有する組織の関与が想定できる。なお、非営利法人制度では、内閣や都道府県の民間有識者で作る「第3者機関」が非営利法人の公益性を判断し、寄付金優遇の対象法人とする方向性が示されている。（税制調査会「新たな非営利法人に関する課税及び寄付金税制についての基本的考え方」平成17年6月）

5 . 試算結果

以上の制度内容をもとに、チャレンジ税制がどれだけ税収に影響を及ぼすか、そして個別企業にとってどれだけの減税になるかを試算した。詳細は巻末資料5～8のとおり¹⁴であるが、ここでは試算結果の概要を紹介する。

なお試算にあたっては、国が公表している統計データに限りがあるため、様々な推定値や前提条件を用いて減税額を算出した。従って試算結果はあくまでも本制度の大まかなイメージをつかむための目安としてご理解いただきたい。

(1) 税収に及ぼす影響(マクロ的試算)

まず、主に毎年の税制改正時に財務省等から発表される「税制改正による増減収額概算」の数値をもとに「チャレンジ税制」がわが国の税収に及ぼす影響を試算した。仮に「資本金3億円以下のすべての法人企業が「チャレンジ税制」を選択した場合の減税額は約1兆2,550億円(内訳は法人税全体で約1兆170億円、相続税では約2,380億円)となる。しかし同税制は資本金3億円以下の法人企業に一律に適用される制度ではなく、自らの判断で選択する制度であり、計算書類の開示や第三者機関の審査を通過するなどの諸条件を勘案すると、実際に選択する法人企業はかなり限定されることが予想される。個別企業の納税額の偏りを無視して単純平均で考えると、例えば選択企業が資本金3億円以下の法人企業の1%にとどまるのであれば減税額は約125億円、4%が選択すれば約500億円となる。

このとき、さらに「チャレンジ税制」のイメージを具体的に掴むため、選択企業数がそれぞれ何社になるかを推定すると、選択企業1%の場合は約8,000社、4%の場合は約30,000社と推測される¹⁵。「チャレンジ税制」を選択する法人企業が何社になるかを予測することは難しいが、1つの目安として「中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法(中小創造法)」の実績を見ると、同法の場合、1995年度に10年間の時限立法として制定以来2003年度末までの累積認定件数は約10,000件に及んだ。同法は、創業5年未満の製造業等の企業や研究開発型中小企業などを支援するものである。都道府県等の認定を受けた企業は、中小企業基盤強化税制による設備投資減税や債務保証枠の拡充などが適用される¹⁶。

「チャレンジ税制」も、中小創造法と同様に、時間の経過とともに適用件数が累積していき、税収減収額も次第に拡大していくことが予想される。本税制は中小創造法よりも制度の対象が幅広いため、適用件数はそれを上回ることが予想できる。仮に「チャレンジ税制」の10年間の累積適用件数を30,000件とすると、47都道府県に約600社ずつ適用企業があるというイメージになる。

このような、法人税、相続税の減税の歳入への影響は、当初はマイナスの影響をもたらす

¹⁴ 巻末資料「5.中小法人チャレンジ税制のマクロ的な試算について」「6.同(追加試算)」および「7.中小法人チャレンジ税制による個別企業の減税額試算について」「8.同(追加試算)」を参照。

¹⁵ 資本金3億円以下の法人企業約254万社のうちの利益計上法人約76万社がチャレンジ税制の選択資格があると仮定した。

¹⁶ この中小創造法は今年4月、「中小企業新事業活動促進法」に統合された。

ものの、対象企業の活性化や業績拡大あるいは雇用増による失業率の低下等を通じて中長期的には法人税や法人事業税あるいは個人所得税等の増収をもたらすものと考えられる。

(2) 個別企業から見た減税額（ミクロ的試算）

次に「チャレンジ税制」が個別企業にとってどれだけ減税になるか、業種ごと、資本金規模別にモデル企業を設定したうえで試算した。その結果、適用を受ける個別企業の減税額は次のとおり試算される。利益計上法人の法人税の減税額¹⁷は、資本金1億円以下の法人は740～1,060万円、資本金1億円超3億円以下の法人は1,040～1,690万円の減税（表1「利益計上法人の減税額」を参照）。また欠損法人の還付税額¹⁸は、それぞれ1,140～2,340万円、2,700～3,300万円となっている（表2「欠損法人の還付税額」を参照）。

さらに相続・贈与税に係る部分については、大会社¹⁹以外は3,830～8,800万円、大会社は9,890万円～2億9,680万円の減税となる²⁰（表3「事業承継税制(相続税)の減税額」を参照）。

個別企業にとって、法人税、相続・贈与税のいずれも「チャレンジ税制」による減税額はかなり大きい。そのため、新たにその適用を受ける場合、あるいはその継続適用を受ける場合、計算書類の信頼性・透明性向上、申請・更新手続き等の負荷は発生しても、この減税額は意欲的企業がチャレンジ税制を選択するインセンティブとしては十分なものと思われる。

また法人税負担の軽減により、内部留保が充実し余裕資金が生じれば、リスクが伴う投資や思い切った技術開発投資が容易になり、新たな経済フロンティアの拡大や技術革新をもたらすことが期待できる。相続・贈与税についてはこれまで個別企業にとっては円滑な事業承継の足枷になる事例が多く指摘されてきたが、チャレンジ税制によりその懸念は払拭され、先代から引き継いだ事業用資産をもとにした新分野進出や第二創業にチャレンジすることが可能になる。

表1 利益計上法人の減税額 (単位：万円)

規模 業種	資本金1億円以下			資本金1億円超3億円以下		
	適用前税額	適用後税額	減税額	適用前税額	適用後税額	減税額
製造業	2,640	1,580	1,060	4,270	2,580	1,690
卸売業	1,850	1,110	740	3,570	2,060	1,510
小売業	2,170	1,290	880	3,630	2,140	1,490
サービス業	1,860	1,120	740	2,650	1,610	1,040

¹⁷ 税制上の特典のうち、「欠損金の繰戻還付」と「事業用資産に係る相続・贈与税の非課税」を除く、全ての特典を適用した場合の減税額をさす。

¹⁸ 税制上の特典「欠損金の繰戻還付」を適用した場合の還付税額をさす。

¹⁹ ここでいう「大会社」とは相続税法上の「大会社」であり、業種、総資産価額、従業員数、取引金額の組合せによって判定される。

²⁰ 税制上の特典「事業用資産に係る相続・贈与税の非課税」を適用した場合の減税額をさす。

表2 欠損法人の還付税額 (単位：万円)

規模 業種	資本金1億円以下	資本金1億円超3億円以下
製造業	2,340	3,000
卸売業	1,140	2,700
小売業	1,140	3,300
サービス業	2,340	3,000

表3 事業承継税制(相続税)の減税額 (単位：万円)

会社区分 業種	大会社以外			大会社		
	適用前税額	適用後税額	減税額	適用前税額	適用後税額	減税額
製造業	9,170	370	8,800	30,050	370	29,680
卸売業	5,100	370	4,730	10,260	370	9,890
小売業	4,270	370	3,900	14,600	370	14,230
サービス業	4,200	370	3,830	20,080	370	19,710

(注) 遺産総額のうち株式以外はすべてのケースについて同じ(事業用宅地2億5,000万円、居住用宅地1億円、家屋2,000万円、預貯金1億円)として試算。法定相続人は配偶者および子2人の3人とし、相続税額は配偶者軽減後の相続税額。表中の「大会社」とは相続税法上の大会社をいう。

おわりに ～ チャレンジ税制創設の意義 ～

中小企業に係る税制は毎年の税制改正を通して少しずつ改善の方向に向かっているが、依然として多くの問題を抱えている。わが国の公的債務が国・地方あわせて700兆円を超える今日、従来の延長線上の発想だけで事態の打開を図ることは難しい。

「チャレンジ税制」は、これまで税務当局に改善を要望してきた諸項目を1つのパッケージとして、納税者たる中小企業側の経営改善に向けた様々な自助努力を適用条件として付加し、恒久措置でわかりやすい制度としてまとめたものである。個々の税制特典は従来の要望内容とあまり違いはないが、これを1つのパッケージとして、特典と義務を1セットにしたところに大きな特色がある。さらに全ての中小企業に一律に適用するのではなく、とりわけ意欲と可能性に満ちた企業を対象に自己の責任と判断に基づいて選択できる仕組みとしている。

「チャレンジ税制」を通じてこのような中小企業を側面から支援することにより、その企業の業況や雇用の拡大はもとより、取引先や地元経済へのプラスの波及効果も期待できる。このような税制の創設を梃子として、わが国経済全体の活力を向上させることにより、わが国企業の大多数を占める中小企業が、累積する財政赤字を改善する原動力ともなり得るのではないかと期待される。

以上

卷末資料

1. 「中小企業のための税制小委員会」報告書概要

なぜ中小企業のための税制が必要なのか

1. 中小企業の重要性

中小企業はわが国経済社会で圧倒的な存在
企業数の99.7%、雇用者数の69.5%

経済の成長発展へ多大な貢献、わが国経済を支えてきた
多様で細分化された需要への対応や新産業の創出
就業形態・ライフスタイルを形づくる社会基盤
ニッチ分野での活躍や大企業との相互補完

今後、東アジアとの国際分業が一層進展

・大企業 グローバル化し、海外で活躍

・中小企業 地域経済の担い手として、わが国経済の
活性化に対して従来以上に重要

2. 中小企業政策の転換

中小企業基本法の抜本的な改正(平成11年)

<政策理念の転換>

これまで = 大企業との格差是正(中小企業は弱者)



今後 = 中小企業の育成・発展

(中小企業はダイナミズムの源泉)

<中小企業の定義の改定>

資本金基準の引き上げ

例: 製造業 1億円以下 3億円以下

3. 新会社法・中小企業の会計に関する指針の施行・策定

(1) 新会社法の施行(平成18年5月施行予定)

中小企業の実態に合わせた制度見直し

例) 株式譲渡制限の有無という基準を新設
譲渡制限会社は多様な機関設計の選択が可能

(2) 中小企業の会計に関する指針の策定(平成17年8月)

中小企業の会計上のルールが明確化

計算書類の信頼性、透明性向上へ

4. 現行の中小企業税制の問題点

使い勝手が悪い税制措置 中小企業の実情に適合させる

例: 中小企業は試験研究費の特定が難しく税制の有効活用ができない

専門家でなければ理解できない制度

経営者が理解でき、予見可能性が高い仕組みに改める

例: 中小企業は会計や経理処理の専従者や専門部署が確保困難

中小企業政策との整合性がとれていない

税制を中小企業の育成・発展の手段ととらえる

例: 中小企業の定義(資本金基準)が統一されていない

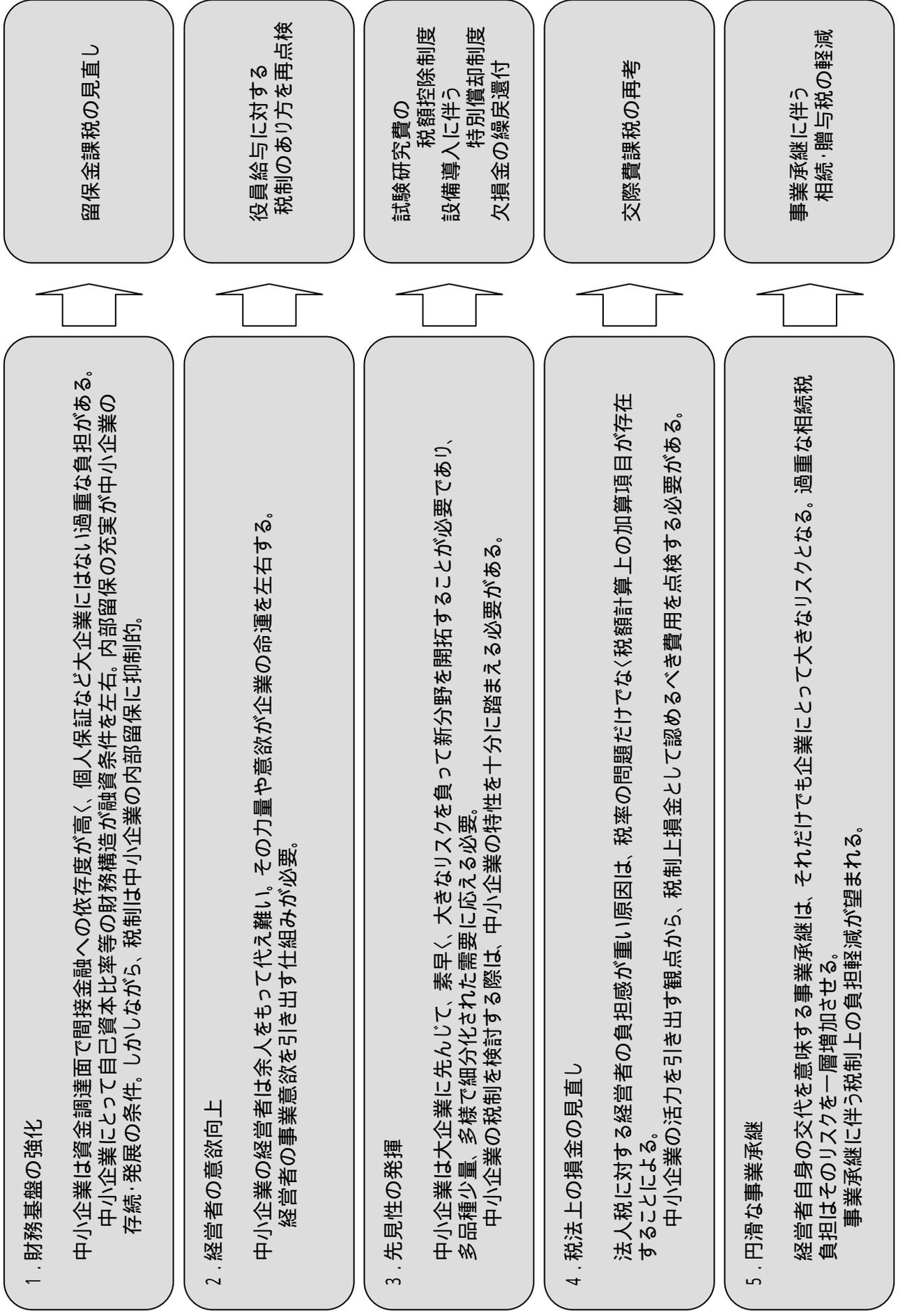
+

会社法、企業会計の整備の動向

今後の中小企業税制のあり方を考えるうえで重要

例: 中小企業の実情に対応した制度的枠組みの創設など

1. 「中小企業のための税制小委員会」報告書概要 - 中小企業の活性化に向けた課題 -



1. 「中小企業のための税制小委員会」報告書概要

・「新たな税制～中小法人チャレンジ税制～」の試案-

1. 目的 数ある中小企業の中でもとりわけ事業意欲と可能性に満ちた企業を後押しするため、新たな税制の創設を提案。(略称「チャレンジ税制」)
2. 対象 資本金3億円以下の非公開会社。
3. 制度の枠組み
 - (1) 現行の中小企業税制との関係 現行制度とは別に事業意欲と可能性に満ちた企業にインセンティブを付与する税制。
 - (2) 条件付の任意選択性 自己の責任と判断により選択。選択した法人企業はいくつかの適用条件を満たすことを義務付ける。
 - (3) 資本金規模について 中小企業政策との整合性や相乗効果をねらい、資本金規模3億円以下の法人企業を対象。
 - (4) ガバナンス向上への取り組み 法令遵守はもとより、経営内容の透明性の向上を義務付ける。
 - (5) わかりやすい制度 経済実態に即した見直しは加えつつ、本則に明確かつ恒久的に規定。

4. 具体的内容

(1) 税制上の特典

- 法人税率は所得金額にかかわらず22%。
- 試験研究費総額の15%相当額の税額控除を認める。
- 導入した設備について、特別償却(取得価額の30%)または税額控除(取得価額の7%)を認める。
- 留保金課税は不適用。
- 欠損金は3年まで遡って繰戻還付を認める。
- 交際費は全額損金算入が可能。
- 役員賞与の損金算入を認める。(定時株主総会の決議等により算定基準を予め定めることが条件)
- 事業用資産に係る相続・贈与税は非課税。

(2) 適用条件

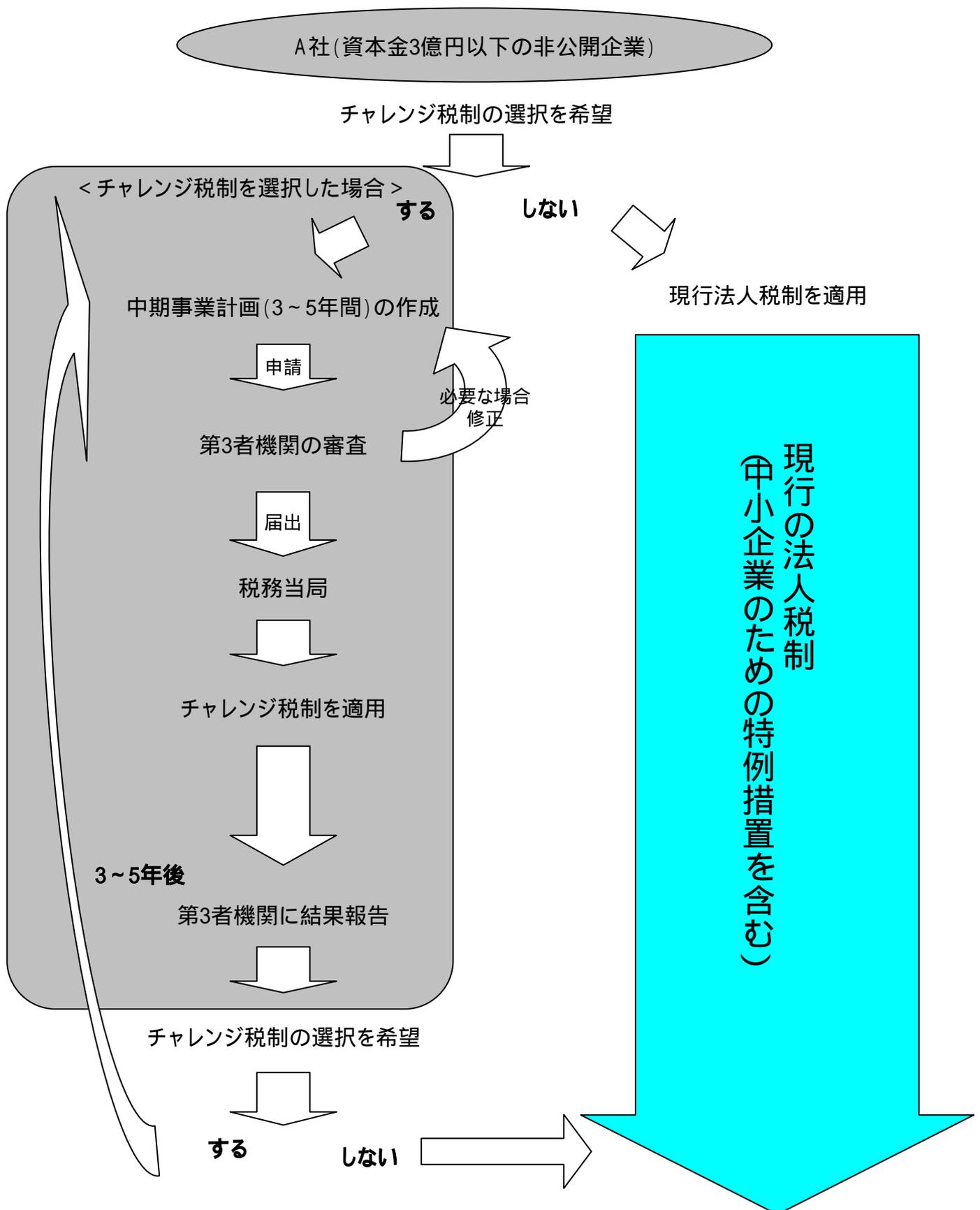
- 計算書類の信頼性と透明性の確保
- 計算書類の精度や信頼性向上に取り組みとともに必要に応じた利害関係者への情報開示を義務付ける。
- 事業用資産と個人資産の明確な分離
- 経営者の事業用資産と個人資産が明確に峻別されていることが必要条件。
- 収益力を向上させる義務
- 決算において利益を計上することが求められる。
- 継続適用の義務
- 租税回避を避けるため本制度は継続的に適用を受けなければならない。(継続中止の場合は減税額を返還)
- 申請・更新手続き
 - a. 中期事業計画(3～5年間)を作成。第3者機関へ提出し、審査を受ける。
 - b. 審査通過後、税務当局へ届出。税制措置の適用をうける。
 - c. 中期事業計画の終了後、同機関へ結果報告を行なう。

2. 現行の主な中小企業にかかわる税制

平成 17 年 12 月時点

制度	内容
法人税の軽減税率 (法法 22,66)	資本金 1 億円以下の法人は、所得 800 万円以下の部分について 22%、800 万円超の部分について 30%の税率を適用。
留保金課税の適用の停止 (措法 68 の 2)	次のいずれかに該当する場合は留保金課税の適用が停止。 創業 10 年以内の中小企業者 新事業創出促進法の認定を受けた事業者 前年度の試験研究費及び開発費が売上高の 3%を超える中小企業者 自己資本比率が 50%以下の中小法人
欠損金の繰戻還付の適用 (法法 80,措法 66 の 12,14)	事業年度に欠損金が生じた場合、一定の要件の下、当期の欠損と前年の所得を通算し、前年に納付した法人税の還付を受けることが可能。
交際費課税の損金算入制度 (措法 61 の 4、措令 37 の 5)	資本金 1 億円以下の法人は、年 400 万円までの交際費支出額のうち、90%まで損金算入が可能。
貸倒引当金の特例 (法法 52、措法 57 の 9)	各事業年度において、貸倒引当金の繰入れを行なう場合には、法人税法に定める繰入れ限度額の 16%割増の繰入れが可能。
特定小規模宅地の減額特例 (措法 69 の 4,5 他)	特定事業用宅地は 400 m ² 、特定居住用宅地は 240 m ² まで、相続税を 80%減額。
取引相場のない株式の軽減制度 (措法 69 の 5 他)	相続で取得した取引相場のない自社株式等について一定の要件を満たす場合は、相続税の課税価格が 10%軽減。
相続時精算課税制度 (相法 21 の 9 他)	生前贈与を受けた方で一定の要件を満たす方については、贈与時に支払った贈与税を相続税から控除することが可能。(暦年課税制度との選択)
中小企業投資促進税制 (措法 42 の 6,措令 27 の 6 他) 中小企業等基盤強化税制 (措法 42 の 7,措令 27 の 7 他)	中小企業者等が設備投資等を行った場合には、特別償却(30%)又は税額控除(7%)が可能。(いずれか 1 つの制度を選択)
IT 投資促進税制 (措法 42 の 11,53 他)	特定情報通信機器等の設備投資等を行った場合には、50%の特別償却又は 10%の税額控除が可能。
少額減価償却資産の特例 (措法 67 の 8 他)	取得価額 30 万円未満の減価償却資産は、事業共用年度に全額損金算入が可能。
中小企業技術基盤強化税制 (措法 42 の 4 他)	中小企業者等は、試験研究費の総額の 15%相当額の税額控除が可能。
人材投資促進税制の特例 (措法 42 の 12 他)	中小企業者等は人材投資促進税制について、基本制度(教育訓練費増加額の 25%の税額控除)と特例(教育訓練費の 20%の税額控除)の選択が可能。
青色申告特別控除 (措法 25 の 2 他)	青色申告者で、正規の簿記の記帳者は 65 万円の所得控除が適用。
青色事業専従者給与控除制度 (所得法 57 他)	青色申告者の家族専従者に対する支払給与がその労務の対価として相当であると認められる場合は、その全額の必要経費への算入が可能。
エンジェル税制 (措法 37 の 13)	創業期の中小・ベンチャー企業に対して投資を行い、譲渡等により利益・損失が発生した場合、課税の特例が適用。(株式譲渡益から控除、当該利益の圧縮、他の株式譲渡益との通算など)
消費税の事業者免税点制度 (消法 2,9,12 の 2 他)	前々年の課税売上高が 1,000 万円以下の事業者は、消費税の納税が免除。
消費税の簡易課税制度 (消法 30,37 他)	前々年の課税売上高が 5,000 万円以下の場合には、選択により売上げに係る消費税額にみなし仕入れ率を乗じた金額を仕入れに係る消費税額とすることが可能。

3. 中小法人チャレンジ税制のフローチャート(イメージ)



4 . 中小法人チャレンジ税制と現行税制の対比表

(注)現行税制は平成 17 年 12 月時点のもの。

法人税率の軽減

現行税制の概要		中小法人チャレンジ税制
法人税率 (法法 22,66)	対象 各事業年度の所得 (益金の額から損金の額を控除した金額) 仕組み ・普通法人 資本金 1 億円以下の法人 年 800 万円以下の部分 ... 22% 年 800 万円超の部分 ... 30% 資本金 1 億円超の法人 一律 ... 30% ・公益法人等及び協同組合等 ... 22%	所得金額にかかわらず、法人税率を 22%とする。

< 以下余白 >

試験研究費の一定割合の税額控除

現行税制の概要		中小法人チャレンジ税制
<p>(1)試験研究費の額が増加した場合等の税額の特別控除 (青色申告) (平 18.3.31 まで) (措法 42 の 4) (措令 27 の 4)</p>	<p>当期の試験研究費の額が過去 5 年間の各期の試験研究費の額のうち、上位 3 期分の平均額（比較試験研究費）を越え、かつ、前期または前々期の試験研究費の額を超える場合には、次の算式により計算した金額のうち、いずれか少ない金額を法人税の額から控除できる。ただし当期法人税額の 12%を限度とする（平成 18.3.31 まで）。</p> <p>増加試験研究費（当期の試験研究費の額 - 比較試験研究費）× 15 / 100</p>	<p>試験研究費総額の 15%相当額の税額控除が認められる仕組みとする。ただし当期法人税額の 20%を限度とする。</p> <p>中小企業の特性を踏まえて、試験研究費の範囲を広く捉える。例えば、試験研究により開発した試作品を利用して市場調査を行うなど、市場開拓に係る費用もその範囲に含めて考える。</p>
<p>(2)試験研究費の総額に対する控除 (青色申告) (措法 42 の 4) (措令 27 の 4)</p>	<p>試験研究費の総額に対し、次の控除率による税額控除が認められる。ただし当期の法人税額の 20%を限度とする。</p> <p>税額控除率</p> <p>試験研究費の総額の売上金額(当期を含む 4 年間の平均売上金額)に対する割合（試験研究費割合）に応じ、次の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・試験研究費割合が 10%以上 ... 10% ・試験研究費割合が 10%未満 ... 8% <p style="text-align: center;">+ 試験研究費割合 × 0.2</p> <p>平成 18.3.31 まで</p> <ul style="list-style-type: none"> ・試験研究費割合が 10%以上 ... 12% ・試験研究費割合が 10%未満 ... 10% <p style="text-align: center;">+ 試験研究費割合 × 0.2</p> <p>控除限度超過額は 1 年繰越可能（ただし、翌年度の試験研究費の額が当該年度の試験研究費の額を下回らないことが条件）。</p>	<p>中小企業では、例えば、試験研究に従事する者が他の業務と兼務している場合や、役員も自ら試験研究プロジェクトに従事する実態が多いことから、兼務者や役員の人件費のうち試験研究に関わる部分は税額控除の対象となる仕組みを制度上明示する。</p>
<p>(3)産学官共同研究等に係る税額控除 (青色申告) (措法 42 の 4) (措令 27 の 4)</p>	<p>上記の試験研究費のうち、大学、公的研究機関等との共同試験研究及びこれらに対する委託試験研究については、その総額について高い税額控除率が設定されている。</p> <p>ただし、上記の税額控除額と合計して、当期の法人税額の 20%相当額を限度とする。</p> <p>税額控除率</p> <ul style="list-style-type: none"> ・恒久的措置 ... 一律 12% ・平成 18.3.31 まで ... 一律 15% 	
<p>(4)中小企業技術基盤強化税制 (措法 10 の 5、42 の 4 、措令 27 の 4)</p>	<p>中小企業者等については、上記(1)～(3)の税額控除制度の適用に代えて、試験研究費の総額の 12%相当額の税額控除が認められる。ただし当期法人税額の 20%相当額を限度とする。</p> <p>税額控除率</p> <ul style="list-style-type: none"> ・恒久的措置 ... 一律 12% ・平成 18.3.31 まで ... 一律 15% 	

設備導入に伴う税額控除・特別償却

現行税制の概要		中小法人チャレンジ税制
<p>(1)中小企業等基盤強化税制 (青色申告) (平 19.3.31 まで) (措法 10 の 4、42 の 7、措令 27 の 7)</p>	<p>中小企業者等が、平 19.3.31 までの期間内に機械装置、器具備品の取得等をし、国内において事業の用に供した場合、その事業年度において、取得価額の 30%相当額の特別償却又は取得価額の 7%相当額の税額控除を認める。税額控除については資本金 3,000 万円以下の法人のみ。リースの場合、リース費用総額の 60%相当額について 7%の税額控除を認める。</p> <p>対象業種 卸売業、小売業、飲食店業、サービス業</p> <p>対象事業者 青色申告書を提出する資本金 1 億円以下の中小企業者等</p> <p>対象資産 機械・装置(注 3)及び全ての器具・備品</p> <p>取得価額要件 機械・装置 取得...280 万円以上 リース...370 万円以上 器具・備品 取得...120 万円以上 リース...160 万円以上</p> <p>(注 1)税額控除については法人税額の 20%相当額を限度とする。 (注 2)税額控除限度超過額及び特別償却不足額は、1 年繰り越すことができる。 (注 3)機械・装置とは、製品を製造する設備等をいい、詳細は財務省令に定める。</p> <p>平成 17 年度税制改正により、中小企業新事業活動促進法を適用される中小企業者も中小企業基盤強化税制の対象に加えられ、下記の通り対象資産が追加された。取得に係る税額控除は資本金 3,000 万円超の法人にも適用される。(平 19.3.31 まで)</p> <p>対象者 中小企業新事業活動促進法の適用を受ける下記に該当する中小企業者</p> <p>(1)経営革新計画の承認を受けた中小企業者 (2)設立 5 年未満の中小企業者 (3)異分野連携新事業分野開拓計画の認証を受けた者のうち、一定の成長が見込まれる中小企業者</p> <p>新たに加えられる機械・装置</p> <p>(1)同法に従って取得する機械装置 (2)同法に規定された一定の中小企業者が設立 5 年以内に取得等する機械装置</p> <p>取得価額要件 取得 280 万円以上 リース 370 万円以上</p>	<p>機械装置、器具備品、車輛並びに船舶等の取得等をし、国内において事業の用に供した場合、その事業年度において、取得価額の 30%相当額の特別償却又は取得価額の 7%相当額の税額控除を認める。リースの場合には、リース費用総額の 60%相当額について 7%の税額控除を認める。</p> <p>対象資産 機械・装置(注 3)及び全ての器具・備品</p> <p>取得価額要件 機械・装置 取得...160 万円以上 リース...210 万円以上 器具・備品 取得...120 万円以上 リース...160 万円以上</p> <p>(注 1)税額控除については法人税額の 20%相当額を限度とする。 (注 2)税額控除限度超過額及び特別償却不足額は、1 年繰り越すことができる。 (注 3)機械・装置とは、製品を製造する設備および車輛や船舶等をいい、詳細は財務省令に定める。 (注 4)対象資産は中古品であっても制度適用が受けられる。 (注 5)資本金 3,000 万円超の事業者も税額控除の対象となる。</p>

現行税制の概要		中小法人チャレンジ税制
<p>(2)中小企業投資促進税制 (青色申告) (平18.3.31まで) (措法42の6、措令27の6) (措則20の2の2)</p>	<p>中小企業者等が、平18.3.31までに一定の機械装置、器具備品、大型貨物自動車並びに船舶等の取得等をし、国内で上記事業用に供した場合、その事業年度において、取得価額の30%相当額の特別償却又は取得価額の7%相当額の税額控除を認める。税額控除については資本金3,000万円以下の法人のみ。リースの場合には、リース費用総額の60%相当額について7%の税額控除を認める。</p> <p>対象業種 次の業種を除いたほぼ全業種。 料理店業その他の飲食店業のうち、料亭・バー・キャバレー・ナイトクラブ、その他これらに類する事業 サービス業のうち、物品賃貸業・娯楽業(映画業を除く)・性風俗関連特殊営業</p> <p>対象事業者 青色申告書を提出する資本金1億円以下の中小企業者等</p> <p>対象資産 機械・装置(注3)及び9品目の器具・備品(注4)</p> <p>取得価額要件</p> <p>機械・装置 取得...160万円以上 リース...210万円以上</p> <p>器具・備品 取得...120万円以上 リース...160万円以上</p> <p>(注1)税額控除については法人税額の20%相当額を限度とする。 (注2)税額控除限度超過額及び特別償却不足額は、1年繰り越すことができる。 (注3)機械・装置とは、製品を製造する設備等を行い、詳細は財務省令に定める。 (注4)器具・備品とは、事務処理の能率化等に資するものとして財務省令で定められている次の9品目。 電子計算機 デジタル複写機 メモリー送受信機能付普通紙ファクシミリ デジタル構内交換設備 デジタルボタン電話設備 電子ファイリング設備 マイクロファイル設備 ICカード利用設備 冷房用又は暖房用機器</p>	<p>前ページと同じ。</p>

留保金課税の不適用

現行税制の概要		中小法人チャレンジ税制
<p>同族会社の特別税率 (法法 67)</p> <p>(措法 68 の 2) (平 18.3.31 まで)</p>	<p>同族会社(3 人以下の株主等で、持株割合が 50% 超の会社)の留保金額のうち留保控除額を超える部分に対して、10～20%の税率で追加的に課税される制度。</p> <p>仕組み 留保金額のうち留保控除額を超える部分に対し次の割合を乗じて計算した金額を法人税額に加算する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年 3,000 万円以下の部分 … 10% ・年 3,000 万円超 1 億円以下の部分 … 15% ・年 1 億円超の部分 … 20% <p>留保控除額は、次に掲げる金額のうち最も多い金額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所得金額の 35%相当額 ・年 1,500 万円 ・資本金額(又は出資金額)×25% - 期末利益積立金 <p>課税停止措置 青色申告書を提出する同族会社で、次の～のいずれかに該当する場合に、留保金課税が停止される。(平 18.3.31 までの間に開始する各事業年度まで)</p> <p>中小企業新事業活動促進法に規定する設立後 10 年以内の中小企業者</p> <p>自己資本比率(自己資本〔同族株主等からの借入金を含む〕/総資産×100)が 50%以下の中小法人(資本金 1 億円以下)</p> <p>中小企業新事業活動促進法に規定する経営革新計画の承認を受けた中小企業者</p>	<p>チャレンジ税制を選択した同族会社については、留保金課税を不適用とする。</p>

< 以下余白 >

欠損金の繰戻還付の適用

現行税制の概要		中小法人チャレンジ税制
欠損金の繰戻しによる還付の適用 (平 18.3.31 まで) (法法 80) (措法 66 の 12)	<p>事業年度に欠損金が生じた場合、当事業年度の欠損金額を前事業年度の所得金額で除した値に、前事業年度の法人税額を乗じて得た金額の還付を受けることができる。</p> <p>ただし次の A、B、C いずれかの場合を除き、現在は租税特別措置法により平 18.3.31 までの間に終了する事業年度について適用が停止されている。</p> <p>A. 設立5年以内の青色申告書を提出する中小企業等 B. 解散、営業の全部の譲渡等が生じた場合 C. 産業活力再生特別措置法の事業再構築計画等により設備等の廃棄を行なった事業年度において、その事業年度の欠損金のうち設備等の廃棄により生じた欠損金部分(平 19.3.31 まで)。</p>	<p>チャレンジ税制では3年まで遡って欠損金の繰戻還付を認める。</p>

交際費の全額損金算入

現行税制の概要		中小法人チャレンジ税制
交際費等の損金不算入 (平 18.3.31 まで) (措法 61 の 4) (措令 37 の 5)	<p>法人が支出する交際費等の額は、租税特別措置により、原則として損金算入できない。</p> <p>ただし、中小法人は年 400 万円までの額の 90% までの損金算入が可能。(平 18.3.31 まで)</p>	<p>チャレンジ税制では交際費の全額損金算入を認める。</p> <p>ただし、明らかに費用性(対価性)が認められない場合は、この限りではない。</p>

役員賞与の損金算入

現行税制の概要		中小法人チャレンジ税制
役員賞与の損金不算入 (法法 35) (法法 34 、 36)	<p>役員給与のうち、役員賞与は原則として損金算入できない。</p> <p>その一方で役員報酬および役員退職給与は過大部分を除き損金算入が認められる。</p>	<p>チャレンジ税制では、役員賞与の損金算入を認める。</p> <p>ただし、賞与額を決定する際に役員の恣意性が入り込む余地のないよう、客観性、合理性のある算定基準を、予め定時株主総会の議決等により定めておくことを条件とし、基準による算定額を超える部分は損金不算入とする。</p>

< 以下余白 >

事業用資産に係る相続・贈与税

現行税制の概要		中小法人チャレンジ税制
<p>小規模宅地特例 (措法 69 の 4、措令 40 の 2)</p> <p>自社株軽減特例 (措法 69 の 5、措令 40 の 2 の 2)</p>	<p>特定小規模宅地（事業用・居住用）の減額（相続税）</p> <p><小規模宅地特例></p> <p>特定小規模宅地を相続した個人事業者・中小法人のオーナーは、400 ㎡までの特定事業用宅地と 240 ㎡までの特定居住用宅地について、評価額の 80%が減額となる特例が受けられる。</p> <p>取引相場のない株式の軽減制度(相続税)</p> <p><自社株特例></p> <p>取引相場のない自社株等を相続で取得した場合、以下の要件を満たすとき、発行済株式総数の 2/3 以内で、相続税評価額 10 億円以下の分について、相続税の課税価格が 10%軽減される。</p> <ul style="list-style-type: none"> 発行済株式総額が、相続税評価額ベースで 20 億円未満の会社であること。 被相続人等が発行済株式総数の 50%超を所有し、相続人が引き続き申告期限まで持ち、役員として会社経営に従事したこと。 <p>両制度の併用</p> <ul style="list-style-type: none"> 自社株特例を利用して、特例の上限(発行済み株式価額のうち 10 億円まで)に満たない場合に、上限に満たない部分の割合を限度として、小規模宅地特例の利用が可能。 小規模宅地特例を利用して、特例の上限（事業用であれば 400 ㎡、居住用であれば 240 ㎡）に満たない場合には、上限に満たない部分の割合を限度として、自社株特例の利用が可能。 <p>相続株式を自社に売却した場合の相続人株主の課税の特例措置</p> <p>事業承継後において、非上場株式の相続人が相続株を 3 年以内にその会社に譲渡した場合、みなし配当課税(最高税率 50%)とせず、譲渡益課税(一律 20%)とする。</p> <p>相続時精算課税制度</p> <p>将来相続関係に入る親から子への贈与について、選択で贈与時に贈与財産に対する贈与税(非課税枠 2500 万円、税率 20%)を支払い、将来の相続発生時に相続税で精算(贈与財産と相続財産の合計額に基づき計算される相続税額から、支払済の贈与税額を控除)することを認める。</p>	<p>チャレンジ税制を選択した企業の後継者が事業用資産を承継する場合、その事業用資産に係る相続・贈与税は非課税とする。</p> <p>対象となる事業用資産は、被相続人である法人企業経営者が所有していた事業用資産(土地・建物・機械・設備・無体財産権等及び自社株式)。</p> <p>相続人たる事業承継者は相続後、5 年間は事業を継続するものとする。この場合、相続人が被相続人と異なる事業を営むことを妨げるものではない。</p>

5 . 中小法人チャレンジ税制のマクロ的な試算について

概 要

中小法人チャレンジ税制を導入した場合の法人税制、事業承継税制の
税収・税負担への効果・影響について、過去の税制改正時の税収への影
響推計値等を踏まえて試算を行った。

試算結果（税収減収額＝税負担軽減額）の概要は以下の通りである。

法人税率の見直し　： 6,000 億円	試験研究費の税額控除： 450 億円
設備投資の特別償却　： 530 億円	留保金課税の見直し　： 780 億円
欠損金の繰戻還付　　： 900 億円	交際費課税の見直し　： 1,440 億円
役員賞与の損金算入　： 720 億円	事業承継税制の見直し： 2,380 億円

以上から、法人税全体では約 10,820 億円、相続税では約 2,380 億円
の減収効果が見込まれる。

目 次

(1)法人税率の見直し ……34	(2)試験研究費の税額控除 ……34
(3)設備投資の特別償却 ……35	(4)留保金課税の見直し ……36
(5)欠損金の繰戻還付 ……36	(6)交際費課税の見直し ……37
(7)役員賞与の損金算入 ……38	(8)事業承継税制の見直し ……38

2005 年 7 月

みずほ総合研究所株式会社
調査本部 政策調査部

(1) 法人税率の見直し

過去の税率変更時の税収変化

1998 年度の税率引き下げ

- ・ 基本税率：37.5% 34.5%、軽減税率：28% 25%
- ・ 法人税収の減収額：13,800 億円～14,420 億円
(財務省「財政金融統計月報(租税特集)」)

1999 年度の税率引き下げ

- ・ 基本税率：34.5% 30%、軽減税率：25% 22%
- ・ 法人税収の減収額：16,940 億円
(財務省「財政金融統計月報(租税特集)」)

チャレンジ税制による影響試算

98 年度のケース：基本税率と軽減税率の同幅引き下げ(3%)

- ・ 税率 1% 当たり 4,600 億円～4,800 億円程度の減収。

99 年度のケース：基本税率が 4.5%、軽減税率が 3%

- ・ 資本金別算出税額(国税庁統計年報)をもとに、11,500 億円程度が基本税率の引き下げによるものと推定。
- ・ 基本税率 1% 当たりでは、2,500 億円程度の減収効果。

チャレンジ税制：基本税率の 8% 引き下げ

- ・ 上記 99 年度のケースをもとに、最大で 20,000 億円程度の減収効果。資本金 2,000 万円以上・5 億円未満の企業への効果に絞り込み(国税庁統計年報の資本金別算出税額をもとに按分率 30.0%、以下同様)、減収効果は最大で 6,000 億円程度。

(2) 試験研究費の税額控除

既存の税制措置の効果

2002 年度までの増加試験研究費税額控除

- ・ 税収減収効果は約 300 億円(2002 年度ベース、財務省による見込み額)。

現在の試験研究税制

- ・ 税収減収効果は約 6,480 億円 (2004 年度ベース、政府税制調査会資料)。

チャレンジ税制による影響試算

- ・ 試験研究費に係る税額控除率の上限が 12% から 15% に引き上げられることを踏まえ、現状の試験研究税制の減収効果から試算すると、減収効果は最大で 8,000 億円程度に (現状対比で 1,500 億円程度拡大)。資本金 2,000 万円以上・資本金 5 億円未満の企業への効果に絞り込みを行い、減収効果 (現状対比拡大分) は約 450 億円。

(3) 設備投資の特別償却

既存の投資減税措置の効果

中小企業投資促進税制

- ・ 約 1,500 億円 (2004 年度ベース、政府税制調査会資料)。

中小企業基盤強化税制

- ・ 税収減収効果は約 100 億円 (2002 年度ベース、政府税制調査会資料)。
- ・ 2003 年度の中小企業基盤強化税制見直しによる減収効果は、約 70 億円 (財務省による見込み額)。

他の主な設備投資減税 (参考)

- ・ IT 投資促進税制 : 減税規模約 5,000 億円 (2004 年度)
- ・ 研究用設備の特別償却 : 減税規模約 700 億円 (2004 年度)

チャレンジ税制による影響試算

中小企業投資促進税制

- ・ 現行制度とほぼ同様の 1,500 億円程度の減収効果 (現状からの大幅な拡大はなし)。

中小企業基盤強化税制

- ・対象業種の拡大による効果を見込み（従来の対象業種は、国税庁統計年報の業種別算出税額ベースで全体の32%程度）、減収効果は最大で530億円程度拡大。

（4）留保金課税の見直し

現在の留保金課税の特例

- ・特例による税収減収額は約1,780億円（2004年度ベース、政府税制調査会資料）。
- ・2003年度における同族会社の留保金課税の不適用措置の見直しは、1,220億円の減収効果（財務省による見込み額）。

チャレンジ税制による影響試算

- ・国税庁「税務統計から見た法人企業の実態」（2003年度）における同族会社の留保金額に係る税額は、約2,560億円。
- ・仮に、この想定税額から、現在の留保金課税の特例による税収減収額を差し引くと、約780億円。

（5）欠損金の繰戻還付

繰戻還付適用停止時の増収額

- ・1992年度における適用停止時の税収増収額は、約500億円（財務省による推計額）。
- ・1992年度の欠損金額は、約15.8兆円。

チャレンジ税制による影響試算

- ・2003年度の欠損金額は、約30.4兆円(1992年度の約2倍)。
- ・欠損金額の比較、3年間という繰戻期間の設定を踏まえ、減収効果は3,000億円程度。資本金2,000万円以上・資本金5億円未満の企業への効果に絞り込みを行って、減収効果は900億円程度か。

(6) 交際費課税の見直し

交際費の実績額と過去の交際費課税見直し時の事例

交際費の実績額

- ・2003年度における「税務統計からみた法人企業の実態」によると、資本金2,000万円以上・5億円未満の利益計上法人における交際費の損金不算入額は、資本金2,000万円以上・5億円未満の利益計上法人における所得金額の約5.0%に相当する。

2002年度、2003年度の事例(参考)

- ・2002年度には、資本金1,000万円超5000万円以下の法人の定額控除限度額が引き上げられた。約130億円の減収効果(財務省による見込み額)。
- ・2003年度には、定額控除における資本金要件が緩和され(資本金1億円以下の法人に)、損金算入割合が引き上げられた(80%→90%)。約560億円の減収効果(財務省による見込み額)。

チャレンジ税制による影響試算

- ・資本金2,000万円以上・5億円未満の企業における2003年度の算出税額が5.0%縮減されるとすると、税収減収効果は1,440億円程度と試算される。

(7) 役員賞与の損金算入

役員賞与の実績額

- ・ 2003 年度における「税務統計からみた法人企業の実態」に基づくと、資本金 2,000 万円以上・5 億円未満の利益計上法人における役員賞与は、資本金 2,000 万円以上・5 億円未満の利益計上法人における所得金額の約 2.5%に相当する。

チャレンジ税制による影響試算

- ・ 資本金 2,000 万円以上・5 億円未満の企業における 2003 年度の算出税額が 2.5% 縮減されるとすると、税収減収効果はおよそ 720 億円程度。

(8) 事業承継税制の見直し

過去の事業承継税制改正の事例（参考）

小規模宅地の課税の特例に係る土地価額の減額割合拡大

- ・ 1992 年度の改正：減収効果 390 億円（財務省の見込み額）
事業用宅地：60% 70%、居住用宅地：50% 60%
- ・ 1994 年度の改正：減収効果 250 億円（財務省の見込み額）
事業用宅地：70% 80%、居住用宅地：60% 80%

小規模宅地の課税の特例に係る事業用地の適用対象面積拡大

- ・ 1999 年度の改正：減収効果 770 億円（財務省の見込み額）
適用対象面積：200 m² 330 m²
- ・ 2001 年度の改正：減収効果 250 億円（財務省の見込み額）
適用対象面積：330 m² 400 m²

チャレンジ税制による影響試算（ 詳細別紙 ）

事業用宅地に係る税込減収効果

- ・チャレンジ税制導入に伴う宅地の取得財産価額減額効果 11,744 億円に、納付税額の課税価格に対する割合 10.9% を乗じて、約 1,280 億円。

特定同族会社の株式及び出資に係る税込減収効果

- ・2003 年度における「特定同族会社の株式及び出資」の財産価額 3,403 億円に、納付税額の課税価格に対する割合 10.9% を乗じて、約 371 億円。

副次的効果

- ・事業用宅地に適用していた小規模宅地特例を居住用宅地に追加適用する効果（適用率 50% と想定）が、約 726 億円。

事業承継税制見直しによる効果合計

- ・以上を合計して、相続税の減収効果は 2,380 億円程度（ 2,377 億円 ）と試算される。

< チャレンジ税制全体としての減収効果 >

上記 8 項目の税込減収効果（税負担軽減効果）を単純合計する。

法人税込： 最大で約 10,820 億円の減収

（ 2003 年度法人税込の約 10.7% に相当 ）

相続税込： 最大で約 2,380 億円の減収

（ 2003 年度相続税込の約 16.5% に相当 ）

< 以 上 >

(総務省統計資料「第54回日本統計年鑑 平成17年」統計表 第18章 住宅・土地より)
 「18-17 世帯の年間収入階級、家計を主に支える者の従業者の地位、利用現況別現住居敷地以外の宅地など所有件数及び所有面積(平成10年)」より抜粋
 所有面積データ(単位:1,000㎡)

	利用現況											合計との誤差
	主に建物敷地として利用						主に建物の敷地以外に利用					
	合計	一戸建専用住宅	共同住宅・長屋建住宅	事務所・店舗	工場・倉庫・ビル型駐車場	不詳	合計	屋外駐車場	不詳	利用していない	空地・原野など	
原データ(収入階級別)(注)	231,953	148,717	26,292	29,175	41,629		52,303	30,912			30,821	
1,500万円～2,000万円	341,769	207,636	49,784	39,789	43,760		61,348	33,617			69,525	
2,000万円以上	573,722	356,353	76,076	68,964	85,389		113,651	64,529			100,346	
合計	573,722	356,353	76,076	68,964	85,389	40,169	113,651	64,529	49,122		100,346	3,372
不詳・誤差調整	473,376	356,353	76,076	68,964	85,389	40,169	113,651	64,529	49,122			3,372
除く空地・原野	100.0%	75.3%	16.1%	14.6%	18.0%	8.5%	24.0%	13.6%	10.4%			0.7%

(注)オーナー社長の収入との観点から、収入階級を1,500万円以上に限定し算定した。

(国税庁統計資料「統計情報 平成15年度 直接税(相続税)より」
 平成15年取得財産価額データ(単位:百万円)

宅地	4,403,289
特定同族会社株式・出資	340,346
課税価格	10,342,533
納付税額	1,126,333
納付税額の課税価格に対する割合	10.9%

(減税額試算)

- ・特定同族会社株式・出資は特定事業用資産特例により既に減額後と想定
 - ・小規模宅地特例により減額されている課税価格の推定
 - 92年度、94年度税制改正(適用対象面積200㎡で、2回の改正で合せて減額割合を20%拡大)に対応する減税額 最大で640億円
 - 減額割合80%に対応する減税額 640億円 × 80% / 20% = 2,560億円
 - 99年度、01年度税制改正(適用面積拡大)に対応する減税額(2回分合計) 1,020億円
 - 以上を合わせた減税額に対応する課税価格 (2,560億円 + 1,020億円) ÷ 10.9% = 32,844億円(3,284,400百万円)
 - ・事業用宅地の減額前の減税額 44,032億円 + 32,844億円 = 76,876億円(7,687,600百万円)
 - ・事業用宅地の減額前価額 = 7,687,600百万円 × (14.6% + 18.0%) = 2,506,157百万円
 - ・減額されている事業用宅地の価額 3,284,400百万円 × (14.6% + 18.0%) / (18.1% + 16.1% + 14.6% + 18.0% + 13.6%) = 1,331,734百万円
 - ・事業用宅地の減額後価額 2,506,157百万円 - 1,331,734百万円 = 1,174,423百万円
 - ・事業用宅地および特定同族会社株式・出資にかかる減税額 = (1,174,423百万円 + 340,346百万円) × 10.9% = 165,109百万円
 - ・副次的効果: 事業用宅地に適用していた小規模宅地特例を居住用宅地に追加適用 仮に50%とすると 1,331,734百万円 × 50% × 10.9% = 72,579百万円
- 減税額合計: 165,109百万円 + 72,579百万円 = 237,688百万円

6 . 中小法人チャレンジ税制のマクロ的な試算について

(追加試算)

2005 年 11 月 1 日

みずほ総合研究所 (株)

調査本部 政策調査部

先般提出させていただいた中小法人チャレンジ税制のマクロ的効果の試算につきましては、対象企業を資本金 5 億円未満としておりました。税制小委員会でもいただきましたご指摘を踏まえまして、対象企業を資本金 3 億円以下とした場合の効果につき、前回試算結果に簡便な修正を施すことにより追加試算を行いましたので、以下にご報告させていただきます。

【手 法】

対象企業の資本金の上限を 5 億円から 3 億円に引き下げるため、前回の試算結果 (5 億円基準) に一律の絞込み按分率を乗じることにより、3 億円基準とした場合の税収減収 (税負担軽減) 効果を項目ごとに算出する。試算のベースとした国税庁の統計 (申告所得金額) には資本金 3 億円という区切りがないため、中小企業庁の「中小企業実態基本調査」(税引き前利益、資本金 3 億円の区切りが設けられている) のデータ等を便宜的に活用し、両調査の差異につき若干の補正を施すとともに、国税庁統計の一部を再計算した上で修正絞込み按分率を析出し、試算結果を得た。

【試算結果】

対象企業の資本金上限が 5 億円の場合の (全法人に対する) 按分率 : 約 30.0%

対象企業の資本金上限が 3 億円の場合の (全法人に対する) 按分率 : 約 28.2%

上記から得られる絞込み率 : $28.2 \div 30.0 = 94\%$ (前回結果に 0.94 を乗じる)

以上をもとに、対象企業を資本金3億円以下とした場合の税収減収額（＝税負担軽減額）の概要は以下の通りである。なお、追加修正は法人税に係る諸項目について行っており、相続税（事業承継税制の見直し）については前回から変更していない。

法人税率の見直し　：5,640億円	試験研究費の税額控除　：420億円
設備投資の特別償却　：500億円	留保金課税の見直し　：730億円
欠損金の繰戻還付　：850億円	交際費課税の見直し　：1,350億円
役員賞与の損金算入　：680億円	事業承継税制の見直し　：2,380億円

以上から、法人税全体では約10,170億円、相続税では約2,380億円の減収効果が見込まれる。

< 以 上 >

7. 中小法人チャレンジ税制による個別企業の減税額試算について

目次

． 要旨	-----	44
． モデル企業のイメージと試算結果		
1． 法人税制	-----	45
2． 事業承継税制	-----	46
． 試算の枠組みと前提条件		
1． 全体的枠組み	-----	48
2． 法人税制	-----	48
3． 事業承継税制	-----	52
(添付資料等)		
試算表	チャレンジ税制による法人税減税額試算	
試算表	チャレンジ税制による相続税減税額試算	
資料	所得金額・欠損金額統計資料	
資料	モデル所得金額・欠損金額	
資料	役員賞与・交際費統計資料およびモデル金額	
資料	留保税額統計資料および税額控除統計資料(その1)	
資料	税額控除統計資料(その2)	
資料	モデル試験研究費・設備導入支出額	
資料	モデル留保税額	
資料	事業承継税制関係モデル金額	
資料	土地含み益モデル	
資料	株式評価算式	
	東京商工会議所「中小法人チャレンジ税制の小委員会修正案」	

2005年7月

みずほ総合研究所株式会社

事業本部 相談部

要旨

(単位: 百万円)

1. 試算目的

チャレンジ税制が法人税制、事業承継税制に与える影響について、それぞれのモデル企業を設定のうえ、現行税制と比較しチャレンジ税制適用による減税額等を試算する。

2. 試算結果

(1) 法人税制

(利益計上法人の減税額)

業種	資本金 1 億円以下の法人				資本金 1 億円超 5 億円未満の法人			
	所得 金額	法人税額		減少額	所得 金額	法人税額		減少額
		適用前	適用後			適用前	適用後	
製造業	100.0	26.4	15.8	-10.6	340.0	91.0	54.5	-36.5
卸売業	70.0	18.5	11.1	-7.4	290.0	81.0	46.1	-34.9
小売業	80.0	21.7	12.9	-8.8	280.0	79.2	46.2	-33.0
サービス業	70.0	18.6	11.2	-7.4	230.0	62.5	37.4	-25.1

(欠損法人の還付税額)

業種	資本金 1 億円以下の法人				資本金 1 億円超 5 億円未満の法人			
	欠損 金額	還付税額		増加額	所得 金額	還付税額		増加額
		適用前	適用後			適用前	適用後	
製造業	-80.0	0.0	23.4	+23.4	-230.0	0.0	69.0	+69.0
卸売業	-40.0	0.0	11.4	+11.4	-200.0	0.0	60.0	+60.0
小売業	-40.0	0.0	11.4	+11.4	-240.0	0.0	72.0	+72.0
サービス業	-80.0	0.0	23.4	+23.4	-220.0	0.0	66.0	+66.0

(2) 事業承継税制 (相続税の減税額)

業種	大会社以外				大会社			
	遺産 総額	相続税額		減少額	遺産 総額	相続税額		減少額
		適用前	適用後			適用前	適用後	
製造業	666.0	91.7	3.7	-88.0	1,564.4	300.5	3.7	-296.8
卸売業	460.2	51.0	3.7	-47.3	716.4	102.6	3.7	-98.9
小売業	413.2	42.7	3.7	-39.0	909.0	146.0	3.7	-142.3
サービス業	409.0	42.0	3.7	-38.3	1,152.7	200.8	3.7	-197.1

(注) 遺産総額のうち、株式以外はすべてのケースについて同じ (事業用宅地 250 百万円、居住用宅地 100 百万円、家屋 20 百万円、預貯金 100 百万円) として試算

法定相続人は配偶者および子 2 人の 3 人とし、相続税額は配偶者軽減後の相続税額

．モデル企業のイメージと試算結果

1. 法人税制

【モデル企業のイメージ】

【試算結果】

(単位:百万円)

利益計上法人の減税額							
業種	項目	資本金1億円以下			資本金1億円超5億円以下		
		適用前	適用後	増減	適用前	適用後	増減
製造業	申告所得	100.0	93.0	-7.0	340.0	320.0	-20.0
	役員賞与損金算入額	0.0	3.0	+3.0	0.0	7.0	+7.0
	交際費損金算入額	0.0	4.0	+3.0	0.0	13.0	+13.0
	税額控除・特別税額前法人税額	29.4	20.5	-8.9	102.0	70.4	-31.6
	試験研究費の税額控除	4.5	4.1	-0.4	20.4	14.1	-6.3
	機械装置等の税額控除	0.6	0.6	0.0	0.0	1.8	+1.8
	留保金課税の特別税額	2.1	0.0	-2.1	9.4	0.0	-9.4
	法人税額	26.4	15.8	-10.6	91.0	54.5	-36.5
卸売業	申告所得	70.0	64.0	-6.0	290.0	266.0	-24.0
	役員賞与損金算入額	0.0	2.0	+2.0	0.0	6.0	+6.0
	交際費損金算入額	0.0	4.0	+4.0	0.0	18.0	+18.0
	税額控除・特別税額前法人税額	20.4	14.1	-6.3	87.0	58.5	-28.5
	試験研究費の税額控除	3.0	2.8	-0.2	12.0	11.7	-0.3
	機械装置等の税額控除	0.2	0.2	0.0	0.0	0.7	+0.7
	留保金課税の特別税額	1.3	0.0	-1.3	6.0	0.0	0.0
	法人税額	18.5	11.1	-7.4	81.0	46.1	-34.9
小売業	申告所得	80.0	73.0	-7.0	280.0	266.0	-14.0
	役員賞与損金算入額	0.0	2.0	+2.0	0.0	5.0	+5.0
	交際費損金算入額	0.0	5.0	+5.0	0.0	9.0	+9.0
	税額控除・特別税額前法人税額	23.4	16.1	-7.3	84.0	58.5	-25.5
	試験研究費の税額控除	3.0	3.0	0.0	12.0	11.7	-0.3
	機械装置等の税額控除	0.2	0.2	0.0	0.0	0.6	+0.6
	留保金課税の特別税額	1.5	0.0	-1.5	7.2	0.0	-7.2
	法人税額	21.7	12.9	-8.8	79.2	46.2	-33.0

(単位百万円)

業種	項目	資本金 1 億円以下			資本金 1 億円超 5 億円以下		
		適用前	適用後	増減	適用前	適用後	増減
サービス業	申告所得	70.0	65.0	-5.0	230.0	216.0	-14.0
	役員賞与損金算入額	0.0	2.0	+2.0	0.0	4.0	+4.0
	交際費損金算入額	0.0	3.0	+3.0	0.0	10.0	+10.0
	税額控除・特別税額前法人税額	20.4	14.3	-6.1	69.0	47.5	-21.5
	試験研究費の税額控除	3.0	2.9	-0.1	12.0	9.5	-2.5
	機械装置等の税額控除	0.2	0.2	0.0	0.0	0.6	+0.6
	留保金課税の特別税額	1.4	0.0	-1.4	5.5	0.0	-5.5
	法人税額	18.6	11.2	-7.4	62.5	37.4	-25.1
欠損法人の還付税額							
業種	項目	資本金 1 億円以下			資本金 1 億円超 5 億円以下		
		適用前	適用後	増減	適用前	適用後	増減
製造業	欠損金額	-80.0	-80.0	0.0	-230.0	-230.0	0.0
	繰戻還付税額	0.0	23.4	+23.4	0.0	69.0	+69.0
卸売業	欠損金額	-40.0	-40.0	0.0	-200.0	-200.0	0.0
	繰戻還付税額	0.0	11.4	+11.4	0.0	60.0	+60.0
小売業	欠損金額	-40.0	-40.0	0.0	-240.0	-240.0	0.0
	繰戻還付税額	0.0	11.4	+11.4	0.0	72.0	+72.0
サービス業	欠損金額	-80.0	-80.0	0.0	-220.0	-220.0	0.0
	繰戻還付税額	0.0	23.4	+23.4	0.0	66.0	+66.0

2. 事業承継税制

【モデル企業のイメージ】

- ・ 数値については、TKC 経営指標の規模最大法人データを大会社分として、優良企業データを大会社以外の分として使用
- ・ 自社株式の評価にあたり、含み益ある会社資産は土地のみとし、以下イメージで数値設定

	製造業	卸売業	小売業	サービス業
・ 固定資産簿価に占める土地簿価割合	10%	15%	20%	30%
・ 土地取得年	昭和 30 年	昭和 35 年	昭和 35 年	昭和 40 年
・ 企業の所在地域	商業地と工業地の中間	商業地と工業地の中間	商業地	商業地

- ・ 自社株式はオーナー社長が 100%所有。法定相続人は配偶者および子 2 人の 3 人
- ・ 自社株式以外の相続財産は、オーナー所有の事業用宅地 (400 m²) 250 百万円、居住用宅地 (200 m²) 100 百万円と建物 20 百万円、および預貯金 100 百万円 (小規模宅地等の特例は、適用前は事業用宅地に、適用後は居住用宅地に適用)

【試算結果】

(単位:百万円)

業種	項目	大会社以外			大会社		
		適用前	適用後	増減	適用前	適用後	増減
製造業	自社株式・事業用宅地評価額	446.0	0.0	-446.0	1,344.4	0.0	-1,344.4
	他の財産の評価額	220.0	140.0	-80.0	220.0	140.0	-80.0
	相続税の総額	183.4	7.4	-176.0	601.1	7.4	-593.7
	相続税額（配偶者軽減後）	91.7	3.7	-88.0	300.5	3.7	-296.8
卸売業	自社株式・事業用宅地評価額	240.2	0.0	-240.2	496.4	0.0	-496.4
	他の財産の評価額	220.0	140.0	-80.0	220.0	140.0	-80.0
	相続税の総額	102.0	7.4	-94.6	205.3	7.4	-197.9
	相続税額（配偶者軽減後）	51.0	3.7	-47.3	102.6	3.7	-98.9
小売業	自社株式・事業用宅地評価額	193.2	0.0	-193.2	689.0	0.0	-689.0
	他の財産の評価額	220.0	140.0	-80.0	220.0	140.0	-80.0
	相続税の総額	85.4	7.4	-78.0	292.0	7.4	-284.6
	相続税額（配偶者軽減後）	42.7	3.7	-39.0	146.0	3.7	-142.3
サービス業	自社株式・事業用宅地評価額	189.0	0.0	-189.0	932.7	0.0	-932.7
	他の財産の評価額	220.0	140.0	-80.0	220.0	140.0	-80.0
	相続税の総額	84.0	7.4	-76.6	401.6	7.4	-394.2
	相続税額（配偶者軽減後）	42.0	3.7	-38.3	200.8	3.7	-197.1

・試算の枠組みと前提条件

1. 全体的枠組み

- (1) 法人税制項目（東京商工会議所 平成 17 年 6 月 20 日付「中小法人チャレンジ税制の小委員会修正案」項番①～⑦）と事業承継税制項目（同修正案 項番⑧）各別に数値モデルを設定、現行税制とチャレンジ税制それぞれによる税額計算を行い、両者を比較することで減税額を試算する。
- (2) 法人税制項目は国税庁による「H15 年度会社標本調査」（税務統計から見た法人企業の実態）を、事業承継税制項目は「TKC 経営指標・H16 年版」をそれぞれ数値設定用の基本データとし、総務省、中小企業庁の統計データを補足的に使用する。
- (3) 対象業種は、製造業、卸売業、小売業、サービス業（日本標準産業分類上の大区分）の 4 業種とする。

チャレンジ税制の適用条件（大企業性の排除）から、法人税制項目は資本金 5 億円未満の法人を対象とし、更に、現行税制の適用関係の違いから資本金 1 億円以下と 1 億円超の法人に区分する。

事業承継税制項目は、相続税法上の「大会社」と「中会社」を想定し、「大会社」に相当するものとして TKC 経営指標における規模（売上高）最大法人のデータを、「中会社」に相当するものとして「優良企業」のデータを使用する。

2. 法人税制

- (1) 欠損金繰戻還付

法人税制項目のうち、「欠損金の繰戻還付」は他の項目と対象法人が異なることから、当該項目のみ単独で試算する。
- (2) 試算上の前提
 - 資本階級の調整

国税庁資料において、1 億円を挟んだ資本階級は「(5000 万円以上) 1 億円未満」と「1 億円以上 5 億円未満」であり、資本金 1 億円ちょうどの法人について現行制度の適用要件による区分との不一致が生じる。資本金が 1 億円以下であることの税制上（および商法上）のメリットから、「資本金 1 億円以上 5 億円未満」の法人のうち、かなりの数の法人が資本金 1 億円ちょうどと推測されるが、国税庁に照会したところ、統計調査表の区分自体が「1 億円未満」等となっており資本金 1 億円ちょうどの法人のデータはない（公表していない）とのことである。

従って、補足資料として中小企業庁の「中小企業白書」（2005 年版）のデータを用いて推定を試みる。中小企業基本法では卸売業は資本金 1 億円以下、製造業は 3 億円以下、小売業とサービス業は 5 千万円以下が中小企業とされている。同白書では、業種別に、中小企業の

数および全企業数に占める中小企業の割合が示されており、最新調査（2001年）で、卸売業における中小企業の割合は98.7%であり、この割合と国税庁資料の卸売業の利益計上法人データを使い、次のとおり推定する。

① 国税庁資料の全資本階級の法人数	97,591
② うち資本金1億円未満の法人数	94,294
③ ①×98.7%（資本金1億円以下の法人数類似値）	96,322
④ ③－②（資本金1億円ちょうどの法人数類似値）	2,028
⑤ ④／国税庁資料の1億円以上5億円未満の法人数（2,647）	76.6%

この結果から、対象業種すべてについて、資本金1億円以上5億円未満の法人数のうち75%が資本金1億円ちょうどと仮定した。

国税庁資料	本件試算
1億円未満	→ 1億円以下
1億円以上～5億円未満 うち75%は1億円ちょうど	
うち25%は1億円超	→ 1億円超～5億円未満

● モデル数値の考え方（データ上の制約をふまえ）

上述した基本データから求められる数値は基本的に平均値であるが、項目により、どの法人でも計上されるもの、および特定の法人でしか計上されないものに分かれる。前者については平均値をモデル数値とすることで支障ないのに対し、後者は平均値化することで金額が希薄化するため一定の修正を加えるのが相当と考えられる。

従って、項目ごとに平均値とするか修正するかを検討したうえで、モデル数値を設定する。

なお、実際には、数値を算出後、そのラウンド値を使用することとする（添付資料に示したとおり）。

● 所得金額

1社当りの所得金額データは資料①のとおりであるが、資本金1億円以下と1億円超とで大きな乖離がある。これは資本金1億円以下の区分に多数の低所得、少額資本金の法人が含まれる結果、1社当りの所得金額が希薄化されているためである。また、これら少額資本金の法人は欠損法人のほうが利益計上法人より多い。そこで、便宜的に資本金2000万円未満の法人を除外し計算すると（資料②）、乖離幅は次のとおり大きく縮小するので、これを所得金額のモデル数値として採用する（欠損金額についても資本金2000万円未満の法人を除外する）。

1 社当り所得 (百万円)	2000 万円未満を含む		2000 万円未満を除外	
	1 億円以下	1 億円超	1 億円以下	1 億円超
製造業	30.2	343.2	100.3	343.2
卸売業	22.2	286.0	64.2	286.0
小売業	14.0	275.4	79.5	275.4
サービス業	17.2	228.1	71.9	228.1

- ・ 役員賞与・交際費

役員賞与、交際費は、基本的にどの法人でも計上されるものと考えられ、平均値をそのまま採用する（資料③）。

- ・ 試験研究費・設備導入支出額・留保税額（平均値ベース）

これらの項目は、一定の法人においてのみ計上されていると考えられ、算出結果は資料④～⑤のとおり、希薄化された数値となっている。従って、資料⑥～⑦のとおり一定の修正を加えた数値を使用する。

(注) 資料④～⑤での算定方法等について

所得金額、役員賞与、および交際費については、業種別かつ資本階級別データが国税庁資料に示されているのに対し、留保税額、試験研究費および設備導入については、全業種合算での資本階級別データ、そして各業種の（資本階級区分なしの）合計額データのみしか示されていない。従って、後者の項目についても業種別かつ資本階級別データの推定値を算出するため、全業種において資本階級区分は同一であることを前提とし、各業種の合計額に全業種合算資本階級別データにおける階級ごとの金額の全階級合計額に対する比率を乗じる形で求めた。

また、試験研究費および設備導入に関し、国税庁資料では「控除額」のみしか示されていないので、控除率により「支出額」に持ち戻す。「増加試験研究費の特別控除」については、控除額から支出額を算定するのは無理であり、かつ控除合計額の 9 割弱が資本金 5 億円以上の大企業によるものであることから作業対象より除外することとし、「産学共同研究等にかかる税額控除」についてもデータが示されておらず除外した。

設備導入に関し、「中小企業等基盤強化税制」もデータが示されておらず除外する。また、特別償却と特別控除の選択適用制であるが、資料上、特別償却のデータを把握することはできないため、特別控除のデータのみを使用した。

- ・ 試験研究費（モデル数値）

試験研究費については、総務省が研究調査を行っている企業を対象とした統計調査を実施しており、このデータを参考とする。但し、本件モデルとは資本金階級区分の不一致があること、また、小売業のデータがなく、サービス業は特殊要因によるものと思われる高い数値となっていることから、このままでは採用できないので、併せて、控除限度額（法

人税額の 20%) に対応する支出額を念頭におき、両者を折衷する形でのモデル数値とした (資料⑥)。

- ・ 設備導入支出額 (モデル数値)

設備導入支出額は、資料⑤での算出結果が現行税制上の要件である最低支出額に満たないものは最低支出額と修正したうえ、現行税制で適用がない「資本金 1 億円以上の法人」について所得金額に比例した数値とする。更に特別償却分が統計値に含まれていないため、以上の修正・比例算出した数値を 2 倍したものをモデル数値とした (資料⑥)。

- ・ 留保税額 (モデル数値)

留保税額については、以上で設定したモデル数値を使い、実際に留保税額を算出した。配当に関しては、わが国企業の配当性向平均は、一般的に 20% 台とされていることを勘案し、その半分程度の 10% とした。結果は資料⑦のとおりであるが、どの業種も平均値ベース以上の数値となる。

(3) 試算結果 (補足説明)

試算過程と結果および要因別減税額分析は試算表①のとおりである。

以下に各要因の相対的減税効果を見るため、減税額全体に占める各要因による減税額の割合を示す。

(注) A : 資本金 1 億円以下 B : 資本金 1 億円超 5 億円未満

項目	製造業		卸売業		小売業		サービス業	
	A	B	A	B	A	B	A	B
役員賞与損金算入	6.6%	4.1%	5.4%	3.7%	4.5%	3.3%	5.4%	3.6%
交際費損金算入	8.5%	7.9%	12.2%	11.5%	12.5%	6.1%	9.5%	8.8%
税率引下げ	64.2%	70.1%	60.8%	61.0%	59.1%	64.5%	62.2%	68.9%
上記 3 項目混合部分	4.7%	4.4%	6.8%	5.4%	6.8%	3.3%	5.4%	4.4%
税額控除拡充	-3.8%	-12.3%	-2.7%	1.1%	0.0%	0.9%	-1.4%	-7.6%
留保金課税不適用	19.8%	25.8%	17.6%	17.2%	17.0%	21.8%	18.9%	21.9%
合計	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%

税率引下げによる減税効果が最も大きく、また、役員賞与と交際費の損金算入よりも留保金課税不適用の効果が大きい。これは、前者が所得の減額であるのに対し、後者は直接所得が減額となるためである。税額控除については、逆効果 (控除額の縮小) となっているが、これは特に試験研究費支出について控除限度額 (法人税額の 20%) に近いモデル数値としたことから、税率引下げで控除限度額が減少した結果である。控除額が税率引下げ後の控除限度額内となるようなモデル数値とすれば、当然ながら異なる結果となる。

3. 事業承継税制

(1) 試算上の前提

- モデル数値

相続財産は、取引相場のない自社株式（便宜上、オーナー社長が 100%所有とする）、オーナー社長所有の事業用宅地、居住用宅地と家屋、および預貯金とする（小規模宅地等の特例は事業用宅地等に適用する）。

法定相続人は配偶者および子 2 人の 3 人とし、各相続人が法定相続分に応じ相続財産を取得するものとする。

以上についてのモデル数値は資料⑧のとおりで、TKC 経営指標等をベースとしたラウンド値とした。これにより配偶者軽減適用後の子の相続税額をまず算出する。そして取引相場のない自社株式およびオーナー所有の事業用宅地を非課税とし（小規模宅地等の特例は居住用宅地に適用する）、同じく配偶者軽減適用後の子の相続税額を計算し、両者を比較することにより減税額を試算する。

- 土地含み益

取引相場のない自社株式の評価には、法人資産の含み益の数値が前提として必要であるが、TKC 資料では、「有形固定資産」全体の簿価が示されているのみである。このため、含み益ある資産は土地のみと想定したうえ、総務省および中小企業庁が公表している統計資料から、法人の創業時期（土地の取得時期に関係）、6 大都市市街地価格指数、固定資産簿価に占める土地・建物簿価の割合等のデータを抽出し、別紙⑨のとおり土地含み益にかかるモデルを設定する（土地取得時期が古いのは、製造業、卸売業と小売業、サービス業の順で、かつ有形固定資産簿価に占める土地簿価の割合も、この順で低いと想定した）。

（注）自社株式評価額算定について

自社株式 1 株当りの評価額算定に関し、TKC 資料で配当金額は示されていないため、便宜的に類似業種比準価額項目と同額（⑩=B）。また、1 株当りの利益金額（⑪）は直前期末 1 年間の金額、類似業種株価（A）は前年（H15 年）平均額とし、同族関係者が全株取得（純資産価額による評価額につき 80%評価の適用なし）とする。

(2) 試算結果（補足説明）

試算過程と結果は試算表⑫とおりである。いずれのケースにおいても、相続財産の大半を占める自社株式と事業用宅地が非課税となること、および小規模宅地等の特例を居住用宅地に適用できることとなるため、相続税額のほぼ全額の減税効果がある。

以 上

チャレンジ税制による法人税減税額試算

試算表①

(単位:百万円)

業種区分	製造業		卸売業		小売業		サービス業	
	1億円以下	1億円超 5億円未満	1億円以下	1億円超 5億円未満	1億円以下	1億円超 5億円未満	1億円以下	1億円超 5億円未満
利益計上法人								
現行税制による計算								
申告所得								
(役員賞与の損金不算入額)								
(交際費の損金不算入額)								
税額控除・特別税額前法人税額(30%、一部軽減税率22%)								
(総額控除にかかる試験研究費支出額)								
(同上の控除税額(控除率12%、法人税額の20%を限度)								
(中小企業基盤強化税制にかかる試験研究費支出額)								
(同上の控除税額(控除率15%、法人税額の20%を限度)								
(中小企業投資促進税制にかかる支出額)								
(同上の控除税額(控除率7%、法人税額の20%を限度)								
課税留保金額に対する特別税額								
法人税額								
チャレンジ税制による計算								
役員賞与・交際費減算前申告所得								
役員賞与損金不算入額を減算								
交際費損金不算入不算入額を減算								
申告所得								
税額控除・特別税額前法人税額(一律22%)								
試験研究費支出額								
(同上の控除税額(控除率15%、法人税額の20%を限度)								
機械装置等の取得価額								
(留保金課税は不適用)								
法人税額								
減税額								
減税率								
欠損法人								
欠損金額(全額繰戻しを想定)								
繰戻還付税額(法人税率30%、一部軽減税率22%)								

チャレンジ税制による法人税減税額試算

試算表①

要因別減税額

(単位:百万円)

	業種区分		製造業		卸売業		小売業		サービス業	
	1億円以下	1億円超 5億円未満								
利益計上法人										
所得減額による減税額										
役員賞与損金算入による										
交際費損金算入による	-0.7	-1.5	-0.4	-1.3	-0.4	-1.1	-0.4	-0.9	-0.4	-0.9
税率引下げによる減税額	-0.9	-2.9	-0.9	-4.0	-0.9	-2.0	-1.1	-2.2	-0.7	-2.2
所得減額・税率引下げ混合による減税額	-6.8	-25.6	-4.5	-21.3	-4.5	-21.3	-5.2	-17.3	-4.6	-17.3
税額控除にかかるとる減税額	-0.5	-1.6	-0.5	-1.9	-0.5	-1.1	-0.6	-1.1	-0.4	-1.1
留保金課税不適用による減税額	0.4	4.5	0.2	-0.4	0.2	-0.3	0.0	1.9	0.1	1.9
軽減額合計	-2.1	-9.4	-1.3	-6.0	-1.3	-7.2	-1.5	-5.5	-1.4	-5.5
	-10.6	-36.5	-7.4	-34.9	-7.4	-33.0	-8.8	-25.1	-7.4	-25.1

各要因の減税額に占める割合

	業種区分		製造業		卸売業		小売業		サービス業	
	1億円以下	1億円超 5億円未満								
利益計上法人										
所得減額による減税額										
役員賞与損金算入による										
交際費損金算入による	6.6%	4.1%	5.4%	3.7%	5.4%	3.3%	4.5%	3.6%	5.4%	3.6%
税率引下げによる減税額	8.5%	7.9%	12.2%	11.5%	12.2%	6.1%	12.5%	8.8%	9.5%	8.8%
所得減額・税率引下げ混合による減税額	64.2%	70.1%	60.8%	61.0%	60.8%	64.5%	59.1%	68.9%	62.2%	68.9%
税額控除にかかるとる減税額	4.7%	4.4%	6.8%	5.4%	6.8%	3.3%	6.8%	4.4%	5.4%	4.4%
留保金課税不適用による減税額	-3.8%	-12.3%	-2.7%	1.1%	-2.7%	0.9%	0.0%	-7.6%	-1.4%	-7.6%
軽減額合計	19.8%	25.8%	17.6%	17.2%	17.6%	21.8%	17.0%	21.9%	18.9%	21.9%
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

チャレンジ税制による相続税減税額試算

試算表②

	製造業		卸売業		小売業		サービス業	
	大会社以外	大会社	大会社以外	大会社	大会社以外	大会社	大会社以外	大会社
モデル会社データおよび計算要素								
売上高(百万円)	600.0	4,700.0	750.0	4,900.0	450.0	5,000.0	350.0	5,300.0
従業員数(人)	30.0	160.0	15.0	70.0	20.0	160.0	20.0	110.0
規模区分	中会社の小	大会社	中会社の小	大会社	中会社の小	大会社	中会社の小	大会社
資本金(百万円)	20.0	80.0	15.0	60.0	10.0	45.0	10.0	35.0
発行済株数(50円換算)(千株)	400	1,600	300	1,200	200	900	200	700
1株当り配当金額(類似業種分と同額と仮定)(円)	3.5	3.5	3.8	3.8	5.0	5.0	4.1	4.1
利益金額(経常利益)(百万円)	55.0	190.0	40.0	80.0	25.0	95.0	30.0	160.0
1株当り利益金額(円)	137	118	133	66	125	105	150	228
簿価純資産額(百万円) ①	300.0	1,350.0	180.0	680.0	120.0	550.0	130.0	700.0
1株当り純資産額(円)	750	843	600	566	600	611	650	1,000
総資産簿価(百万円) ②	520.0	4,100.0	350.0	2,500.0	210.0	2,100.0	210.0	2,500.0
うち有形固定資産(百万円)	160.0	1,450.0	70.0	600.0	60.0	850.0	70.0	1,400.0
土地の占める割合	10%	10%	15%	15%	20%	20%	30%	30%
土地簿価(百万円) ③	16.0	145.0	10.5	90.0	12.0	170.0	21.0	420.0
土地時価倍率	36.3	36.3	11.4	11.4	7.7	7.7	2.5	2.5
土地相続税評価額(簿価×時価倍率×70%)(百万円) ④	406.6	3,684.5	83.8	718.2	64.7	916.3	36.8	735.0
総資産相続税評価額(百万円) ②-③+④	910.6	7,639.5	423.3	3,128.2	262.7	2,846.3	225.8	2,815.0
総負債簿価(百万円) ②-①	220.0	2,750.0	170.0	1,820.0	90.0	1,550.0	80.0	1,800.0
類似業種比準価格計算要素(H16分)(円)								
株価(H15平均)	266	266	221	221	386	386	371	371
配当金額	3.5	3.5	3.8	3.8	5.0	5.0	4.1	4.1
利益金額	20	20	22	22	32	32	31	31
簿価純資産額	273	273	270	270	263	263	245	245
1株当りの評価額(1株当り資本金50円に対応する評価額)(円)								
類似業種比準価額	774	809	564	372	692	710	805	1,407
純資産価額	1,316	2,126	741	870	752	1,092	695	1,261
1株当り評価額	990	809	634	372	716	710	695	1,261

チャレンジ税制による相続税減税額試算

	製造業		卸売業		小売業		サービス業	
	大会社以外	大会社	大会社以外	大会社	大会社以外	大会社	大会社以外	大会社
	現行税制による相続税額計算(百万円)							
モデル会社株式(1株当り評価額×発行済株式数)	396.0	1,294.4	190.2	446.4	143.2	639.0	139.0	882.7
特定事業用宅地等(80%減額後)	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0
居住用財産(宅地100Mおよび建物20M)	120.0	120.0	120.0	120.0	120.0	120.0	120.0	120.0
預貯金	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
課税価格の合計額	666.0	1,564.4	460.2	716.4	413.2	909.0	409.0	1,152.7
基礎控除額(法定相続人は配偶者、子A、子Bの3人)	80.0	80.0	80.0	80.0	80.0	80.0	80.0	80.0
課税遺産総額	586.0	1,484.4	380.2	636.4	333.2	829.0	329.0	1,072.7
法定相続分に応ずる取得金額	293.0	742.2	190.1	318.2	166.6	414.5	164.5	536.4
・配偶者								
・子A	146.5	371.1	95.1	159.1	83.3	207.3	82.3	268.2
・子B	146.5	371.1	95.1	159.1	83.3	207.3	82.3	268.2
上記にかかる相続税額	100.2	324.1	59.0	112.1	49.6	160.2	48.8	221.2
・子A	41.6	138.5	21.5	46.6	17.9	65.9	17.6	90.2
・子B	41.6	138.5	21.5	46.6	17.9	65.9	17.6	90.2
相続税の総額	183.4	601.1	102.0	205.3	85.4	292.0	84.0	401.6
配偶者の税額軽減額	-91.7	-300.6	-51.0	-102.7	-42.7	-146.0	-42.0	-200.8
相続税額(配偶者軽減後)	91.7	300.5	51.0	102.6	42.7	146.0	42.0	200.8
チャレンジ税制による相続税額計算(百万円)								
モデル会社株式	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
特定事業用宅地等	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
居住用財産(宅地80%減額後20Mおよび建物20M)	40.0	40.0	40.0	40.0	40.0	40.0	40.0	40.0
預貯金	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
課税価格の合計額	140.0	140.0	140.0	140.0	140.0	140.0	140.0	140.0
基礎控除額(法定相続人は配偶者、子A、子Bの3人)	80.0	80.0	80.0	80.0	80.0	80.0	80.0	80.0
課税遺産総額	60.0	60.0	60.0	60.0	60.0	60.0	60.0	60.0
法定相続分に応ずる取得金額	30.0	30.0	30.0	30.0	30.0	30.0	30.0	30.0
・配偶者								
・子A	15.0	15.0	15.0	15.0	15.0	15.0	15.0	15.0
・子B	15.0	15.0	15.0	15.0	15.0	15.0	15.0	15.0
上記にかかる相続税額	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0
・配偶者								
・子A	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7
・子B	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7
相続税の総額	7.4	7.4	7.4	7.4	7.4	7.4	7.4	7.4
配偶者の税額軽減額	-3.7	-3.7	-3.7	-3.7	-3.7	-3.7	-3.7	-3.7
相続税額(配偶者軽減後)	3.7	3.7	3.7	3.7	3.7	3.7	3.7	3.7
減税額	-88.0	-296.8	-47.3	-98.9	-39.0	-142.3	-38.3	-197.1
減税率	-96.0%	-98.8%	-92.7%	-96.4%	-91.3%	-97.5%	-91.2%	-98.2%

所得金額・欠損金額統計資料

(単位: 社、百万円)

資本金階級	卸売業		小売業		サービス業	
	法人数	金額	1社当り金額	法人数	金額	1社当り金額
(利益計上法人)						
100万円未満	180	727	4.0	624	1,066	1.7
100万円以上	118	377	3.2	307	1,221	4.0
200万円以上	19,248	80,246	4.2	43,256	112,502	2.6
500万円以上	5,736	27,067	4.7	11,717	95,422	8.1
1000万円以上	47,546	524,841	11.0	27,804	294,320	10.6
2000万円以上	15,742	418,523	26.6	7,284	301,996	41.5
5000万円以上	5,724	518,199	90.5	2,215	318,431	143.8
1億円未満計①	94,294	1,569,980	16.6	93,207	1,124,958	12.1
1億円以上(5億円未満)②	2,647	757,224	286.1	918	252,261	274.8
合計	96,941	2,327,204		94,125	1,377,219	
1億円(②の75%)③	(1,985)	(567,918)		(689)	(189,196)	
1億円以下①+③	96,279	2,137,898	22.2	93,896	1,314,154	14.0
1億円超(5億円未満)(②の25%)	662	189,306	286.0	229	63,065	275.4
5億円以上	224	154,911	691.6	96	55,223	575.2
10億円以上	331	530,061	1,601.4	148	297,627	2,011.0
50億円以上	52	215,693	4,147.9	32	121,567	3,799.0
100億円以上	43	420,801	9,786.1	37	400,909	10,835.4
合計	97,591	3,648,670	37.4	94,438	2,252,545	23.9
(欠損法人)						
100万円未満	654	-2,046	-3.1	2,816	-4,954	-1.8
100万円以上	384	-1,191	-3.1	1,330	-3,502	-2.6
200万円以上	37,541	-112,343	-3.0	92,760	-193,926	-2.1
500万円以上	10,287	-41,810	-4.1	23,375	-79,396	-3.4
1000万円以上	45,872	-582,136	-12.7	48,852	-385,394	-7.9
2000万円以上	8,052	-159,151	-19.8	5,214	-111,138	-21.3
5000万円以上	1,194	-43,763	-36.7	865	-35,332	-40.8
1億円未満計①	103,984	-942,440	-9.1	175,212	-813,642	-4.6
1億円以上(5億円未満)②	1,099	-215,471	-196.1	602	-143,658	-238.6
合計	105,083	-1,157,911		175,814	-957,300	
1億円(②の75%)③	(824)	-(161,603)		(452)	-(107,744)	
1億円以下①+③	104,808	-1,104,043	-10.5	175,664	-921,386	-5.2
1億円超(5億円未満)(②の25%)	275	-53,868	-195.9	150	-35,914	-239.4
5億円以上	94	-80,608	-857.5	32	37,066	-1,158.3
10億円以上	111	-150,938	-1,359.8	78	84,411	-1,082.2
50億円以上	27	-60,247	-2,231.4	16	24,100	-1,506.3
100億円以上	25	-262,664	-10,506.6	19	939,482	-49,446.4
合計	105,340	-1,712,368	-16.3	175,959	-2,042,359	-11.6
				209,877	-4,363,562	-20.8

モデル所得金額・欠損金額

資料②

(単位: 社、百万円)

製造業 資本金階級	法人数										金額									
	繊維	化学	鉄鋼	機械	出版	食料	他製造	合計	繊維	化学	鉄鋼	機械	食料	出版	他製造	合計	平均			
(利益計上法人)																				
2000万円以上	516	2,905	2,561	3,874	1,650	2,231	3,024	16,761	14,157	194,960	90,653	395,532	139,504	81,102	124,451	1,040,359	62.1			
5000万円以上	204	1,092	1,068	1,696	465	725	1,120	6,300	7,769	113,295	111,546	186,840	42,609	48,165	120,498	630,722	100.1			
(2000万円以上)1億円未満計①	720	3,927	3,629	5,570	2,115	2,956	4,144	23,061	21,926	308,255	202,199	582,372	182,113	129,267	244,949	1,871,081	72.5			
1億円以上(5億円未満)②	63	851	440	1,002	397	397	518	3,529	11,928	272,894	98,541	384,271	83,115	119,740	240,216	1,210,705	343.1			
合計	783	4,778	4,069	6,572	2,373	3,353	4,662	26,590	33,854	581,149	300,740	966,643	265,228	249,007	485,165	2,881,786				
1億円(②の75%)③								(2,647)								(908,029)				
(2000万円以上)1億円以下①+③								25,708								2,579,110	100.3			
1億円超(5億円未満)(②の25%)								882								302,676	343.2			
(欠損法人)																				
2000万円以上	614	1,428	1,176	2,518	601	1,456	2,529	10,322	-12,919	-62,841	-87,031	-210,481	-33,419	-11,889	-53,625	-472,205	-45.7			
5000万円以上	72	480	286	854	270	535	590	3,087	-1,924	-46,264	-19,444	-85,956	-55,266	-34,487	-112,705	-356,046	-115.3			
(2000万円以上)1億円未満計①	686	1,908	1,462	3,372	871	1,991	3,119	13,409	-14,843	-109,105	-106,475	-296,437	-88,685	-46,376	-166,330	-828,251	-61.8			
1億円以上(5億円未満)②	86	329	181	609	191	609	284	1,780	-51,174	-46,764	-39,279	-145,975	-33,149	-34,616	-53,758	-404,715	-227.4			
合計	772	2,237	1,643	3,981	2,182	2,182	3,403	15,189	-66,017	-155,869	-145,754	-442,412	-121,834	-80,992	-220,088	-1,232,966				
1億円(②の75%)③								(1,335)								(303,530)				
(2000万円以上)1億円以下①+③								14,744								-1,131,787	-76.8			
1億円超(5億円未満)(②の25%)								445								-101,179	-227.4			

(単位: 社、百万円)

資本金階級	卸売業			小売業			サービス業			モデル所得金額・欠損金額			
	法人数	金額	1社当り金額	法人数	金額	1社当り金額	法人数	金額	1社当り金額	製造業	卸売業	小売業	サービス業
(利益計上法人)													
2000万円以上	15,742	418,523	26.6	7,284	301,996	41.5	14,709	557,055	37.9				
5000万円以上	5,724	518,199	90.5	2,215	318,431	143.8	4,911	526,767	107.3				
(2000万円以上)1億円未満計①	21,466	936,722	43.6	9,499	620,427	65.3	19,620	1,083,822	55.2				
1億円以上(5億円未満)②	2,647	757,224	286.1	918	252,261	274.8	2,791	636,746	228.1				
合計	24,113	1,693,946		10,417	872,688		22,411	1,720,568					
1億円(②の75%)③	(1,985)	(567,918)		(689)	(189,196)		(2,093)	(477,560)					
(2000万円以上)1億円以下①+③	23,451	1,504,640	64.2	10,188	809,623	79.5	21,713	1,561,382	71.9				
1億円超(5億円未満)(②の25%)	662	189,306	286.0	229	63,065	275.4	698	159,186	228.1				
(欠損法人)													
2000万円以上	8,052	-159,151	-19.8	5,214	-111,138	-21.3	9,498	-481,630	-50.7				
5000万円以上	1,194	-43,763	-36.7	865	-35,332	-40.8	3,148	-288,543	-91.7				
(2000万円以上)1億円未満計①	9,246	-202,914	-21.9	6,079	-146,470	-24.1	12,646	-770,173	-60.9				
1億円以上(5億円未満)②	1,099	-215,471	-196.1	602	-143,658	-238.6	2,423	-537,900	-222.0				
合計	10,345	-418,385		6,681	-290,128		15,069	-1,308,073					
1億円(②の75%)③	(824)	(-161,603)		(452)	(-107,744)		(1,817)	(-403,425)					
(2000万円以上)1億円以下①+③	10,070	-364,517	-36.2	6,531	-254,214	-38.9	14,463	-1,173,598	-81.1				
1億円超(5億円未満)(②の25%)	275	-53,868	-195.9	150	-35,914	-239.4	606	-134,475	-221.9				

役員賞与・交際費統計資料およびモデル金額

資料③

役員賞与

(単位: 社、百万円)

	製造業										卸売業			小売業			サービス業			
	法人数 合計	金額								1社当り 平均	法人数 合計	金額	1社当り 平均	法人数 合計	金額	1社当り 平均	法人数 合計	金額	1社当り 平均	
		繊維	化学	鉄鋼	機械	食料	出版	他製造	合計											金額
資本金階級																				
(利益計上法人)																				
2000万円以上	16,761	6,859	6,141	6,891	4,853	2,657	2,382	30,409	1.8	15,742	22,840	1.5	7,284	7,548	1.0	14,709	12,349	0.8		
5000万円以上	6,300	3,822	6,302	8,648	1,295	839	2,972	24,250	3.8	5,724	18,359	3.2	2,215	4,319	1.9	4,911	12,241	2.5		
(2000万円以上)1億円未満計①	23,061	998	12,443	15,539	6,148	3,496	5,354	54,659	2.4	21,466	41,199	1.9	9,499	11,867	1.2	19,620	24,590	1.3		
1億円以上(5億円未満)②	3,529	402	2,893	7,084	1,980	1,882	6,462	26,117	7.4	2,647	15,049	5.7	918	4,098	4.5	2,791	11,106	4.0		
合計	26,590	1,400	16,095	22,623	8,128	5,378	11,816	80,776		24,113	56,248		10,417	15,965		22,411	35,696			
1億円(②の75%)③	(2,647)							(19,588)		(1,985)	(11,287)		(689)	(3,074)		(2,093)	(8,330)			
(2000万円以上)1億円以下①+③	25,708							74,247	2.9	23,451	52,486	2.2	10,188	14,941	1.5	21,713	32,920	1.5		
1億円超(5億円未満)(②の25%)	882							6,529	7.4	662	3,762	5.7	229	1,024	4.5	698	2,776	4.0		

交際費(損金不算入額)

(単位: 社、百万円)

	製造業										卸売業			小売業			サービス業			
	法人数 合計	金額								1社当り 平均	法人数 合計	金額	1社当り 平均	法人数 合計	金額	1社当り 平均	法人数 合計	金額	1社当り 平均	
		繊維	化学	鉄鋼	機械	食料	出版	他製造	合計											金額
資本金階級																				
(利益計上法人)																				
2000万円以上	16,761	645	6,929	4,710	8,095	2,492	4,383	29,805	1.8	15,742	24,766	1.6	7,284	10,723	1.5	14,709	28,975	2.0		
5000万円以上	6,300	671	6,460	5,161	8,042	2,404	1,584	31,409	5.0	5,724	35,203	6.2	2,215	28,957	13.1	4,911	21,644	4.4		
(2000万円以上)1億円未満計①	23,061	1,316	13,389	9,871	16,137	4,896	5,967	61,214	2.7	21,466	59,969	2.8	9,499	39,680	4.2	19,620	50,619	2.6		
1億円以上(5億円未満)②	3,529	433	13,133	4,342	10,581	5,093	7,912	47,034	13.3	2,647	47,182	17.8	918	8,265	9.0	2,791	29,269	10.5		
合計	26,590	1,749	26,522	14,213	26,718	9,989	13,879	108,248		24,113	107,151		10,417	47,945		22,411	79,888			
1億円(②の75%)③	(2,647)							(35,276)		(1,985)	(35,387)		(689)	(6,199)		(2,093)	(21,952)			
(2000万円以上)1億円以下①+③	25,708							96,490	3.8	23,451	95,356	4.1	10,188	45,879	4.5	21,713	72,571	3.3		
1億円超(5億円未満)(②の25%)	882							11,758	13.3	662	11,795	17.8	229	2,066	9.0	698	7,317	10.5		

モデル役員賞与・交際費損金不算入額

	製造業	卸売業	小売業	サービス業
(役員賞与)				
資本金2000万円以上 1億円以下	3.0	2.0	2.0	2.0
資本金1億円超 5億円以下	7.0	6.0	5.0	4.0
(交際費損金不算入額)				
資本金2000万円以上 1億円以下	4.0	4.0	5.0	3.0
資本金1億円超 5億円以下	13.0	18.0	9.0	10.0

留保税額統計資料および税額控除統計資料(その1)

資料④

留保税額

全業種資本金階級別の税額	左の割合による業種別合計税額の配分		
	留保税額	割合	製造業 卸売業 小売業 サービス業
資本金階級			
100万円未満	56		
100万円以上	103		
200万円以上	5,956		
500万円以上	2,615		
1000万円以上	59,118		
小計	67,848	26.3%	20,710 8,077 8,440 13,405
2000万円以上	60,944		
5000万円以上	29,940		
(2000千万以上)1億円未満計①	90,884		
1億円以上②	45,823		
1億円(②の75%)③	34,367		
1億円以下①+③	125,251	48.6%	38,270 14,926 15,596 24,771
1億円超(②の25%)	11,456	4.4%	3,465 1,351 1,412 2,243
5億円以上	8,651	3.4%	
10億円以上	23,455	9.1%	
50億円以上	4,094	1.6%	
100億円以上	15,854	6.2%	
連結法人	1,140	0.4%	
合計	257,749	100.0%	78,745 30,711 32,090 50,969

製造業税額合計内訳	
業種	留保税額
繊維	1,435
化学	9,061
鉄鋼	8,100
機械	29,937
食料	9,672
出版	4,136
他製造	16,404
合計	78,745

	(単位:百万円)		
	製造業	卸売業	小売業 サービス業
(1億円以下)			
会社数	25,708	23,451	10,188 21,713
留保税額	38,270	14,926	15,596 24,771
1社当り税額	1.5	0.6	1.5 1.1
(1億円超)			
会社数	882	662	229 698
留保税額	3,465	1,351	1,412 2,243
1社当り税額	3.9	2.0	6.2 3.2

試験研究費総額の控除額

全業種資本金階級別の税額	左の割合による業種別合計税額の配分		
	控除税額	割合	製造業 卸売業 小売業 サービス業
資本金階級			
100万円未満			
100万円以上			
200万円以上			
500万円以上			
1000万円以上			
小計	0	0.0%	0 0 0 0
2000万円以上	26		
5000万円以上	83		
(2000千万以上)1億円未満計①	109		
1億円以上	2,067		
1億円(②の75%)③	1,550		
1億円以下①+③	1,659	5.0%	1,511 58 18 38
1億円超(②の25%)	517	1.6%	484 19 6 12
5億円以上	229	0.7%	
10億円以上	12,979	39.2%	
50億円以上	1,009	3.1%	
100億円以上	16,669	50.4%	
連結法人	14	0.0%	
合計	33,076	100.0%	30,228 1,161 365 756

製造業控除額合計内訳	
業種	控除税額
繊維	107
化学	6,498
鉄鋼	273
機械	19,538
食料	1,846
出版	78
他製造	1,888
合計	30,228

	(単位:百万円)		
	製造業	卸売業	小売業 サービス業
(1億円以下)			
会社数	25,708	23,451	10,188 21,713
控除税額	1,511	58	18 38
1社当り控除税額	0.1	0.0	0.0 0.0
(1億円超)			
会社数	882	662	229 698
控除税額	484	19	6 12
1社当り控除税額	0.5	0.0	0.0 0.0

以下、試験研究費割合は10%以上と想定し、上記控除税額を控除率(12%)で割戻し、試験研究費支出額を算定

	(単位:百万円)		
	製造業	卸売業	小売業 サービス業
(1億円以下)			
支出額	12,592	483	150 317
1社当り支出額	0.5	0.0	0.0 0.0
(1億円超)			
支出額	4,033	158	50 100
1社当り支出額	4.6	0.2	0.2 0.1

税額控除統計資料(その2)

資料⑤

中小企業者等の試験研究費控除額(中小企業技術基盤強化税制)

資本金階級	全業種資本金階級別の税額				左の割合による業種別合計税額の配分			
	控除税額	割合	製造業	卸売業	小売業	サービス業		
100万円未満								
100万円以上								
200万円以上								
500万円以上								
1000万円以上								
小計	0	0.0%	0	0	0	0		
2000万円以上	643							
5000万円以上	604							
(2000万円以上)1億円未満計	1,247	59.8%	1,229	8	0	10		
1億円以上(注)	840	40.2%	827	5	0	7		
合計	2,087	100.0%	2,056	13	0	17		

(注)税制上の要件より「1億円以上」は1億円のケースのみ

(単位:百万円)

(1億円以下)	製造業	卸売業	小売業	サービス業
会社数	25,708	23,451	10,188	21,713
控除税額	2,056	13	0	17
1社当り控除税額	0.1	0.0	0.0	0.0

以下、上記控除税額を控除率(15%)で割戻し、試験研究費支出額を算定

(1億円以下)	製造業	卸売業	小売業	サービス業
支出額	13,707	87	0	113
1社当り支出額	0.5	0.0	0.0	0.0

中小企業者等の控除額(中小企業投資促進税制)

資本金階級	全業種資本金階級別の税額				左の割合による業種別合計税額の配分			
	控除税額	割合	製造業	卸売業	小売業	サービス業		
100万円未満	53							
100万円以上	306							
200万円以上	408							
500万円以上	4,817							
1000万円以上	5,584	53.2%	3,568	741	143	587		
2000万円以上	3,066							
5000万円以上	1,733							
(2000万円以上)1億円未満計	4,799	45.7%	3,065	637	122	505		
1億円以上(注)	117	1.1%	74	15	3	12		
合計	10,500	100.0%	6,707	1,393	268	1,104		

(注)税制上の要件より「1億円以上」は1億円のケースのみ

(単位:百万円)

(1億円以下)	製造業	卸売業	小売業	サービス業
会社数	25,708	23,451	10,188	21,713
控除税額	6,707	1,393	268	1,104
1社当り控除税額	0.3	0.1	0.0	0.1

以下、上記控除税額を控除率(7%)で割戻し、取得価額を算定

(1億円以下)	製造業	卸売業	小売業	サービス業
支出額	95,814	19,900	3,829	15,771
1社当り支出額	3.7	0.8	0.4	0.7

モデル試験研究費・設備導入支出額

モデル試験研究費支出額

	(単位:社、百万円)		
	製造業	卸売業	小売業 サービス業
A. 総務省資料による1社当り試験研究費の金額(注1)			
資本金1000万円以上1億円未満	24.8	18.3	314.7
資本金1億円以上10億円未満	187.7	90.5	490.0
B. 国税庁資料による控除限度額と対応する支出額			
資本金2000万円以上1億円以下			
①所得金額(資料②より)	100.3	64.2	71.9
②法人税額	29.5	18.7	21.0
③控除限度額(②×20%)	5.9	3.7	4.2
④対応する支出額(③÷15%)	39.3	24.7	28.0
資本金1億円超5億円未満			
①所得金額(資料②より)	343.2	286.0	228.1
②法人税額	103.0	85.8	68.4
③控除限度額(②×20%)	20.6	17.2	13.7
④対応する支出額(③÷12%)	171.7	143.3	114.2
以上を参考としたモデル支出額(注2)			
資本金2000万円以上1億円以下	30.0	20.0	20.0
資本金1億円超5億円未満	170.0	100.0	100.0

(注1) 総務省統計局「平成16年度科学技術研究調査」

(注2) AとB④の間でB④を超えない数値。小売業、サービス業は卸売業と同数値とする。

モデル設備導入支出額

	(単位:百万円)		
	製造業	卸売業	小売業 サービス業
資本階級別1社当り所得金額(資料②より)			
①資本金2000万円以上1億円以下	100.3	64.2	71.9
②資本金1億円超5億円未満	343.2	286.0	228.1
資本階級別設備導入にかかる1社あたり支出額			
③資本金2000万円以上1億円以下(資料⑤より)(注1)	3.7	1.2	1.2
④資本金1億円超5億円未満 ③×②/①	12.7	5.3	3.8
以上を参考としたモデル支出額(注2)			
資本金2000万円以上1億円以下	8.0	3.0	3.0
資本金1億円超5億円未満	25.0	10.0	8.0

(注1) 資料⑤で支出額が取得価額要件による最低支出額に満たない卸売業、小売業、サービス業については最低支出額とする。

(注2) 特別償却分が統計値に含まれていないことを勘案し、③、④の2倍程度とする。

モデル留保税額

資料⑦

(単位:百万円)

	業種区分		製造業		卸売業		小売業		サービス業	
	1億円以下	1億円超 5億円未満								
前提データ(別紙①より)										
申告所得	100.0	340.0	70.0	290.0	80.0	280.0	70.0	230.0	70.0	230.0
(役員賞与の損金不算入額)	(3.0)	(7.0)	(2.0)	(6.0)	(2.0)	(5.0)	(2.0)	(4.0)	(2.0)	(4.0)
(交際費の損金不算入額)	(4.0)	(13.0)	(4.0)	(18.0)	(5.0)	(9.0)	(3.0)	(10.0)	(3.0)	(10.0)
法人税額(30%、一部軽減税率22%)	29.4	102.0	20.4	87.0	23.4	84.0	20.4	69.0	20.4	69.0
(総額控除にかかる試験研究費控除額)	(4.5)	(20.4)	(3.0)	(12.0)	(3.0)	(12.0)	(3.0)	(12.0)	(3.0)	(12.0)
(中小企業基盤強化税制にかかる試験研究費控除額)	(0.6)		(0.2)		(0.2)		(0.2)		(0.2)	
(中小企業投資促進税制にかかる控除額)	5.1	20.4	3.2	12.0	3.2	12.0	3.2	12.0	3.2	12.0
特別控除額合計	24.3	81.6	17.2	75.0	20.2	72.0	17.2	57.0	17.2	57.0
差引法人税額(除く留保税額)	75.7	258.4	52.8	215.0	59.8	208.0	52.8	173.0	52.8	173.0
納税後所得金額										
留保税額の計算										
当期留保金額										
①留保所得金額	100.0	340.0	70.0	290.0	80.0	280.0	70.0	230.0	70.0	230.0
所得等の金額(課税外収入なし)										
社外流出										
(配当 - 前期所得も同額で納税後所得の10%とする)	(7.6)	(25.8)	(5.3)	(21.5)	(6.0)	(20.8)	(5.3)	(17.3)	(5.3)	(17.3)
(役員賞与)	(3.0)	(7.0)	(2.0)	(6.0)	(2.0)	(5.0)	(2.0)	(4.0)	(2.0)	(4.0)
(交際費)	(4.0)	(13.0)	(4.0)	(18.0)	(5.0)	(9.0)	(3.0)	(10.0)	(3.0)	(10.0)
社外流出額合計	14.6	45.8	11.3	45.5	13.0	34.8	10.3	31.3	10.3	31.3
留保所得金額	85.4	294.2	58.7	244.5	67.0	245.2	59.7	198.7	59.7	198.7
②法人税額										
所得金額×税率	29.4	102.0	20.4	87.0	23.4	84.0	20.4	69.0	20.4	69.0
特別控除額	5.1	20.4	3.2	12.0	3.2	12.0	3.2	12.0	3.2	12.0
法人税額	24.3	81.6	17.2	75.0	20.2	72.0	17.2	57.0	17.2	57.0
③住民税額										
所得金額×税率	29.4	102.0	20.4	87.0	23.4	84.0	20.4	69.0	20.4	69.0
特別控除額(除く試験研究費総額にかかる控除額)	5.1	20.4	3.2	12.0	3.2	12.0	3.2	12.0	3.2	12.0
小計	24.3	81.6	17.2	75.0	20.2	72.0	17.2	57.0	17.2	57.0
小計×20.7%	5.0	21.1	3.6	18.0	4.2	17.4	3.6	14.3	3.6	14.3
当期留保金額 ①-②-③	56.1	191.5	37.9	151.5	42.6	155.8	38.9	127.4	38.9	127.4
留保控除額(所得等の金額×35%)	35.0	119.0	24.5	101.5	28.0	98.0	24.5	80.5	24.5	80.5
課税留保金額	21.1	72.5	13.4	50.0	14.6	57.8	14.4	46.9	14.4	46.9
モデル留保税額	2.1	9.4	1.3	6.0	1.5	7.2	1.4	5.5	1.4	5.5

事業承継税制関係モデル金額

	製造業		卸売業		小売業		サービス業	
	大会社以外	大会社	大会社以外	大会社	大会社以外	大会社	大会社以外	大会社
TKC経営指標								
売上高(百万円)	593.2	4,695.4	732.8	4,895.0	436.6	4,979.6	333.7	5,322.0
従業員数(人)	27.3	159.5	13.6	67.4	17.5	156.1	18.4	106.1
資本金(百万円)	16.9	76.9	14.2	56.4	10.3	43.9	11.7	31.1
利益金額(経常利益)(百万円)	55.0	190.9	37.3	81.7	24.1	93.5	27.6	158.7
簿価純資産額(百万円) ①	293.8	1,335.5	180.8	680.9	119.9	556.3	127.4	706.4
総資産簿価(百万円) ②	517.9	4,101.4	346.2	2,515.0	208.0	2,081.9	214.0	2,488.1
うち有形固定資産(百万円)	159.5	1,426.2	66.6	587.2	56.2	840.9	72.0	1,402.6
モデル金額								
会社関係(TKC経営指標をベース)								
売上高(百万円)	600.0	4,700.0	750.0	4,900.0	450.0	5,000.0	350.0	5,300.0
従業員数(人)	30.0	160.0	15.0	70.0	20.0	160.0	20.0	110.0
資本金(百万円)	20.0	80.0	15.0	60.0	10.0	45.0	10.0	35.0
利益金額(経常利益)(百万円)	55.0	190.0	40.0	80.0	25.0	95.0	30.0	160.0
簿価純資産額(百万円)	300.0	1,350.0	180.0	680.0	120.0	550.0	130.0	700.0
総資産簿価(百万円)	520.0	4,100.0	350.0	2,500.0	210.0	2,100.0	210.0	2,500.0
うち有形固定資産(百万円)	160.0	1,450.0	70.0	600.0	60.0	850.0	70.0	1,400.0
その他相続財産								
オーナー所有事業用宅地	250.0	250.0	250.0	250.0	250.0	250.0	250.0	250.0
居住用財産								
宅地	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
建物	20.0	20.0	20.0	20.0	20.0	20.0	20.0	20.0
預貯金	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

土地含み益モデル

開設時期別法人数

	製造業		卸・小売業		サービス業		累計割合		累計割合	
	割合	製造業	割合	卸・小売業	割合	サービス業	割合	製造業	割合	サービス業
S29以前 (1954以前)	8.5%	27,727	8.5%	59,400	7.7%	83,496	7.7%	20.2%	7.7%	83,496
S30～39年 (1955～1964)	11.1%	36,251	19.6%	61,377	8.0%	21,161	15.7%	25.3%	15.7%	21,161
S40～49年 (1965～1974)	20.5%	66,861	40.1%	109,629	14.3%	42,725	30.0%	35.6%	30.0%	42,725
S50～59年 (1975～1984)	19.7%	64,446	59.8%	134,008	17.5%	63,151	47.5%	50.8%	47.5%	63,151
S60～H6 (1985～1994)	27.8%	90,669	87.6%	202,454	26.4%	111,110	73.9%	77.6%	26.4%	111,110
H7以降 (1995以降)	12.4%	40,370	100.0%	199,968	26.1%	92,366	100.0%	99.9%	22.3%	92,366
不詳	0.0%	103	100.0%	10	0.0%	250	100.0%	100.0%	0.1%	250
合計	100.0%	326,427	100.0%	766,846	100.0%	414,259	100.0%	100.0%	100.0%	414,259

(単位:社)

(総務省統計局「平成16年度事業所・企業統計調査」より)

6大都市市街地価格指数(平成12年=100)

	商業地	住宅地	工業地
S30年	4.08	1.06	1.36
S35年	9.42	3.22	4.91
S40年	28.4	11.0	20.6
H12年	100.0	100.0	100.0
H15年	72.1	84.8	74.6

(総務省統計局「日本の長期統計系列」より)

土地簿価関係資料

A 設備投資に占める土地の割合(全業種合計)

(単位:百万円)

① 設備投資額	8,580,673
② うち土地	1,363,110
③ ②/①	15.9%

(中小企業庁「中小企業白書 2005年度版」より)

B 固定資産簿価に占める土地・建物簿価(業種ごと合計)

(単位:百万円)

	製造業	卸売業	小売業
① 固定資産計	823,467	1,010,091	128,775
② うち土地・建物	411,923	557,834	77,865
③ ②/①	50.0%	55.2%	60.5%

(中小企業庁編「中小企業の経営指標」平成15年度調査より)

含み益にかかるモデル設定

	製造業	卸売業	小売業	サービス業
有形固定資産簿価に占める土地簿価の割合	10%	15%	20%	30%
土地取得年	S30年	S35年	S35年	S40年
地価価格指数にかかる所在地域	工業地1/2 商業地1/2	工業地1/2 商業地1/2	商業地	商業地
土地時価倍率(H15指数/取得年指数)	36.3	11.4	7.7	2.5

$$\text{類似業種比準価額} = A \times \left[\frac{\text{㉑}}{B} + \frac{\text{㉒}}{C} \times 3 + \frac{\text{㉓}}{D} \right] \times \text{斟酌率}$$

- A : 類似業種の株価
 B : 類似業種の1株当り配当金額
 ㉑ : 評価会社の1株当り配当金額
 C : 類似業種の1株当り利益金額
 ㉒ : 評価会社の1株当り利益金額
 D : 類似業種の1株当り純資産価額
 ㉓ : 評価会社の1株当り純資産価額
 斟酌率 : 大会社 0.7 中会社: 0.6

$$\text{純資産価額} = \frac{(\text{㉔}-\text{㉕}) - \{(\text{㉔}-\text{㉖}) - (\text{㉗}-\text{㉘})\} \times 42\%}{\text{発行済株式数}}$$

- ㉔ : 総資産相続税評価額
 ㉕ : 総資産簿価
 ㉖ : 負債相続税評価額
 ㉗ : 負債簿価

評価方法 : (イ)と(ロ)のいずれか低い方の額

大会社 (イ) 類似業種比準価額
 (ロ) 純資産価額

中会社の小 (イ) 類似業種比準価額 × 0.6 + 純資産価額 × 0.4
 (ロ) 純資産価額

中小法人チャレンジ税制の小委員会修正案（6月15日小委員会 網掛け太字部分）

法人税率

現行税制の概要	中間報告	小委員会修正案
法人税率 (法人税法 22) (同 66)	「チャレンジ税制」では所得金額にかかわらず法人税率を22%とする。	中間報告と同じ 対象 各事業年度の所得 仕組み 普通法人 資本金1億円以下の法人 年800万円以下の部分 22% 年800万円超の部分 30% 資本金1億円超の法人 一律 30% 公益法人等及び協同組合等 22%

試験研究費

現行税制の概要	中間報告	小委員会修正案
(1) 試験研究費の額が増加した場合等の税額の特別控除 (青色申告) (平 18.3.31 まで) (措法 42 の 4) (同施行令 27 の 4)	特例法により時限的に定められている現行制度を、例えば研究開発において専従者より兼務者が多いといった中小企業の研究開発の実態にあった仕組みに改め、「チャレンジ税制」の本則として恒久的な制度として位置付ける。	恒久的措置として試験研究費総額の15%相当額の税額控除が認められる仕組みとする。ただし当期法人税額の20%を限度とする。現行の試験研究税制では、例えば、試験研究に従事する者が他の業務と兼務している場合が多い、あるいは役員も自ら試験研究プロジェクトに従事することが多いといった中小企業の実情にそのまま適用できるのかが必ずしも明確でない。チャレンジ税制では制度の適用要件を明確に規定する。 チャレンジ税制では、中小企業 の特性を踏まえて、試験研究費の範囲を広く捉える。例えば、試験研究により開発した試作品を利用して市場調査を行うなど市場開拓に係る費用もその範囲に含めて考える。
(2) 試験研究費の総額に対する控除 (青色申告) (措法 42 の 4) (同施行令 27 の 4)	試験研究費の総額に対し、次の控除率による税額控除が認められる。ただし当期の法人税額の20%を限度とする。 税額控除率は、試験研究費の総額の売上金額(当期を含む4年間の平均売上金額)に対する割合(試験研究費割合)に応じ、次のとおり。 ・試験研究費割合が10%以上……10% ・試験研究費割合が10%未満……8% + 試験研究費割合 × 0.2 平成18年3月31日までの時限措置として、上記の税額控除率に2%を上乗せし、試験研究費割合に応じ、次のとおり。 ・試験研究費割合が10%以上……12% ・試験研究費割合が10%未満……10% + 試験研究費割合 × 0.2 控除限度超過額は1年繰越可能(ただし、翌年度の試験研究費の額が当該年度の試験研究費の額を下回らないことが条件)	恒久的措置として試験研究費総額の15%相当額の税額控除が認められる仕組みとする。ただし当期法人税額の20%を限度とする。
(3) 産学官共同研究等に係る税額控除 (青色申告) (措法 42 の 4) (同施行令 27 の 4)	上記の試験研究費のうち、大学、公的研究機関等との共同試験研究及びこれらに対する委託試験研究については、その総額について高い税額控除率が設定されている。 ただし、上記の税額控除額と合計して、当期の法人税額の20%相当額を限度とする。 税額控除率 ・恒久的措置 ……一律 12% ・平成18年3月31日までの時限措置 ……一律 15%	恒久的措置として試験研究費総額の15%相当額の税額控除が認められる。ただし当期法人税額の20%を限度とする。
(4) 中小企業技術基盤強化税制 (措法 10、42 の 4、68 の 9)	中小企業者等については、上記(1)～(3)の税額控除制度の適用に代えて、試験研究費の総額の12%相当額の税額控除が認められる。 ただし当期法人税額の20%相当額を限度とする。 なお、平成18年3月31日までの時限措置として、上記の税額控除に3%を上乗せした15%となる。 ・恒久的措置 ……一律 12% ・平成18年3月31日までの時限措置 ……一律 15%	恒久的措置として試験研究費総額の15%相当額の税額控除が認められる。ただし当期法人税額の20%を限度とする。

設備導入に伴う特別償却

現行税制の概要	中間報告	小委員会修正案
<p>中小企業等基盤強化税制 (青色申告) (平 19.3.31 まで) (措法 10 の 4、42 の 7、措令 27 の 7)</p> <p>中小企業者等が、昭 64.4.1 から平 19.3.31 までの期間内に機械装置、器具備品の取得等をし、国内において事業の用に供した場合には、その事業の用に供した事業年度において、取得価額の 30%相当額の特別償却または取得価額の 7%相当額の税額控除を認める。税額控除については資本金 3,000 万円以下の法人のみ、リースの場合には、リース費用総額の 60%相当額について 7%の税額控除を認める。</p> <p>対象業種 卸売業、小売業、飲食店業、サービス業 対象事業者 青色申告書を提出する資本金 1 億円以下の中小企業者等 対象資産 機械・装置(注 3)および全ての器具・備品 取得価額要件 機械・装置 取得 280 万円以上 リース 370 万円以上 器具・備品 取得 120 万円以上 リース 160 万円以上 (注 1) 税額控除については法人税額の 20%相当額を限度とする。 (注 2) 税額控除限度超過額及び特別償却不足額は、1 年繰り越すことができる。 (注 3) 機械・装置とは、製品を製造する設備等を行い、詳細は財務省令に定める。</p>	<p>特例法により時限的に定められている現行制度を、例えばリースによる設備導入が多いといった中小企業の機械設備導入の実態に合うよう手直したうえで、「チャレンジ税制」の本則として恒久的な制度として位置付ける。</p> <p>ただし「チャレンジ税制」では既に法人税率を 22%に軽減してあることから税額控除の規定は削除する。</p> <p>平成 17 年度税制改正により中小企業新事業活動促進法の適用を受ける中小企業者も、中小企業基盤強化税制の対象に加えられたことになった。</p> <p>この対象となった場合は、対象資産として新たに次の機械・装置が加えられるとともに、取得に係る税額控除は資本金 3,000 万円超の法人にも適用される。この改正は同法の施行の日以後平成 19 年 3 月 31 日まで適用される。</p> <p>対象者 中小企業新事業活動促進法の適用を受ける下記に該当する中小企業者 (1) 経営革新計画の承認を受けた中小企業者 (2) 設立 5 年未満の中小企業者 (3) 異分野連携新事業分野開拓計画の認証を受けた者のうち一定の成長が見込まれる中小企業者 新たに加入される機械・装置 (1) 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に従って取得する機械装置 (2) 同法律の一定の中小企業者が設立 5 年以内に取得等する機械装置 取得価額要件 取得 280 万円以上 リース 370 万円以上</p>	<p>チャレンジ税制を選択した事業者が機械装置、器具備品、車両並びに船舶等の取得等をし、国内において事業の用に供した場合には、その事業の用に供した事業年度において、取得価額の 30%相当額の特別償却または取得価額の 7%相当額の税額控除を認める。リースの場合には、リース費用総額の 60%相当額について 7%の税額控除を認める。</p> <p>以上はいずれも恒久措置とする。</p> <p>対象業種 ほぼ全業種(中小企業投資促進税制の対象業種に物品賃貸業・娯楽業を加えた業種とする。) 対象事業者 チャレンジ税制を選択した事業者 対象資産 機械・装置(注 3)および全ての器具・備品 取得価額要件 機械・装置 取得 160 万円以上 リース 210 万円以上 器具・備品 取得 120 万円以上 リース 160 万円以上 (注 1) 税額控除については法人税額の 20%相当額を限度とする。 (注 2) 税額控除限度超過額及び特別償却不足額は、1 年繰り越すことができる。 (注 3) 機械・装置とは、製品を製造する設備および車両や船舶等を行い、詳細は財務省令に定める。 (注 4) 対象資産は中古品であっても制度適用が受けられる。 (注 5) 資本金 3,000 万円超の事業者でも税額控除の対象となる。</p>
<p>(2) 中小企業投資促進税制 (青色申告) (平 10.6.1 ~ 平 18.3.31 まで) (措法 42 の 6、措令 27 の 6) (同施行規則 20 の 2 の 2)</p> <p>中小企業者等が、平成 10.6.1 から平成 18.3.31 までの期間内に一定の機械装置、器具備品、大型貨物自動車並びに船舶等の取得等をし、国内における上記事業の用に供した場合には、その事業の用に供した事業年度において、取得価額の 30%相当額の特別償却または取得価額の 7%相当額の税額控除を認める。税額控除については資本金 3,000 万円以下の法人のみ、リースの場合には、リース費用総額の 60%相当額について 7%の税額控除を認める。</p> <p>対象業種 ほぼ全業種、ただし次の業種は除外する。 料理店業その他の飲食店業のうち、料亭・バー・キャバレー・ナイトクラブその他これらに類する事業 サービス業のうち、物品賃貸業・娯楽業(映画業を除く)・性風俗関連特殊営業 対象事業者 青色申告書を提出する資本金 1 億円以下の中小企業者等 対象資産 機械・装置(注 3)および 9 品目の器具・備品(注 4) 取得価額要件 機械・装置 取得 160 万円以上 リース 210 万円以上 器具・備品 取得 120 万円以上 リース 160 万円以上 (注 1) 税額控除については法人税額の 20%相当額を限度とする。 (注 2) 税額控除限度超過額及び特別償却不足額は、1 年繰り越すことができる。 (注 3) 機械・装置とは、製品を製造する設備等を行い、詳細は財務省令に定める。 (注 4) 器具・備品とは、事務処理の能率化等に資するものとして財務省令で定められている次の 9 品目。 電子計算機、デジタル複写機、メモリー送受信機能付普通紙ファクシミリ、デジタル構内交換設備、デジタルボタン電話設備、電子ファイリング設備、マイクロファイル設備、ICカード利用設備、冷房用又は暖房用機器</p>		

留保金課税

現行税制の概要		中間報告	小委員会修正案
同族会社の特別税率 (法人税法 67)	<p>同族会社(3人以下の株主等で、持株割合が50%超の会社)の留保金額のうち留保控除額を超える部分に対して、10～20%の税率で追加的に課税される制度。</p> <p>仕組み 留保金額のうち留保控除額を超える部分に対し次の割合を乗じて計算した金額を法人税額に加算する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年3,000万円以下の部分 …… 10% ・年3,000万円超1億円以下の部分 …… 15% ・年1億円超の部分 …… 20% <p>留保控除額は、次に掲げる金額のうち最も多い金額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所得金額の35%相当額 ・年1,500万円 ・資本金額(又は出資金額)×25%・期末利益積立金 <p>課税停止措置 青色申告書を提出する同族会社で、次の～のいずれかに該当する場合に、留保金課税が停止される。</p> <p><>はそれぞれの適用期限</p> <p>中小企業新事業活動促進法に規定する設立後10年以内の中小企業者 <平成12年4月1日から同19年3月31日までの間に開始する各事業年度></p> <p>中小企業新事業活動促進法に規定する経営革新計画の承認を受けた中小企業者 <平成19年3月31日までに開始する各事業年度></p> <p>自己資本比率(自己資本(同族株主等からの借入金を含む)/総資産×100)が50%以下の中小法人(資本金1億円以下) <平成15年4月1日から同18年3月31日までの間に開始する各事業年度></p>	「チャレンジ税制」では留保金課税を不適用とする。	<p>チャレンジ税制を選択した事業者は同族会社であっても留保金課税は不適用とする。</p> <p>中小法人に対する留保金課税は、本来、チャレンジ税制を創設する以前に無条件に撤廃すべきことを明示する。</p>

欠損金の繰戻還付

現行制度の概要		中間報告	小委員会修正案
<p>欠損金の繰戻しによる還付の不適用 (平成18.3.31まで) (措法66の12)</p> <p>(措法66の14)</p>	<p>事業年度に欠損金が生じた場合、当事業年度の欠損金額を前事業年度の所得金額で除した値に、前事業年度の法人税額を乗じて得た金額の還付を受けることができる。</p> <p>ただし次のA、B、C、Dいずれかの場合を除き、現在は租税特別措置法により平成18年3月31日まで適用が停止されている。</p> <p>A. 設立5年以内の青色申告書を提出する中小企業等</p> <p>B. 中小企業経営革新支援法における経営革新計画の承認を受けた青色申告書を提出する中小企業等で、最近1年間のうちの3ヶ月間の生産額または取引額が5年以内のいずれかの同期間にくらべ30%以上減少していることにつき、計画の承認をした行政庁の確認を受けた者(本特例は平成17年3月31日に廃止)</p> <p>C. 解散、営業の全部の譲渡等が生じた場合</p> <p>D. 産業活力再生特別措置法の事業再構築計画等により設備等の廃棄を行なった事業年度において、その事業年度の欠損金のうち設備等の廃棄により生じた欠損金部分(平成19年3月31日まで)。</p>	「チャレンジ税制」では例えば3年まで遡って繰戻還付が認められる。	<p>チャレンジ税制では3年まで遡って繰戻還付が認められる。</p> <p>中小法人に対する欠損金繰戻は、本来、チャレンジ税制を創設する以前に無条件に停止措置を解除すべき旨を明示する。</p>

交際費課税

現行税制の概要	中間報告	小委員会修正案
交際費等の損金不算入 (平 18.3.31 まで) (措法 61 の 4) (同施行令 37 の 5)	法人が支出する交際費等の額は、冗費を節約して企業の自己資本を充実し企業体質の強化を図るといふ政策的見地から、原則としてその全額が損金に算入されない。 ただし、中小法人は年 400 万円までの額の 90% までの損金算入が可能。(平成 18 年 3 月 31 日まで)	「チャレンジ税制」では交際費の全額損金算入が認められる。 ただし、明らかに費用性(対償性)が認められない場合は、この限りではない。

役員給与

現行税制の概要	中間報告	小委員会修正案
役員賞与の損金不算入 (法 35 の 1) (法 34 の 1、36)	「チャレンジ税制」では、役員賞与の損金算入を認める(ただし過大部分を除く)。	「チャレンジ税制」では、役員賞与の損金算入を認める。 ただし、賞与額を決定する際に役員の恣意性が入り込む余地のないよう、客観性、合理性のある算定基準を予め定めておくことを条件とする。

事業承継税制

現行税制の概要	中間報告	小委員会修正案
<p>小規模宅地特例 (措法 69 の 4、同施行令 40 の 2)</p> <p>自社株軽減特例 (措法 69 の 5、同施行令 40 の 2 の 2)</p>	<p>「チャレンジ税制」を選択した企業の後継者が相続・贈与税を納める場合、次の a または b の制度の適用を受けることができる。最終的には a、b どちらかに一本化すべきであるが現時点では両論併記とする。事業承継を円滑に進めるといふ観点から、どちらの制度が適切かは今後の検討課題としたい。</p> <p>A. 相続により承継される事業用資産は非課税とする。</p> <p>B. 一定期間以上の事業継続を条件とした、農地等の相続税納税猶予制度に準じた相続税の納税猶予およびその免除が認められる。</p>	<p>「チャレンジ税制」を選択した企業の後継者が事業用資産を承継する場合、その事業用資産に係る相続・贈与税は非課税となる。</p> <p>事業用資産とは、自社株式、事業活動に供している土地・建物(被相続人名義のものを含む)などを指す。</p>
<p>特定小規模宅地(事業用・居住用)の減額(相続税) <小規模宅地特例></p> <p>特定小規模宅地を相続した個人事業者・中小法人のオーナーは、400 ㎡までの特定事業用宅地と 240 ㎡までの特定居住用宅地は、評価額の 80% が減額となる特例が受けられる。</p> <p>取引相場のない株式の軽減制度(相続税) <自社株特例></p> <p>取引相場のない自社株等を相続で取得した場合、以下の要件を満たすとき、発行済株式総数の 2/3 以内で、相続税評価額 10 億円以下の分について、相続税の課税価格が 10% 軽減される。</p> <p>発行済株式総額が、相続税評価額ベースで 20 億円未満の会社であること。</p> <p>被相続人等が発行済株式総数の 50% 超を所有していて、相続人が引き続き申告期限まで持ち、役員として会社の経営に従事したこと。</p> <p>両制度の併用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自社株特例を利用して、特例の上限(発行済み株式価額のうち 3 億円まで)に満たない場合には、上限に満たない部分の割合を限度として、小規模宅地特例の利用が可能。 ・小規模宅地特例を利用して、特例の上限(事業用であれば 400 ㎡、居住用であれば 240 ㎡)に満たない場合には、上限に満たない部分の割合を限度として、自社株特例の利用が可能。 		

8 . 中小法人チャレンジ税制による個別企業の減税額試算について

(追加試算)

平成 17 年 11 月 1 日

みずほ総合研究所(株)

事業本部 相談部

1. 趣旨

先に提出した「チャレンジ税制による個別企業の減税額試算」(以下「報告書」という。)では、作業実施時の要件に従い対象を資本金 5 億円未満の法人としたが、その後の東京商工会議所税制小委員会において、資本金 3 億円以下の法人と要件が変更されたことを踏まえ、新要件に対応する減税額を検討するもの

2. 検討対象

報告書では、法人税制について「資本金 1 億円以下」および「資本金 1 億円超 5 億円未満」それぞれのモデル企業を設定し減税額を試算したが、資本金 1 億円以下のモデルには要件変更の影響はないので、今回は「資本金 1 億円超 5 億円未満」のモデルを「資本金 1 億円超 3 億円以下」に変更した場合の減税額を検討する。

なお、事業承継税制については、報告書の「大会社」、「大会社以外」とも資本金 1 億円未満の法人データを前提にしており、今回検討の対象にはならない。

3. 検討方法

報告書で基礎データとした国税庁の統計資料には、資本金 3 億円以下の区分はないため、補足資料を検索した結果、本年 8 月に中小企業庁が公表した統計資料、「平成 16 年度 中小企業実態基本調査」(注)にある、製造業の「資本金 1 億円超 3 億円以下」の法人に関するデータを使用することにした。具体的には、「税引前当期利益」を申告所得の近似値と捉え、以下要領で検討した。

(注) 中小企業庁によると、本調査は中小企業を対象とした初めての大規模な基本調査であるとされる。

なお、製造業以外の卸売業、小売業、サービス業については、中小企業基本法上、資本金 3 億円ではなく 1 億円または 5 千万円以下の法人とされており、上記の中小企業庁統計資料にも、資本金 3 億円以下としたデータはないため、便宜上、製造業についての検討方法(以下に示した比率 / の使用)を他の 3 業種についても適用することにした。

前提

(単位：百万円)

製造業の資本金 1 億円超 5 億円未満の法人 1 社あたりの所得金額 (注 1)	343.2
製造業の資本金 1 億円超 3 億円以下の法人 1 社あたりの税引前当期利益 (注 2)	156.5
の に対する割合 (/)	45.6%

(注 1) 報告書の資料 より (国税庁統計資料ベース)

(注 2) 中小企業庁「平成 16 年 中小企業実態基本調査」より

モデル数値の修正

報告書の資本金 1 億円超 5 億円未満法人のモデル数値 × 上記

(留保税額以外はラウンド値とする)

(単位：百万円)

	報告書モデル数値				修正モデル数値			
	製造業	卸売業	小売業	サービス業	製造業	卸売業	小売業	サービス業
所得金額	340.0	290.0	280.0	230.0	160.0	130.0	130.0	100.0
欠損金額	-230.0	-200.0	-240.0	-220.0	-100.0	-90.0	-110.0	-100.0
役員賞与	7.0	6.0	5.0	4.0	3.0	3.0	2.0	2.0
交際費	13.0	18.0	9.0	10.0	6.0	8.0	5.0	5.0
試験研究費支出額	170.0	100.0	100.0	100.0	80.0	50.0	50.0	50.0
設備導入支出額	25.0	10.0	8.0	8.0	11.0	5.0	4.0	4.0
留保税額	9.4	6.0	7.2	5.5	4.3	2.7	3.3	2.5

4. 計算結果

計算結果は次頁以下のとおりである。

【減税額と還付税額の縮小額】

(単位:百万円)

(利益計上法人の減税額)

業種	報告書				今回修正後				減税額 の縮小
	所得 金額	法人税額		減少額	所得 金額	法人税額		減少額	
		適用前	適用後			適用前	適用後		
製造業	340.0	91.0	54.5	-36.5	160.0	42.7	25.8	-16.9	-19.6
卸売業	290.0	81.0	46.1	-34.9	130.0	35.7	20.6	-15.1	-19.8
小売業	280.0	79.2	46.2	-33.0	130.0	36.3	21.4	-14.9	-18.1
サービス業	230.0	62.5	37.4	-25.1	100.0	26.5	16.1	-10.4	-14.7

(欠損法人の還付税額)

業種	報告書				今回修正後				還付額 の縮小
	欠損 金額	還付税額		増加額	欠損 金額	還付税額		増加額	
		適用前	適用後			適用前	適用後		
製造業	-230.0	0.0	69.0	+69.0	-100.0	0.0	30.0	+30.0	-39.0
卸売業	-200.0	0.0	60.0	+60.0	-90.0	0.0	27.0	+27.0	-33.0
小売業	-240.0	0.0	72.0	+72.0	-110.0	0.0	33.0	+33.0	-39.0
サービス業	-220.0	0.0	66.0	+66.0	-100.0	0.0	30.0	+30.0	-36.0

【減税額と還付税額 要旨】

(単位:百万円)

(利益計上法人の減税額)

業種	資本金1億円以下の法人				資本金1億円超3億円以下の法人			
	所得 金額	法人税額		減少額	所得 金額	法人税額		減少額
		適用前	適用後			適用前	適用後	
製造業	100.0	26.4	15.8	-10.6	160.0	42.7	25.8	-16.9
卸売業	70.0	18.5	11.1	-7.4	130.0	35.7	20.6	-15.1
小売業	80.0	21.7	12.9	-8.8	130.0	36.3	21.4	-14.9
サービス業	70.0	18.6	11.2	-7.4	100.0	26.5	16.1	-10.4

(欠損法人の還付税額)

業種	資本金1億円以下の法人				資本金1億円超3億円以下の法人			
	欠損 金額	還付税額		増加額	所得 金額	還付税額		増加額
		適用前	適用後			適用前	適用後	
製造業	-80.0	0.0	23.4	+23.4	-100.0	0.0	30.0	+30.0
卸売業	-40.0	0.0	11.4	+11.4	-90.0	0.0	27.0	+27.0
小売業	-40.0	0.0	11.4	+11.4	-110.0	0.0	33.0	+33.0
サービス業	-80.0	0.0	23.4	+23.4	-100.0	0.0	30.0	+30.0

【減税額と還付税額 明細】

(単位:百万円)

利益計上法人の減税額							
業種	項目	資本金1億円以下			資本金1億円超3億円以下		
		適用前	適用後	増減	適用前	適用後	増減
製造業	申告所得	100.0	93.0	-7.0	160.0	151.0	-9.0
	役員賞与損金算入額	0.0	3.0	+3.0	0.0	3.0	+3.0
	交際費損金算入額	0.0	4.0	+3.0	0.0	6.0	+6.0
	税額控除・特別税額前法人税額	29.4	20.5	-8.9	48.0	33.2	-14.8
	試験研究費の税額控除	4.5	4.1	-0.4	9.6	6.6	-3.0
	機械装置等の税額控除	0.6	0.6	0.0	0.0	0.8	+0.8
	留保金課税の特別税額	2.1	0.0	-2.1	4.3	0.0	-4.3
	法人税額	26.4	15.8	-10.6	42.7	25.8	-16.9
卸売業	申告所得	70.0	64.0	-6.0	130.0	119.0	-11.0
	役員賞与損金算入額	0.0	2.0	+2.0	0.0	3.0	+3.0
	交際費損金算入額	0.0	4.0	+4.0	0.0	8.0	+8.0
	税額控除・特別税額前法人税額	20.4	14.1	-6.3	39.0	26.2	-12.8
	試験研究費の税額控除	3.0	2.8	-0.2	6.0	5.2	-0.8
	機械装置等の税額控除	0.2	0.2	0.0	0.0	0.4	+0.4
	留保金課税の特別税額	1.3	0.0	-1.3	2.7	0.0	-2.7
	法人税額	18.5	11.1	-7.4	35.7	20.6	-15.1
小売業	申告所得	80.0	73.0	-7.0	130.0	123.0	-7.0
	役員賞与損金算入額	0.0	2.0	+2.0	0.0	2.0	+2.0
	交際費損金算入額	0.0	5.0	+5.0	0.0	5.0	+5.0
	税額控除・特別税額前法人税額	23.4	16.1	-7.3	39.0	27.1	-11.9
	試験研究費の税額控除	3.0	3.0	0.0	6.0	5.4	-0.6
	機械装置等の税額控除	0.2	0.2	0.0	0.0	0.3	+0.3
	留保金課税の特別税額	1.5	0.0	-1.5	3.3	0.0	-3.3
	法人税額	21.7	12.9	-8.8	36.3	21.4	-14.9
サービス業	申告所得	70.0	65.0	-5.0	100.0	93.0	-7.0
	役員賞与損金算入額	0.0	2.0	+2.0	0.0	2.0	+2.0
	交際費損金算入額	0.0	3.0	+3.0	0.0	5.0	+5.0
	税額控除・特別税額前法人税額	20.4	14.3	-6.1	30.0	20.5	-9.5
	試験研究費の税額控除	3.0	2.9	-0.1	6.0	4.1	-1.9
	機械装置等の税額控除	0.2	0.2	0.0	0.0	0.3	+0.3
	留保金課税の特別税額	1.4	0.0	-1.4	2.5	0.0	-2.5
	法人税額	18.6	11.2	-7.4	26.5	16.1	-10.4

欠損法人の還付税額							
業種	項目	資本金 1 億円以下			資本金 1 億円超 3 億円以下		
		適用前	適用後	増減	適用前	適用後	増減
製造業	欠損金額	-80.0	-80.0	0.0	-100.0	-100.0	0.0
	繰戻還付税額	0.0	23.4	+23.4	0.0	30.0	+30.0
卸売業	欠損金額	-40.0	-40.0	0.0	-90.0	-90.0	0.0
	繰戻還付税額	0.0	11.4	+11.4	0.0	27.0	+27.0
小売業	欠損金額	-40.0	-40.0	0.0	-110.0	-110.0	0.0
	繰戻還付税額	0.0	11.4	+11.4	0.0	33.0	+33.0
サービス業	欠損金額	-80.0	-80.0	0.0	-100.0	-100.0	0.0
	繰戻還付税額	0.0	23.4	+23.4	0.0	30.0	+30.0

【要因別減税額分析】

(注) A：資本金 1 億円以下 B：資本金 1 億円超 3 億円以下

項目	製造業		卸売業		小売業		サービス業	
	A	B	A	B	A	B	A	B
役員賞与損金算入	6.6%	4.1%	5.4%	4.6%	4.5%	2.7%	5.4%	3.8%
交際費損金算入	8.5%	7.7%	12.2%	11.3%	12.5%	7.4%	9.5%	10.6%
税率引下げ	64.2%	71.6%	60.8%	62.9%	59.1%	65.8%	62.2%	71.2%
上記 3 項目混合部分	4.7%	4.1%	6.8%	6.0%	6.8%	4.0%	5.4%	5.8%
税額控除拡充	-3.8%	-13.0%	-2.7%	-2.6%	0.0%	-2.0%	-1.4%	-15.4%
留保金課税不適用	19.8%	25.4%	17.6%	17.9%	17.0%	22.1%	18.9%	24.0%
合計	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%

以 上

修正モデル数値による法人税減税額試算

(注) 資本金1億円以下の数値は修正なし

(単位: 百万円)

業種区分	製造業		卸売業		小売業		サービス業	
	1億円以下	1億円超 3億円未満	1億円以下	1億円超 3億円未満	1億円以下	1億円超 3億円未満	1億円以下	1億円超 3億円未満
利益計上法人								
現行税制による計算								
申告所得								
(役員賞与の損金不算入額)								
(交際費の損金不算入額)								
税額控除・特別税額前法人税額(30%、一部軽減税率22%)								
(総額控除にかかる試験研究費支出額)								
同上の控除税額(控除率12%、法人税額の20%を限度)								
(中小企業基盤強化税制にかかる試験研究費支出額)								
同上の控除税額(控除率15%、法人税額の20%を限度)								
(中小企業投資促進税制にかかる支出額)								
同上の控除税額(控除率7%、法人税額の20%を限度)								
課税留保金額に対する特別税額								
法人税額								
チャレンジ税制による計算								
役員賞与・交際費減算前申告所得								
役員賞与損金不算入額を減算								
交際費損金不算入不算入額を減算								
申告所得								
税額控除・特別税額前法人税額(一律22%)								
試験研究費支出額								
同上の控除税額(控除率15%、法人税額の20%を限度)								
機械装置等の取得価額								
同上の控除税額(控除率7%、法人税額の20%を限度)								
(留保金課税は不適用)								
法人税額								
減税額								
減税率								
欠損法人								
欠損金額(全部繰戻しを想定)								
繰戻還付税額(法人税率30%、一部軽減税率22%)								

修正モデル数値による法人税減税額試算

要因別減税額

(単位:百万円)

	業種区分		製造業		卸売業		小売業		サービス業	
	資本金区分	1億円以下	1億円超 5億円未満	1億円以下	1億円超 5億円未満	1億円以下	1億円超 5億円未満	1億円以下	1億円超 5億円未満	
利益計上法人										
所得減額による減税額										
役員賞与損金算入による		-0.7	-0.7	-0.4	-0.7	-0.4	-0.4	-0.4	-0.4	-0.4
交際費損金算入による		-0.9	-1.3	-0.9	-1.7	-0.9	-1.1	-1.1	-0.7	-1.1
税率引下げによる減税額		-6.8	-12.1	-4.5	-9.5	-4.6	-5.2	-9.8	-4.6	-7.4
所得減額・税率引下げ混合による減税額		-0.5	-0.7	-0.5	-0.9	-0.4	-0.6	-0.6	-0.4	-0.6
税額控除にかかる減税額		0.4	2.2	0.2	0.4	0.0	0.3	0.1	0.1	1.6
留保金課税不適用による減税額		-2.1	-4.3	-1.3	-2.7	-1.5	-3.3	-1.4	-1.4	-2.5
軽減額合計		-10.6	-16.9	-7.4	-15.1	-8.8	-14.9	-7.4	-10.4	

各要因の減税額に占める割合

	業種区分		製造業		卸売業		小売業		サービス業	
	資本金区分	1億円以下	1億円超 5億円未満	1億円以下	1億円超 5億円未満	1億円以下	1億円超 5億円未満	1億円以下	1億円超 5億円未満	
利益計上法人										
所得減額による減税額										
役員賞与損金算入による		6.6%	4.1%	5.4%	4.6%	4.5%	2.7%	5.4%	3.8%	
交際費損金算入による		8.5%	7.7%	12.2%	11.3%	12.5%	7.4%	9.5%	10.6%	
税率引下げによる減税額		64.2%	71.6%	60.8%	62.9%	59.1%	65.8%	62.2%	71.2%	
所得減額・税率引下げ混合による減税額		4.7%	4.1%	6.8%	6.0%	6.8%	4.0%	5.4%	5.8%	
税額控除にかかる減税額		-3.8%	-13.0%	-2.7%	-2.6%	0.0%	-2.0%	-1.4%	-15.4%	
留保金課税不適用による減税額		19.8%	25.4%	17.6%	17.9%	17.0%	22.1%	18.9%	24.0%	
軽減額合計		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	

開催実績

税制委員会

開催日	内容
平成16年 4月20日	報告「中小企業のための税制小委員会の検討状況について」
9月2日	討議「中小企業のための税制小委員会」中間報告（素案）について
10月4日	討議「中小企業のための税制小委員会」中間報告（案）について
平成17年 7月26日	報告「中小企業のための税制小委員会」の検討状況について
11月25日	討議「中小企業のための税制小委員会」報告書(案)について

中小企業のための税制小委員会

	開催日	内容
準備会合	平成15年 12月8日	報告「『中小企業の法人税制』の過去の検討状況について」 討議「検討の方向性について」 「検討組織の構成と検討スケジュールについて」
第1回	平成16年 2月4日	討議「今後の進め方について」 自由討議「中小企業を取り巻く税制上の問題点」 その他
第2回	3月3日	討議 対象企業の定義等について 論点整理
第3回	4月13日	討議 「基本認識」 「対象となる中小企業」 「中小企業のための税制」の位置付け、イメージ 「中小企業の活性化にむけた課題」
第4回	6月9日	討議「中小企業のための税制」の骨子（案）について
第5回	7月21日	討議 「中小企業のための税制」骨子（案）について 適用条件（案）について
第6回	8月30日	討議 適用条件（案）について 「中小企業のための税制小委員会」中間報告（素案）について
第7回	9月27日	討議「中小企業のための税制小委員会」中間報告（案）について
第8回	12月21日	討議 今後の進め方について 中間報告の問題点の整理

第9回	平成17年 2月15日	講演「『中小企業のための税制小委員会』中間報告について」 講師：城所総合会計事務所 公認会計士・税理士・行政書士・AFP 城所 弘明 氏
第10回	4月15日	講演「『中小企業のための税制小委員会』中間報告について」 講師：社団法人中小企業診断協会 副会長 中小企業診断士 野村 廣治 氏
第11回	6月15日	討議 中間報告の問題点の整理 試算について
第12回	9月16日	報告「試算結果について」 みずほ総合研究所株式会社 調査本部 政策調査部 主任研究員 内藤 啓介 氏 相談部 東京相談室 上席主任コンサルタント 千葉 瞬一 氏 討議「最終報告（案）について」
第13回	11月16日	討議「最終報告（案）について」

意見交換会及び懇談会

平成16年 5月25日	平成16年度 第1回 本支部税制懇談会 「中小企業のための税制小委員会」での検討事項について
6月4日	平成16年度 第2回 本支部税制懇談会 「中小企業のための税制小委員会」での検討事項について
7月2日	平成16年度 第3回 本支部税制懇談会 「中小企業のための税制小委員会」での検討事項について
7月5日	平成16年度 第4回 本支部税制懇談会 「中小企業のための税制小委員会」での検討事項について
12月2日	台東支部との税制懇談会 「中小法人チャレンジ税制について」
12月9日	葛飾支部第167回役員会 『「中小企業のための税制小委員会」中間報告 ～中小法人チャレンジ税制の提案～』について
平成17年 4月21日	平成17年度 第1回 本支部税制懇談会 「中小企業のための税制小委員会」中間報告についての意見交換
4月26日	平成17年度 第2回 本支部税制懇談会 「中小企業のための税制小委員会」中間報告についての意見交換
4月28日	平成17年度 第3回 本支部税制懇談会 「中小企業のための税制小委員会」中間報告についての意見交換
5月18日	平成17年度 第4回 本支部税制懇談会 「中小企業のための税制小委員会」中間報告についての意見交換

中小企業のための税制小委員会

(敬称略・順不同)

座 長	原 田 康 彦	株式会社資生堂	取締役執行役員 I R・財務担当 (平成17年6月から)
	大 堀 毅 志	株式会社資生堂	取締役常務 (平成17年4月まで)
委 員	木 村 拙 二	愛知産業株式会社	監査役
	藤 原 孝 二	旭化成株式会社	執行役員 経理・財務部部长 (平成17年4月から)
	徳 永 明 博	旭化成株式会社	計数情報センター長 (平成17年3月まで)
	渡 辺 剛 彦	株式会社アテナ	代表取締役社長
	谷 田 剛 一	株式会社タケウヅ・ソグウエア	代表取締役会長
	安 藤 日出男	羽田運輸株式会社	代表取締役社長
	アパルイ -	中 里 実	東京大学 (平成16年8月から同17年3月まで渡米)
	平 川 忠 雄	税理士法人平川会計パートナーズ	代表社員
	米 沢 明 男	みずほ総合研究所株式会社	相談部 東京相談室 顧問
	近 藤 学	構想日本	政策アナリスト
事務局	原 田 平	産業政策部部长	
	小 林 英 文	産業政策部課長	
	浅 野 直 樹	産業政策部主査	
	岡 田 憲 明	産業政策部 (平成17年4月から)	
	進 藤 創	産業政策部 (平成17年3月まで)	

*は退任時の役職
(平成17年12月現在)

参考文献

- ・ 政府税制調査会 法人課税小委員会報告 平成 8 年 11 月
- ・ 経済産業省編「日本新生のための税制改革戦略 経済活性化のための税制基本問題検討会最終報告」平成 13 年 8 月
- ・ (財)通商産業調査会「産業税制ハンドブック 平成 15 年度版」
- ・ 中小企業庁「中小企業白書 2000～2004 年版」
- ・ 中小企業庁「中小企業の会計に関する研究会報告書」平成 14 年 6 月
- ・ 中小企業庁「中小企業施策総覧 平成 16 年度版」
- ・ 中小企業庁「中小企業施策利用ガイドブック 平成 16 年度版」
- ・ 中小企業庁「上手に使おう！中小企業税制 4 6 問 4 6 答 平成 17 年度版」
- ・ 中小企業庁「中小企業の会計 3 8 問 3 8 答」
- ・ 中小企業庁「交際費課税に関する実態調査」2005 年 3 月

- ・ 租税法学会 租税法研究第 13 号「中小法人課税の諸問題」有斐閣 1985 年 10 月
- ・ (財)日本税務研究センター 日税研論集第 4 巻「閉鎖的法人をめぐる課税問題(2)」1987 年 4 月
- ・ (財)日本税務研究センター 日税研論集第 6 巻「中小企業税制」1988 年 3 月
- ・ 播久夫「みなし法人課税廃止論と中小企業税制」中央経済社 1991 年 10 月 15 日
- ・ 山本守之「検証：法人税改革」税務経理協会 1997 年 7 月
- ・ 西野万理「法人税の経済分析」東洋経済新報社 1998 年 4 月
- ・ 日本総合研究所「図解 企業税制の論点 21 世紀の企業税制はこうなる」日刊工業新聞社 1999 年 6 月
- ・ 武田隆二「中小会社の計算公開と監査 各国制度と実践手法」清文社 2000 年 1 月
- ・ 井上嘉文「税制再建 成熟経済下における政策税制のあり方」清文社 2002 年 5 月
- ・ 平野嘉秋編・著「新しい法人制度 多様な事業体の法務・税務」(財)大蔵財務協会 2002 年
- ・ 中里実「デフレ下の法人課税改革」有斐閣 2003 年 1 月
- ・ 岩井克人「会社はこれからどうなるのか」平凡社 2003 年 2 月
- ・ 岸田雅雄「ゼミナール会社法入門 第 5 版」日本経済新聞社 2003 年 2 月
- ・ 三木義一「日本の税金」岩波新書 2003 年 8 月
- ・ 林宏昭「どう臨む財政危機下の税制改革」清文社 2004 年 8 月
- ・ 島田晴雄「法人課税改革」東洋経済新報社 1998 年 6 月
- ・ 本間正明、齊藤慎編「どうする法人税改革」(財)納税協会連合会 1997 年 9 月
- ・ 武田隆二「中小会社の会計」中央経済社 2003 年 4 月

- ・ 阿部泰久、竹内陽一、緑川正博ほか「平成 15、16、17 年度版税制改正の要点解説」清文社 2003、2004、2005 年 3 月
- ・ 平川忠雄編 中島孝一、佐々木京子共著「中小企業会計指針の入門」税務経理協会 2005 年 11 月

- ・ 吉牟田勲「小規模会社立法と中小法人税制の創設問題」1983 年 6 月
- ・ 武田昌輔「中小企業の特別税制の必要」税研 1987 年 9 月
- ・ 林正寿「中小法人課税と税制改革」税経通信 1996 年 4 月
- ・ 小川正雄「アメリカにおける S 法人の構造と課税関係」税法学 535 1996 年 5 月
- ・ 大江晋也「税制・税理士に時代が要請するもの」税研 1997 年 7 月
- ・ 井堀利宏「経済政策における中小企業優遇税制の意義とあり方」税研 1998 年 9 月
- ・ 跡田直澄、前川聡子「中小企業政策のビッグバンに向けて」税研 1998 年 9 月
- ・ 佐藤英明「アメリカにおける中小企業形態の多様性と税制」税研 1998 年 9 月
- ・ 植田卓「中小企業税制のあり方をめぐって」税研 1998 年 9 月
- ・ 鈴木英夫「中小企業の活力を生み出す税制のあり方について」税研 1998 年 9 月
- ・ 大江晋也「中小企業独自税制の提案」税研 1998 年 11 月
- ・ 大野正道「中小法人に係る租税法の視点と課題」税理 1998 年 12 月
- ・ 島田晴雄「法人税改革のあり方と 21 世紀の税制」税研 1999 年 1 月
- ・ 平川忠雄「中小企業独自税制の提案」税研 1999 年 5 月
- ・ 佐野正人「中小企業税制の再構築を」税研 1999 年 11 月
- ・ 水谷忠恒、井堀利宏、平川忠雄「企業の経済環境の変化と税制」税研 2000 年 5 月
- ・ 山本守之「中小企業独自税制の提案」税研 2000 年 5 月
- ・ 品川芳宣「中小企業に活力を与える税制の構築」税務弘報 2001 年 10 月
- ・ 杉田宗久「企業会計の変容と中小企業への影響」税研 2002 年 1 月
- ・ 大江晋也「業績連動型役員報酬の法人税法上の検討」(財)日本税務研究センター 税務事例研究 Vol.76 2003 年 11 月
- ・ 平井裕秀「中小企業における株式譲渡制限会社の活用可能性」税理 2005 年 2 月
- ・ 品川芳宣「商法改正と中小会社会計基準」税研 2004 年 7 月
- ・ 武田昌輔「交際費課税の本質と今後の方向」税理 2005 年 4 月
- ・ 内藤啓介「中小企業支援法の改革と創業拡大への期待」税経通信 2005 年 6 月
- ・ 城所弘明「『留保金課税』実務対応のポイント」税と経営 2005 年 7 月
- ・ 森金次郎「中小会社の会計の適正化への対応」商事法務 2005 年 10 月
- ・ 平井裕秀「『中小企業の会計』及び会計参与制度と中小企業金融」税理 2005 年 11 月 22 日
- ・ 江頭憲治郎「新会社法の意義と特徴」ジュリスト 2005 年 11 月 1 日

- ・ (株)日本総合研究所 調査部 金融・財政研究センター「経済再生をサポートする税制改革を」2002年3月20日
- ・ (株)日本総合研究所 調査部 税制研究会「企業課税改革のあり方～企業活力向上のために実効税率の引下げを」2002年6月19日
- ・ 富士総合研究所「設備投資に関わる税制・税負担の現状と改革の方向」みずほレポート2002年8月
- ・ ニッセイ基礎研「法人税制改革を期待する日本企業 - ニッセイ景況2003年8月調査結果 - 」2003年11月
- ・ 日本公認会計士協会近畿会、大阪商工会議所「中小会社会計等に関する実態調査アンケート結果」平成14年5月
- ・ 東京商工会議所「経営課題に関するアンケート調査結果」平成13年3月

以 上

- 担当事務局 -

東京商工会議所 産業政策部 税制担当

〒100-0005 東京都千代田区丸の内3 - 2 - 2
電話 03-3283-7623 / FAX 03-3213-8716